【公開版】

提出年月日	令和2年6月18日R8
日本原燃株式会社	

 M
 O
 X
 燃料
 加工
 施設
 における

 新規
 制基準に対する適合性

安全審查 整理資料

第23条:火災等による損傷の防止

目 次

- 1章 基準適合性
 - 1. 基本事項
 - 1.1 要求事項の整理
 - 1. 2 要求事項に対する整理
 - 1.3 規則への適合性
 - 2. 火災防護にかかる設計方針
 - 2. 1 火災及び爆発に関する設計
 - 2章 補足説明資料

1章 基準適合性

1. 基本事項

1.1 要求事項の整理

「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 (以下「事業許可基準規則」という。)第二十三条では,重 大事故等対処施設に関する火災等による損傷の防止につい て,以下の要求がされている。

(火災等による損傷の防止)

第二十三条 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火設備及び火災感知設備を有するものでなければならない。

事業許可基準規則の第二十三条の解釈には,以下のとおり,重大事故等対処施設に関する火災等による損傷の防止の適用に当たっては,事業許可基準規則第5条第1項の解釈に準じるよう要求されている。

第23条(火災等による損傷の防止)

1 第23条の適用に当たっては、第5条第1項の解釈に準ずるものとする。

事業許可基準規則の第五条の解釈にはMOX燃料加工施設に対して火災及び爆発の発生防止,火災の感知及び消火並びに影響軽減を講ずることが要求されている。

- 1 第5条については、設計基準において想定される火災又は 爆発により、加工施設の安全性が損なわれないようにするた め、安全機能を有する施設に対して必要な機能(火災又は爆 発の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減) を有することを求めている。
- 2 第1項に規定する「火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有する」とは、以下に掲げる各号を含むものをいう。また、本項の対応にあたっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」を参考とすること。
 - 一 建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不 燃性材料で造られたものであり、必要に応じて防火壁の設 置その他の適切な防火措置を講じたものであること。
 - 二 核燃料物質を取り扱うグローブボックス等の設備・機器 は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とすること。
 - 三 有機溶媒等可燃性の物質又は水素ガス等爆発性の物質を使用する設備・機器は、火災及び爆発の発生を防止するため、発火及び異常な温度上昇の防止対策、可燃性・爆発性の物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策等の適切な対策が講じられる設計であるとともに、適切に設定された熱的及び化学的制限値を超えることの無い設計であること。
 - 四 火災の拡大を防止するために、適切な検知、警報設備お

よび消火設備が設けられているとともに、火災及び爆発による影響の緩和のために適切な対策が講じられるように設計されていること。

- 五 火災又は爆発の発生を想定しても、臨界防止、閉じ込め 等の機能を適切に維持できること。
- 六 上記五の「機能を適切に維持できること」とは、火災又は爆発により設備・機器の一部の機能が損なわれることがあっても、加工施設全体としては、公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさない、十分な臨界防止、閉じ込め等の機能が確保される事をいう。

上記を受け、重大事故等対処施設の火災防護に当たっては、設計基準において想定される火災又は爆発により、重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NFPA801」という。)の要求を参考として、以下の設計とする。

- 1.2 要求事項に対する適合性
- 1. 2. 1 基本方針
- 1. 2. 1. 1 火災等による損傷の防止

重大事故等対処施設は,火災又は爆発により重大事故等に 対処するために必要な機能を損なわれないよう,火災及び爆 発の発生を防止し,早期に火災発生を感知し消火を行うため に,火災防護対策を講ずる設計とする。

(1) 基本事項

【補足説明資料1-1】

- ① 火災防護対象とする重大事故等対処施設 重大事故等対処施設のうち,火災及び爆発の影響を受 けるおそれのある系統及び機器を火災防護対象とする 重大事故等対処施設として選定する。
- ② 火災区域及び火災区画の設定

重大事故等対処施設を設置するエリアについて,重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備 の配置を考慮して火災区域及び火災区画を設定する。

重大事故等対処施設は,火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう,火災防護対策を講ずる設計とする。火災防護対策を講ずる設計を行うに当たり,重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定する。火災区域は,3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。

屋外の重大事故等対処施設を設置する区域について

は,他の区域と分離して火災防護対策を実施するために, 重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための 設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火 災区域を設定する。

火災区画は,MOX燃料加工施設で設定した火災区域 を,重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するため の設備の配置等を考慮して,耐火壁又は離隔距離等に応 じて分割して設定する。

重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災 区域及び火災区画を設定し、火災及び爆発の発生防止並 びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防 護対策を講<u>ず</u>る設計とする。

重大事故等対処施設のうち,内的事象を要因とする重 大事故等へ対処する常設重大事故等対処施設は,関連す る工程を停止することにより重大事故に至らずその機 能を必要としないため,消防法,建築基準法及び日本電 気協会電気技術規程・指針等に基づき設備等に応じた火 災防護対策を講ずる設計とする。

なお,重大事故等対処施設のうち,可搬型のものに対 する火災防護対策については,火災防護計画に定めて実 施する。

③ 火災防護計画

MOX燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策 を実施するため、火災防護計画を策定する。

火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要

員の確保,教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに,安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するため,火災及び爆発の発生防止,火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策について定める。

重大事故等対処施設については,火災及び爆発の発生 防止,火災の早期感知及び消火を行うことについて定め る。

その他の施設については、消防法、建築基準法及び日本電気協会電気技術規程・指針等に基づき設備に応じた 火災防護対策を行うことについて定める。

敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為 事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。) については,安全機能を有する施設を外部火災から防護 するための運用等について定める。

(2) 火災及び爆発の発生防止

【補足説明資料1-2】

重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止については,重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に対する火災発生防止対策を講<u>ず</u>るとともに,発火源に対する対策,水素に対する換気及び漏えい検出対策,並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止

対策等を講ずる設計とする。

また,上記に加え発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講<u>ず</u>るとともに,発火源に対する対策,水素に対する換気,漏えい検出対策及び接地対策,電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。

① 不燃性材料又は難燃性材料の使用

MOX燃料加工施設の建物は,耐火構造又は不燃性材料を使用する設計とする。

重大事故等対処施設の機器等のうち,主要な構造材,ケーブル,換気フィルタ,保温材及び建屋内装材は,可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし,不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は,不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計とする。

また,代替材料の使用が技術上困難な場合は,当該重大事故等対処施設における火災及び爆発に起因して,他の重大事故等対処施設の火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。

放射性物質を内包するグローブボックス及びグロー ブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備(以下 「グローブボックス等」という。)のうち、閉じ込め機 能を喪失することでMOX燃料加工施設の安全性を損 なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃 性材料を使用する設計とする。

重大事故等対処施設に使用するケーブルには,実証試験により延焼性及び自己消火性を確認したケーブルを 使用する設計とする。

重大事故等対処施設に使用するケーブルのうち,機器等の性能上の理由からやむを得ず実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルは,難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認した上で使用する設計とし,当該ケーブルの火災に起因して他の重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。

建屋内の変圧器及び遮断器は,絶縁油等の可燃性物質 を内包していないものを使用する設計とする。

② 落雷, 地震等の自然現象による火災<u>及び爆発</u>の発生防止

重大事故等時にMOX燃料加工施設及びその周辺での発生の可能性,重大事故等対処施設への影響度,事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から,重大事故等時に重大事故等対処施設に影響を与えるおそれがある事象として,地震,津波,落雷,風(台風),竜巻,凍結,高温,降水,積雪,火山の影響,生物学的事象,森林火災及び塩害である。

これらの自然現象のうち,MOX燃料加工施設で火災 及び爆発を発生させるおそれのある落雷,地震,竜巻(風 (台風)を含む。)について,これらの現象によって火 災<u>及び爆発</u>が発生しないように,以下のとおり火災防護 対策を講ずる設計とする。

落雷による火災<u>及び爆発</u>の発生を防止するため,避雷 設備を設置する設計とする。

各構築物に設置する避雷設備は,接地系と連接することにより,接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。

重大事故等対処施設は、耐震設計上の重要度に応じた 地震力が作用した場合においても支持することができ る地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆 発の発生を防止する設計とするとともに、「事業許可基 準規則」第二十五条に示す要求を満足するよう、「事業 許可基準規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。

<u>竜巻(風(台風)を含む。)について,</u>重大事故等対処施設は,重大事故等時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災<u>及び爆発</u>が発生することがないように,竜巻防護対策を行う設計とする。

森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災<u>及び爆発の</u>発生防止を講<u>ず</u>る設計とする。

(3) 火災の感知,消火

① 早期の火災感知及び消火

火災の感知及び消火は,重大事故等対処施設に対して, 早期の火災感知及び消火を行うための火災感知を行う 設備及び消火を行う設備を設置する設計とする。

火災感知を行う設備及び消火を行う設備は,「(2)②

落雷,地震等の自然現象による火災<u>及び爆発</u>の発生防止」で抽出した自然現象に対して,火災感知及び消火の機能,性能が維持できる設計とする。

火災感知を行う設備及び消火を行う設備は,火災区域 及び火災区画に設置する重大事故等対処施設が地震に よる火災を想定する場合においては耐震設計上の重要 度分類に応じて機能を維持できる設計とする。

また、消火を行う設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災を感知する設備の破損、誤作動 又は誤操作が起きたことにより消火を行う設備が作動 した場合においても、重大事故等に対処するために必要 な機能を損なわない設計とする。

【補足説明資料1-3】

【補足説明資料1-5】

<u>a</u>. 火災感知を行う設備

火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮して 型式を選定し、重大事故等対処施設を設置する室に 対して、固有の信号を発する異なる種類の火災感知 器を組み合わせて設置する設計とする。ただし、ク ローブボックス内は、環境条件を考慮すると固有の 信号を発する異なる種類の火災感知器を設置するこ とが困難である。したがって、重大事故等対処施設 として考慮するグローブボックスについては、実用 上使用可能な火災感知器のうち、感知に優位性があ るものを設置する設計とする。火災感知を行う設備 は、全交流電源喪失時においても火災の感知が可能 なように電源<u>を</u>確保<u>し</u>,中央監視室で常時監視できる設計とする。

<u>b.</u>消火を行う設備

重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災 区画では、消火の対象となる施設の特徴や重要度に 応じて、消火を行う設備の種類を選定して消火を行 う設計とする。廊下等の核燃料物質を取り扱わない 室には、屋内消火栓により水消火を行う設計とす る。

工程室等の核燃料物質を取り扱う室には,固定式のガス消火装置により消火を行う設計とする。

グローブボックス内では核燃料物質を取り扱うことを考慮し,固定式のガス消火装置により消火を行う設計とする。

固定式のガス消火装置のうち, 窒素消火装置及び 二酸化炭素消火装置は, 作動前に作業員の退出がで きるよう, 警報を発する設計とする。

消火用水供給系は,2時間の最大放水量を確保するとともに,給水処理設備と兼用する場合は隔離弁 を設置し消火水供給を優先する設計とし,水源及び 消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とす る。

また、屋内<u>及び</u>屋外の消火範囲を考慮し消火栓を 配置するとともに、移動式消火設備を配備する設計 とする。

消火を行う設備の消火剤は, 想定される火災の性

質に応じた十分な容量を配備し、管理区域で放出された場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。

消火を行う設備は、火災の火炎等による直接的な影響、流出流体等による二次的影響を受けず、重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないように設置し、全交流動力電源喪失時の電源確保を図るとともに、中央監視室に故障警報を発する設計とする。

また、煙の二次的影響が重大事故等対処施設に悪 影響を及ぼ<u>す場合は、延焼防止ダンパを設ける</u>設計 とする。

消火を行う設備を設置<u>した</u>場所<u>への</u>移動<u>及び操作</u>を行うため、蓄電池<u>を内蔵する</u>照明器具を設置する 設計とする。

(4) その他

「(2) 火災及び爆発の発生防止」から「(3) 火災の感知,消火」のほか,重大事故等対処施設のそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。

【補足説明資料1-4】

【補足説明資料1-5】

1.3 規則への適合性

事業許可基準規則第二十三条では,重大事故等対処施設 に関する火災による損傷の防止について,以下が要求され ている。

(火災等による損傷の防止)

第二十三条 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により 重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれ がないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、 かつ、消火設備及び火災感知設備を有するものでなければ ならない。

また,事業許可基準規則第二十三条の解釈には,以下が 要求されている。

第23条 (火災等による損傷の防止)

1 第23条の適用に当たっては、第5条第1項の解釈に 準ずるものとする。

事業許可基準規則の第五条の解釈にはMOX燃料加工施設に対して火災及び爆発の発生防止,火災の感知及び消火並びに影響軽減を講ずることが要求されている。

第5条(火災等による損傷の防止)

1 第5条については、設計基準において想定される火 災又は爆発により、加工施設の安全性が損なわれな いようにするため、安全機能を有する施設に対して 必要な機能(火災又は爆発の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有することを求めている。

- 2 第1項に規定する「火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するもの」とは、以下に掲げる各号を含むものをいう。また、本項の対応に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」を参考とすること。
 - 一 建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料で造られたものであり、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講じたものであること。
 - 二 核燃料物質を取り扱うグローブボックス等の設備・機器は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とすること。
 - 三 有機溶媒等可燃性の物質又は水素ガス等爆発性の物質を使用する設備・機器は、火災及び爆発の発生を防止するため、発火及び異常な温度上昇の防止対策、可燃性・爆発性の物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策等の適切な対策が講じられる設計であるとともに、適切に設定された熱的及び化学的制限値を超えることのない設計であ

ること。

- 四 火災の拡大を防止するために、適切な検知、警報 設備及び消火設備が設けられているとともに、 火災及び爆発による影響の緩和のために適切な 対策が講じられるように設計されていること。
- 五 火災又は爆発の発生を想定しても、臨界防止、閉 じ込め等の機能を適切に維持できること。
- 六 上記五の「機能を適切に維持できること」とは、 火災又は爆発により設備・機器の一部の機能が 損なわれることがあっても、加工施設全体とし ては、公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさ ない、十分な臨界防止、閉じ込め等の機能が確保 されることをいう。

上記を受け、MOX燃料加工施設における重大事故等対処施設は、火災又は爆発により、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。

火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備及び早期に火災発生を感知する設備の設計に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NFPA801」という。)の要求を参考とした設計とする。

- 1. 3. 1 適合のための設計方針
- 1. 3. 1. 1 規則第1項(解釈第1項)について

重大事故等対処施設の火災防護対策に当たっては,事業許可基準規則の要求を受け,火災及び爆発の発生を防止し,早期に火災発生を感知し消火を行うために,以下の対策を講<u>ず</u>る。

- (1) 建物は,建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料で造られた設計とする。
- (2) 重大事故等対処施設の設備・機器は,不燃性材料又は 難燃性材料を使用する設計とする。
- (3) 有機溶媒等可燃性の物質又は水素ガス等爆発性の物質を使用する設備・機器は、火災及び爆発の発生を防止するため、不燃性容器への保管、可燃性物質及び爆発性物質の漏えい防止対策、異常な温度上昇の防止対策、空気混入防止対策及び熱的制限値を超えない設計とする。
- (4) 火災の拡大を防止するために,適切な感知を行う設備, 警報設備及び消火を行う設備を設ける設計とする。
- (5) 重大事故等対処施設は,重大事故等に対処するため に必要な機能を確保する観点から,重大事故等対処施 設を設置する区域に対し,火災防護上の区域として火災 区域及び火災区画を設定する。

設定する火災区域及び火災区画に対して,火災の発生 防止,火災の早期感知及び消火のそれぞれを考慮した火 災防護対策を講ずる設計とする。

(6) MOX燃料加工施設を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。

- 2. 火災防護にかかる設計方針
- 2.1 火災及び爆発の防止に関する設計 火災及び爆発の防止に関する設計は、安全機能を有す る施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計並びに 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関す る設計を行う。
- 2.1.1 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の 防止に関する設計
- 2.1.1.1 火災及び爆発の防止に関する設計方針 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により<u>重大事故</u> に至るおそれがある事故(設計基準事故を除く。)若し くは重大事故(以下「重大事故等」という。)に対処す るために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対 処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定 し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火のそ れぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。

火災防護対策を<u>講ずる</u>対象として,重大事故等対処施設のうち,火災又は爆発<u>が発生した場合に,</u>重大事故等 に対処<u>するために</u>必要な機能に影響を及ぼす可能性のある構築物,系統及び機器を選定<u>する。具体的には,重大</u>事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し,火災及び爆発の発生防止,火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。

MOX燃料加工施設における火災防護対策に当たって

は、NFPA801の要求を参考として、MOX燃料加工施設の特徴(非密封形態の核燃料物質をグローブボックスで取り扱うこと、また、工程の停止により施設を安定した状態に維持することで核燃料物質を限定された区域に閉じ込めることができること等)及びその重要度を踏まえた火災防護対策を講ずるものとする。

ただし、NFPA801における具体的な設計展開にかかる要求が、米国内における一般産業で用いられる規格を適用することになっていることを踏まえ、各設備に要求される技術的基準に対しては各設備に要求される技術的な基準を規定している国内法令に基づく設計とする。

また、MOX燃料加工施設の特徴として、取り扱う核燃料物質は固体の核燃料物質のみであり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程も無く、工程を停止することで現状を維持することが可能であり、仮に全交流電源が喪失し、全ての動的機器が機能喪失することを想定した場合でも、安定的な状態を維持できる。また、非密封の核燃料物質を取り扱う工程は地下に設置する設計とすることから、非密封の核燃料物質を上昇させる駆動力が働かない限り、MOX燃料加工施設外に多量の核燃料物質が拡散することは無い。

よって、火災及び爆発に対して発生防止、感知及び消火を含む拡大防止対策を手厚く講<u>ず</u>るため、NFPA801及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)を参考としてMOX燃料加工施設の特徴及びその重要度を踏

まえた対策を講ずる設計とする。

重大事故等対処施設のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備」という。)のうち,外部からの影響を受ける事象(以下「外的事象」という。)以外の動的機器の故障,及び静的機器の損傷等(以下「内的事象」という。)を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備であり,必要に応じて関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないものについては,消防法,建築基準法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。

なお,重大事故等対処施設のうち,可搬型のものに対する火災防護対策については,火災防護計画に定める。

(1) 火災区域及び火災区画の設定

火災防護対象とする重大事故等対処施設を収納するMOX燃料加工施設に、耐火壁等によって囲われた火災区域を設定する。

重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大 事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれ がないよう、火災防護対策を講ずる設計とする。火 災防護対策を講ずる設計を行うに当たり、重大事故 等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画 に設定する。

火災区域は,3時間以上の耐火能力を有する耐火 壁として,3時間耐火に設計上必要な150mm以上の 壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により 3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火 壁により隣接する他の火災区域と分離する。

屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。

火災区画は、MOX燃料加工施設で設定した火災 区域を<u>重大事故等対処施設と設計基準事故に対処す</u> るための設備の配置等を考慮して、耐火壁又は離隔 距離に応じて設定する。

上記方針に基づき,以下の建屋に火災区域及び火 災区画を設定する。

- a. 建物
- (a) 燃料加工建屋
- (b) 第1保管庫·貯水所
- (c) 第2保管庫・貯水所
- (d) 緊急時対策建屋
- b. 燃料補給設備等
- (a) 重油貯槽
- (b) 軽油貯槽

(2) 火災防護計画

MOX燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災

防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、重大事故等対処施設を火災から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。

その他の施設については、消防法、建築基準法及び 日本電気協会電気技術規程・指針等に基づき設備に応 じた火災防護対策を行うことについて定める。

外部火災については,重大事故等対処施設を外部火 災から防護するための運用等について定める。

火災防護計画の策定に当たっては,火災防護審査基 準の要求事項を踏まえ,以下の考えに基づき策定する。

- ① 火災防護対象とする重大事故等対処施設の防護を 目的として実施する火災防護対策を適切に実施する ために、火災防護対策全般を網羅した火災防護計画 を策定する。
- ② 火災防護対象とする重大事故等対処施設の防護を目的として実施する火災防護対策及び火災防護計画を実施するために必要な手順、機器、組織体制を定める。具体的には、火災防護対策の内容、その対策を実施するための組織の明確化(各責任者と権限)、火災防護計画を遂行するための組織の明確化(各責任者と権限)、その運営管理及び必要な要員の確保と教育・訓練の実施等について定める。

- ③ 火災防護対象とする重大事故等対処施設を火災から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の 早期感知及び消火の概念に基づいた、火災区域及び 火災区画を考慮した火災防護対策である、 爆発の発生防止対策、火災の感知及び消火対策を定 める。
- ④ 火災防護計画は, MOX燃料加工施設全体を対象 範囲とし, 具体的には, 以下の項目を記載する。
 - a. 事業許可基準規則第五条に基づく「2.1.1.1(2)③」で示す対策
 - b. 事業許可基準規則第二十三条に基づく火災及び爆発の発生防止,火災の早期感知及び消火の対策,並 びにMOX燃料加工施設の火災により重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないための火災防護対策

また,可搬型重大事故等対処施設<u>,その他MOX</u> <u>燃料加工施設</u>については,設備等に応じた火災防護 対策

c.森林火災,近隣の<u>工場,石油コンビナート等特別</u> 防災区域,危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設(以 下「近隣の産業施設」という。)の爆発,MOX燃 料加工施設敷地内に存在する危険物<u>貯蔵施設</u>の火 災から重大事故等対処施設を防護する対策

ただし,原子力災害に至る火災発生時の対処,原 子力災害と同時に発生する火災発生時の対処,大規 模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突そ の他テロリズムによるMOX燃料加工施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)に伴う大規模な火災が発生した場合の対処は、別途定める文書に基づき対応する。

なお,上記に示す以外の構築物,系統及び機器は, 消防法,建築基準法及び日本電気協会電気技術規程・指針等に基づく火災防護対策を実施する。

- d. 火災防護計画は、火災及び爆発の発生防止、火災 の感知及び消火を考慮し、火災防護関係法令・規程 類等、火災発生時における対応手順、可燃性物質及 び火気作業に係る運営管理に関する教育・訓練を定 期的に実施することを定める。
- e. 火災防護計画は、その計画において定める火災防 護計画全般に係る定期的な評価及びそれに基づく 改善を行うことによって、継続的な改善を図ってい くことを定め、火災防護審査基準への適合性を確認 することを定める。
- f. 火災防護計画は,再処理事業所MOX燃料加工施設の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第22条第1項の規定に基づく再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定(以下「保安規定」という。) に基づく文書として制定する。
- g. 火災防護計画の具体的な遂行のルール,具体的な 判断基準等を記載した文書,業務処理手順,方法等 を記載した文書の文書体系を定めるとともに,持込 み可燃性物質管理や火気作業管理,火災防護に必要

な設備の保守管理,教育訓練等に必要な要領については,各関連文書に必要事項を定めることで,火災防護対策を適切に実施する。

- 2.1.1.2 <u>重大事故等対処施設に対する</u>火災及び爆発の発生防止
- 1.1.2.1 重大事故等対処施設の火災及び爆発 の発生防止

重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止については、発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、火気の取扱い、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、空気の混入防止対策並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。

(1) 発火性物質又は引火性物質

発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画には、以下の火災及び爆発の発生防止対策を講<u>ず</u>る設計とする。発火性物質又は引火性物質としては、消防法で定められる危険物又は少量危険物として取り扱うもののうち「潤滑油」、「燃料油」に加え、高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素、窒素、二酸化炭素、アルゴン、NOx、プロパン及び酸素のう

ち,可燃性ガスである「水素」及び可燃性ガスを含むガス並びに上記に含まれない「分析試薬」を対象とする。

分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬 及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱う ため、保管及び取扱いに係る火災発生防止対策を講 ずる。

① 漏えいの防止,拡大防止

火災区域に対する漏えいの防止対策, 拡大防止対策 の設計について以下を考慮した設計とする。

a. 発火性物質又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備

火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講<u>ず</u>る設計とするとともに、オイルパン又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。

b. 発火性物質又は引火性物質である<u>可燃性ガス</u>を 内包する設備

発火性物質又は引火性物質である水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は,溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。

② 配置上の考慮

火災区域における設備の配置については、発火性物質又は引火性物質の油内包設備及び可燃性ガス内包設備の火災及び爆発により、重大事故に対処するために必要な機能を損なわないよう、発火性物質又は引火性物質を内包する設備と重大事故等対処施設は、隔壁の設置又は離隔等による配置上の考慮を行う設計とする。

③ 換気

火災区域及び火災区画に対する換気について,以 下の設計とする。

a. 発火性物質又は引火性物質である油内包設備 建屋内で重大事故等対処施設を設置する火災区 域又は火災区画の発火性物質又は引火性物質であ る油内包設備を設置する火災区域又は火災区画 は、漏えいした場合に気体状の発火性物質又は引 火性物質が滞留しないよう、機械換気を行う設計 とする。

また、屋外に設置する燃料貯蔵設備は、自然換 気を行う設計とする。

b. 発火性物質又は引火性物質である可燃性ガス内 包設備

火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質である可燃性ガスのうち,水素を内包する設備である焼結炉等,充電時に水素を発生する蓄電池,可燃性ガスを含むガスボンベを設置 又は使用する火災区域又は火災区画は,火災及び 爆発の発生を防止するために,機械換気を行う設 計とする。

蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は機械 換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度 以下とするよう設計する。安全上重要な施設の蓄 電池及び非常用直流電源設備等を設置する火災区 域又は火災区画の換気設備は、非常用所内電源設 備から給電する設計とする。それ以外の蓄電池を 設置する火災区域又は火災区画の換気設備は、建 屋換気系、電気盤室、非管理区域等の排風機によ る機械換気又は建屋換気系の送風機による機械換 気を行う設計とする。

再処理施設と共用する緊急時対策建屋の蓄電池 を設置する火災区域の換気設備は,再処理施設と 共用する緊急時対策所用発電機から給電する設計 とする。

c. 燒結炉等

焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理 装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計と する。

4 防爆

火災区域に対する防爆について,以下の設計とする。

a. 発火性物質又は引火性物質である引火性液体を 内包する設備 (a) <u>火災区域内に設置する</u>引火性液体を内包する 設備は、潤滑油又は燃料油が設備の外部へ漏え いしても、引火点は発火性物質又は引火性物質 である潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置 する室内温度よりも十分高く、機器運転時の温 度よりも高いため、可燃性の蒸気となることは ない。

また、燃料油である重油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画については、<u>重油</u>が設備の外部へ漏えいし、万一、可燃性の蒸気が発生した場合であっても、非常用所内電源設備より給電する換気設備で換気することで、可燃性の蒸気が滞留するおそれが無い設計とする。

- (b) 工場電気設備防爆指針における危険箇所には 該当しないが、重油貯槽、第1軽油貯槽及び第 2軽油貯槽(以下「軽油貯槽」という。)につ いて、電気接点を有する機器は、防爆構造とす る設計とする。
- (<u>c</u>) 電気を供給する設備のうち、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。
- b. 発火性物質又は引火性物質である水素を内包する設備

水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地

を施す設計とする。

⑤ 貯蔵

火災区域に設置する発火性物質又は引火性物質を 貯蔵する機器については,以下の設計とする。

発火性物質又は引火性物質として貯蔵を行う非常 用発電機用の燃料油及び焼結炉等に使用する水素・ アルゴン混合ガス,重油貯槽及び軽油貯槽の燃料油 (重油及び軽油)に対し以下の措置を講ずる。

a. 非常用発電機へ供給する屋内の燃料油は,必要な量を消防法に基づき地下タンク貯蔵所に安全に貯蔵できる設計とする。貯蔵量は事故対処に必要な期間の外部電源喪失に対して非常用発電機を連続運転するために必要な量を貯蔵する設計とする。

焼結炉等に使用する水素・アルゴン混合ガスは, エネルギー管理建屋で製造し,焼結炉等へ供給する 設計とする。

b. 重油貯槽及び軽油貯槽のうち,重油貯槽は,緊急 時対策建屋用発電機を7日間以上連続運転するた めに必要な量を貯蔵することを考慮した設計とす る。

軽油貯槽は,可搬型発電機等を7日間以上連続運転するために必要な量を貯蔵することを考慮した 設計とする。

(2) 可燃性の蒸気への対策

火災区域における可燃性の蒸気を取り扱う設備に

ついては、以下の設計とするとともに、火災区域には 金属粉や布による研磨機のように静電気が溜まるお それがある設備を設置しない設計とする。

① 可燃性蒸気が滞留するおそれがある機器

重大事故等対処施設を設置するエリアでは,可燃性 蒸気が滞留するおそれがある機器を設置しない設計 とする。

地下に設置する重油貯槽及び軽油貯槽は消防法に 基づき、通気管による排気を行う設計とする。

また, 静電気の発生のおそれのある機器は接地を施 す設計とする。

火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とするとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。

(3) 火気の取扱い

溶接等の火気作業に対し、以下の手順をあらかじめ整備する。

- ① 火気作業前の計画策定
- ② 火気作業時の養生,消火器の配備,監視人の配置及び可燃物の除去
- ③ 火気作業後の確認事項 (残り火の確認等)
- ④ 安全上重要と判断された区域における火気作業の

管理

- ⑤ 火気作業養生材に関する事項 (不燃シートの使用等)
- ⑥ 仮設ケーブル (電工ドラム含む) の使用制限
- ⑦ 火気作業に関する教育

(4) 発火源への対策

火花の発生を伴う設備は,発生する火花が発火源 となることを防止する設計とするとともに,周辺に 可燃性物質を保管しないこととする。

また、高温となる設備は、高温部を冷却する<u>こと</u>により、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。

a. 燒結炉等

焼結炉等は,運転中は温度制御機器により炉内 の温度制御を行う設計とする。

焼結炉等は炉殻表面が高温にならないよう,運 転中には冷却水により冷却する設計とする。

また,燃料加工建屋内の冷水ポンプは予備機を 設ける設計とし、当該ポンプの故障を検知した場 合には、予備機が起動する設計とする。なお、冷 却水流量が低下した場合においても、冷却水流量 低による加熱停止回路により、ヒータ電源を自動 で遮断し加熱を停止する設計とする。

(5) 水素対策

火災区域に対する水素対策については,以下の設 計とする。

火災区域に設置する水素・アルゴン混合ガスを内 包する設備は、溶接構造等により火災区域内又は火 災区画への水素の漏えいを防止するとともに、機械 換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以 下とするよう設計する。

蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は,充電時において蓄電池から水素が発生するおそれがあることから,機械換気を行うことにより,水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計し,当該区域に可燃性物質を持ち込まないこととする。

また、蓄電池室の上部に水素漏えい検知器を設置 し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以 下で中央監視室に警報を発する設計とする。

水素・アルゴン混合ガスを内包する系統及び機器のうち焼結炉等は、水素・アルゴン混合ガスを用いて焼結炉内のグリーンペレットを焼結することから、万一の室内への水素・アルゴン混合ガスの漏えいを早期に検知するため、これらの系統及び機器を設置する室に水素漏えい検知器を設置し、制御第1室、制御第4室及び中央監視室に警報を発する設計とする。

(6) 空気の混入防止対策

焼結炉等,水素・アルゴン混合ガスを使用する機

器の接続部は、溶接又はフランジ接続により空気が流入しにくい設計とする。

また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に流入することを防止する設計とする。

a. 燒結炉

焼結炉の出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け、容器を出し入れする際に置換室の雰囲気を置換し、焼結炉内へのグローブボックス雰囲気が流入しない設計とする。

焼結炉内への空気の混入を監視する目的で酸素 濃度計を設置し、検出された場合にはヒータ電源 を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気する とともに、制御第1室及び中央監視室に警報を発 する設計とする。

b. 小規模焼結処理装置

小規模焼結処理装置は、容器を炉内へ装荷した後、炉内雰囲気を置換し、小規模焼結炉内へグローブボックス雰囲気が流入しない設計とし、焼結時のみ水素・アルゴン混合ガス雰囲気にすることで、空気と混合することが無い設計とする。

焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視する目的で酸素濃度計を設置し、検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、制御第1室、制

御第4室及び中央監視室に警報を発する設計とする。

(7) 過電流による過熱防止対策

MOX燃料加工施設内の電気<u>系統に対する過電流</u>による過熱及び焼損の防止対策として,電気系統は,機器の損壊,故障及びその他の異常を検知<u>した</u>場合には,遮断器により故障箇所を隔離することにより,故障の影響を局所化<u>できるとともに</u>,他の安全機能への影響を限定できる設計とする。

2.1.1.2.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用 重大事故等対処施設は,可能な限り不燃性材料又は難 燃性材料を使用する設計とし,不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は,不燃性材料又は難燃性 材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」 という。)を使用する設計とする。

また、構築物、系統及び機器の機能を確保するために 代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該系統及び機 器における火災に起因して、他の重大事故等対処施設に おいて火災が発生することを防止するための措置を講<u>ず</u> る設計とする。

(1) 主要な構造材に対する不燃性材料

重大事故等対処施設<u>を構成する機器等</u>のうち、機器,配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤

の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材 は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属材料又 はコンクリートを使用する設計とする。

また、<u>核燃料物質を</u>非密封で取り扱う機器を収納するグローブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。

ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるが、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎にさらされることは無く、火災による安全機能への影響は限定的であること、また、他の重大事故等対処施設に延焼するおそれが無いことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用可能な設計とする。

また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油、並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。

(2) 変圧器及び遮断器に対する絶縁油の内包

重大事故等対処施設のうち,燃料加工建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。

(3) 難燃ケーブルの使用

重大事故等対処施設に使用するケーブルには,実

証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格 IEEE383-1974又はIEEE1202-1991垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581(Fourth Edition) 1080 VW-1 UL垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。

ただし、機器の性能上の理由から実証試験にて延 焼性及び自己消火性を確認できないケーブルは、難 燃ケーブルと同等以上の性能を有する材料を使用す る設計とする。

具体的には、ケーブルに対し、金属製の筐体等に 収納、延焼防止材により保護、専用の電線管に敷設 等の措置を講ずることにより、他の重大事故等対処 施設及び設計基準事故に対処するための設備におい て火災及び爆発が発生することを防止する設計とす る。

(4) 換気フィルタに対する不燃性材料及び難燃性材料 の使用

火災防護対象とする重大事故等対処施設のうち、 換気のフィルタの主要な構造材は、「JACA No.11A (空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社 団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足 する難燃性材料又は不燃性材料を使用する設計とす る。

(5) 保温材に対する不燃性材料の使用

火災防護対象とする重大事故等対処施設に対する保温材は、ロックウール、グラスウール、けい酸カルシウム等、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で建築材料として定められたものを使用する設計とする。

(6) 建屋内装材に対する不燃性材料の使用

建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。

ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮 したものとする。

管理区域の床及び壁<u>は</u>,耐汚染性,除染性,耐摩 耗性等を考慮し,<u>原則として腰高さまで</u>エポキシ樹 脂系塗料等のコーティング剤により塗装する設計と する。

塗装は, 難燃性能を確認したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること, また, 燃料加工建屋内に設置する火災防護対象とする重大事故等対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し, 周辺には可燃性物質が無いことから, 塗装が発火した場合においても他の火災防護対象とする重大事故等対処施設において火災を生じさせるおそれは小さい。

2.1.1.2.3 落雷,地震等の自然現象による火災 及び爆発の発生防止

重大事故時におけるMOX燃料加工施設の敷地及びその周辺での発生の可能性,重大事故等対処施設への影響度,事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から,重大事故時に重大事故等対処施設に影響を与えるおそれがある事象として,地震,津波,落雷,風(台風),竜巻,凍結,高温,降水,積雪,火山の影響,生物学的事象,森林火災及び塩害を選定する。

生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響については,侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。

津波,凍結,高温,降水,積雪,生物学的事象及び塩害は,発火源となり得る自然現象ではなく,火山の影響についても,火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると,発火源となり得る自然現象ではない。

したがって、MOX燃料加工施設で火災<u>及び爆発</u>を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、竜巻(風(台風)含む。)及び森林火災について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。

(1) 落雷による火災<u>及び爆発</u>の発生防止 落雷による火災<u>及び爆発</u>の発生を防止するため, 「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608),建築基 準法に基づき,日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。

重大事故等対処施設に設置する避雷設備は,構内接地系と連接することにより,接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。

避雷設備設置箇所を以下に示す。

- a. 燃料加工建屋
- b. 排気筒
- c. 窒素ガス発生装置
- (2) 地震による火災及び爆発の発生防止

重大事故等対処施設は、耐震設計上の重要度<u>分類</u>に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する。

耐震については事業許可基準規則の第二十五条に 示す要求を満足するよう,事業許可基準規則の解釈 に従い耐震設計を行う設計とする。

(3) 竜巻(風(台風)を含む。)による火災<u>及び爆発</u> の発生防止

重大事故等対処施設は、重大事故等時の竜巻(風 (台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発 生することがないように、竜巻防護対策を行う設計 とする。 (4) 森林火災による火災<u>及び爆発</u>の発生防止 森林火災については,防火帯により,重大事故等 対処施設の火災<u>及び爆発</u>の発生防止を講<u>ず</u>る設計と する。

2.1.1.3 火災の感知,消火

火災の感知及び消火については,重大事故等対処施設 に対して,早期の火災感知及び消火を行うための火災感 知設備及び消火設備を設置する設計とする。

グローブボックスについては、非密封の核燃料物質を 取り扱い、かつ、火災発生時に核燃料物質に対して駆動 力を与えるため、グローブボックス内に対しても、早期 に火災感知及び消火を行うための火災感知を行う設備及 び消火を行う設備を設置する設計とする。

具体的な設計を「2.1.1.3.1 火災感知を行う設備」から「2.1.1.3.4 消火を行う設備の 破損,誤動作又は誤操作による重大事故対処施設への影響」に示す。

このうち、火災感知を行う設備及び消火を行う設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、重大事故等対処施設の耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とすることを「2.1.1.3.3 自然現象の考慮」に示す。

また、消火を行う設備は、破損、誤動作又は誤操作が 起きた場合においても、重大事故等対処施設の安全機能 を損なわない設計とすることを「2.1.1.3.4 消火を行う設備の破損、誤動作又は誤操作による重大事 故等対処施設への影響」に示す。

2.1.1.3.1 火災感知を行う設備火災感知を行う設備は、重大事故等対処施設を設置す

る火災区域及び火災区画の火災を早期に感知するために 設置する設計とする。

グローブボックス内については、非密封の核燃料物質 を取り扱い、かつ、核燃料物質に対して駆動力を与える ため、火災を早期に感知するために火災感知を行う設備 を設置する設計とする。

(1) 火災感知<u>を行う設備</u>の環境条件等の考慮及び多様 化

火災防護対象とする重大事故等対処施設を設置する室並びにグローブボックス内の火災感知器の型式は,放射線,取付面高さ,温度,湿度,空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。

<u>また</u>, 火災を早期に感知するとともに, 火災の発生場所を特定するために, 固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。

火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する 異なる種類の火災感知器は,原則,煙感知器<u>(アナログ式)</u>及び熱感知器<u>(アナログ式)</u>を組み合わせて設置し,<u>耐酸性の火災感知器のようにその原理からアナログ式にできない場合を除き,</u>誤作動を防止するため平常時の状態を監視し,急激な温度や煙の濃度の上昇を把握することができるアナログ式を選定する。 ただし,放射線の影響を考慮する場所に設置する 火災感知器については、非アナログ式とする。

また、火災感知器は、誤作動防止を考慮した配置、周囲温度を踏まえた熱感知器作動温度の設定等により、誤作動を防止する設計とする。

グローブボックス内の火災感知器については、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うことや架台や内装機器等の機器が内部に設置されているという特徴を踏まえると、使用できる火災感知器が制限されることから、実用上使用可能な火災感知器のうち、火災感知に優位性がある熱感知器を選定する。

なお、煙感知器を設置した場合には、<u>半導体回路を有しているため、放射線の影響を受けやすいこと</u>,及び粉末粒子による誤作動が考えられることから適さない。また、炎感知器を設置した場合には、内装機器等が障害物となることによりグローブボックス内の全範囲の感知が困難であること、半導体回路を有しており放射線影響による故障が考えられること及びグローブボックス内で使用するレーザー光による誤感知の可能性があることから適さないことを踏まえ、動作原理が異なる熱感知器を組み合わせて設置する。

火災防護対象とする重大事故等対処施設のうち, コンクリート製の構造物や金属製の配管,タンク等 のみで構成する機器等を設置する室は,機器等を不 燃性の材料で構成しており,火災の影響により機能 を喪失するおそれがないことから,固有の信号を発 する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず,消 防法に基づいた設計とする。

消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても,安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。

ただし、<u>以下の</u>通常運転時に人の立入りが無く、 可燃性物質が無い区域は除く。

a. 可燃性物質が無い室(高線量区域)

燃料棒貯蔵室等,核燃料物質を取り扱い,高線量により通常運転時に人の立入りの無い室のうち可燃性物質が設置せず,不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理を行う場所は,通常運転時における火災の発生及び人による火災の発生のおそれがないことから,火災の感知の必要は無い。

b. 可燃性物質が無い室 (ダクトスペース及びパイ プスペース)

ダクトスペースやパイプスペースは高線量区域では無いが、可燃性物質が設置されておらず、不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理を行う場所であり、点検口は存在するが、通常運転時には人の立入りが無く、人による火災の発生のおそれがないことから、火災感知器を設置しない

設計とする。

(2) 火災感知器の性能と設置方法

火災感知器については消防法施行規則(昭和36年 自治省令第6号)第23条第4項に従い設置する設計 とする。

また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、火災感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては、同項において求める火災区域内の火災感知器の網羅性及び自動火災報知設備の火災感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号)第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。

火災感知器は、環境条件及び火災防護対象<u>とする</u> 重大事故等対処施設の特徴を踏まえ設置することと し、アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器の 組合せを基本として設置する設計とする。

一方,以下に示すとおり,屋内において取り付け 面高さが熱感知器又は煙感知器の上限を超える場合 及び外気取入口など気流の影響を受ける場合並びに 屋外構築物の監視に当たっては,アナログ式感知器 の設置が適さないことから,非アナログ式の炎感知 器及び非アナログ式の熱感知カメラを設置する設計 とする。

非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感

知力メラは、炎が発する赤外線や紫外線を感知する ため、煙や熱と比べて感知器に到達する時間遅れが なく、火災の早期感知に優位性がある。

また,非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラ (サーモカメラ)を設置する場合は,それぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とするとともに,誤動作防止対策のため,屋内に設置する場合は,外光が当たらず,高温物体が近傍にない箇所に設置することとし,屋外に設置する場合は,屋外型を採用するとともに,必要に応じて太陽光の影響を防ぐ遮光板を設置する設計とする。

ただし、蓄電池室は換気設備により清浄な状態に保たれていること及び水素ガス漏えい検知器により爆発性雰囲気とならないことを監視しているものの、腐食性ガスが蓄電池より発生するおそれを加味し、1台は非アナログ式の耐酸性仕様の火災感知器と通常のアナログ式の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。

よって,非アナログ式の火災感知器を採用してもアナログ式の火災感知器と同等以上の性能を確保することが可能である。

非アナログ式の火災感知器を設置する火災区域又 は火災区画を以下に示す。

a. 設置高さのある火災区域又は火災区画(屋内) 火災区域又は火災区画のうち設置高さが高い場 所は、消防法に基づき設置できる熱感知器が差動 分布型感知器に限定されることから、一方は非ア ナログ式の熱感知器(差動分布型)を設置する設 計とする。

<u>b</u>. 高線量区域

放射線の影響を考慮する場所に設置する火災感知器については、半導体の使用が少なく放射線の影響を受けにくいと考えられる非アナログ式とする。

c. グローブボックス内

グローブボックス内は放射線の影響を考慮する 必要があるため、高線量区域と同様に半導体の使 用が少なく放射線の影響を受けにくいと考えられ る非アナログ式とする。

熱感知器の組合せとしては、白金測温抵抗体 (温度異常(60℃以上)を感知)及びグローブボ ックス全体の温度上昇を感知できる熱電対式の差 動分布型熱感知器(温度上昇異常(15℃/min以 上)を設置する。

このため、白金測温抵抗体は、通常時換気を行うグローブボックス内において、火災による熱が集中しやすいグローブボックスの排気口付近に設置し、差動分布型熱感知器は、グローブボックスの天井に設置することにより、早期に火災を感知できる設計とする。

なお, 差動分布型熱感知器は一般的に大空間に

設置され、<u>熱による温度上昇</u>を感知するものであるが、グローブボックス内は、部屋に比べて容積が小さいことから十分感知が可能である。

火災発生時の駆動力になりやすい火災源で特に 対処が必要なものとして、火災発生時に公衆に与 える影響が大きくなることが想定される安全上重 要な施設のグローブボックスのうち、グローブボ ックス内に潤滑油を内包する機器がある場合は、 その近傍に、白金測温抵抗体を設置することで、 早期に火災を感知する設計とする。白金測温抵抗 体又は差動分布型熱感知器のいずれか1つが感知 した場合に、火災感知信号を発信する設計とす る。

また, 熱感知器を有する火災感知を行う設備は 故障検知回路を有することで, 断線等による故障 を検知できる設計とする。

d. 地下埋設物 (重油貯槽, 軽油貯槽)

地下タンク室上部の点検用マンホールから地上 までの空間に燃料が気化して充満することを想定 し火災感知器を設置するため防爆構造の火災感知 器とする必要がある。

よって、それぞれ防爆型のアナログ型熱感知器 (熱電対)に加え、非アナログ式の炎感知器を設 置する設計とする。

(3) 火災感知を行う設備の電源確保

火災感知を行う設備は、外部電源喪失時<u>及び非常</u>用発電機の多重故障(以下「全交流動力電源喪失 時」という。)にも火災の感知が可能となるよう,電源を確保する設計とする。

また,<u>重大事故等対処施設</u>を設置する火災区域<u>又</u> は火災区画並びに安全上重要な施設のグローブボックス内の火災感知を行う設備は,非常用所内電源設備 <u>又は感知の対象とする設備の耐震設計上の重要度</u> 分類に応じて,各建屋の可搬型発電機等,非常用母 線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発 電機から給電する設計とする。

(4) 受信機

中央監視室に設置する受信機に火災信号を表示するとともに警報を発することで,適切に監視できる設計とする。

また,受信機は,火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより,火災の発生場所を特定できる設計とする。

火災感知器は受信機を用いて以下のとおり点検を 行うことができるものを使用する設計とする。

- ① 自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常が無いことを確認するため、定期的に自動試験又は遠隔試験を実施する。
- ② 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感

知器は、火災感知器の機能に異常が無いことを確認 するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模 擬した試験等を定期的に実施する。

- ③ グローブボックス内の火災感知を行う設備については,以下の試験を実施する。
 - a. 白金測温抵抗体
 - (a) 健全性確認 抵抗値を測定し、温度に相当する抵抗である ことを確認する。
 - (b) 動作確認 模擬抵抗を接続し、温度指示、温度異常表 示、ブザー吹鳴が適切であることを確認する。

b. 差動分布型熱感知器

(a) 健全性確認

メータリレー試験器を接続し、抵抗値を測定 し、正常であることを確認する。

(b) 動作確認

メータリレー試験器を接続し、温度上昇異常 表示、ブザー吹鳴を確認する。

(5) 試験·検査

火災感知を行う設備は、その機能を確認するため 定期的な試験及び検査を行う。

2. 1. 1. 3. 2 消火を行う設備

消火を行う設備は、<u>以下に示すとおり、</u>重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画の火災を早期に消火できるように設置する設計とする。

(1) 火災に対する二次的影響を考慮

MOX燃料加工施設内の消火を行う設備のうち, 屋内消火栓,窒素消火装置及びグローブボックス消火装置等を適切に配置することにより,重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。

消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性を有するガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。また、煙の二次的影響が重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。また、グローブボックス排気設備のフィルタは、火災時に発生するばい煙により機能を喪失しない設計とする。

具体的には、消火に用いるガス消火剤のうち窒素 及び二酸化炭素は不活性ガスであることから、設備 の破損、誤作動又は誤動作により消火剤が放出して も電気及び機械設備に影響を与えない。

消火を行う設備は火災による熱の影響を受けても 破損及び爆発が発生しないように,消火ガスボンベ

に接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに、消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置<u>す</u>るエリアとは別の火災区域又は火災区画あるいは十分に離れた位置に設置する設計とする。

中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)の床下及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室の床下は、固定式消火設備を設置することにより、早期に火災の消火を可能とする設計とする。固定式消火設備の種類及び放出方式については、火災に対する二次的影響を考慮したものとする。

グローブボックス内の消火は、グローブボックス 消火装置により行うが、負圧を維持しながら消火剤 を放出することで、万一の火災時にグローブボック スが起動しても、グローブボックスの内圧上昇に伴 う排気経路外からの放射性物質の漏えいを防止する 設計とする。

(2) 想定される火災の性状に応じた消火剤容量 消火を行う設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、 想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備え る設計とする。

油火災(油内包設備や燃料タンクからの火災)が 想定される非常用発電機室には、消火性能の高い二 酸化炭素消火装置(全域)を設置し、消防法施行規 <u>則第十九条に基づき算出される必要量の消火剤を配</u> 備する設計とする。

その他の火災区域又は火災区画に設置する窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置についても上記同様に消防法施行規則第十九条に基づき,単位体積あたりに必要な消火剤を配備する設計とする。

中央監視室等の床下消火に当たって必要となる消火剤量については、消防法を満足する単位体積あたりに必要な消火剤を配備する設計とする。また、ケーブルトレイ内の消火に当たって必要となる消火剤量については、消防法を満足するとともに、その構造の特殊性を考慮して、設計の妥当性を試験により確認された消火剤容量を配備する。

グローブボックス内の消火を行うグローブボックス消火装置については、グローブボックス排風機の 運転を継続しながら消火を行うという特徴を踏ま え、消防法施行規則第十九条に要求される、単位体 積あたりに必要な容量以上の消火剤を配備する設計 とする。

火災区域<u>又は</u>火災区画に設置する消火器については、消防法施行規則第六条から第八条に基づき延床面積又は床面積から算出<u>した</u>必要量の消火剤を配備する設計とする。

消火剤に水を使用する消火用水の容量は,「(10) 消火用水の最大放水量の確保」に示す。

(3) 消火栓の配置

火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓は, 放水に伴う臨界発生防止等を考慮し,重大事故等対 処施設を設置する火災区域と臨界の発生防止及び溢 水の発生防止を考慮する火災区域又は火災区画を除 く区域を消火できるよう,消防法施行令第十一条 (屋内消火栓設備に関する基準)及び第十九条(屋 外消火栓設備に関する基準)に準拠し配置すること により,消火栓により消火を行う必要のあるすべて の火災区域又は火災区画(固定式のガス消火装置に よる消火対象室を除く)における消火活動に対処で きるように配置する設計とする。屋内消火栓の使用 に当たっては,安全上重要な施設の安全機能及び核 燃料物質の臨界への影響を考慮する。

また,重大事故等対処施設を設置する火災区域と 臨界の発生防止及び溢水の発生防止を考慮する火災 区域又は火災区画については,消火活動が困難とな る区域として,固定式のガスによる消火装置を設置 することで,すべての火災区域に対して消火を行う ことが可能な設計とする。

(4) 移動式消火設備の配備

火災時の消火活動のため、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第七条の四の三<u>に基づき、消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備</u>として、大型化学高所放水車を配備するとともに、

故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備するものとする。

また, 航空機落下による化学火災 (燃料火災) 時の対処のため化学粉末消防車を配備するものとする。

(5) 消火を行う設備の電源確保

消火を行う設備のうち,再処理施設と共用する消火用水供給系の電動機駆動消火ポンプは運転予備用 母線から受電する設計とするが,ディーゼル駆動消火ポンプは,外部電源喪失時でもディーゼル機関を 起動できるように,専用の蓄電池により電源を確保 する設計とする。

また,重大事故等対処施設を設置する火災区域又 は火災区画の消火活動が困難な箇所に設置する固定 式のガス消火設備は,全交流動力電源喪失時におい ても消火が可能となるよう,各建屋の可搬型発電機 等,非常用母線又は緊急時対策建屋用発電機から給 電するとともに,設備の作動に必要な電源を供給す る蓄電池を設ける設計とする。

なお、地震時において<u>固定式のガス消火設備</u>による消火活動を想定する必要の無い火災区域又は火災 区画に係る消火を行う設備については常用所内電源 設備から給電する設計とし、<u>作動に電源が不要とな</u> る消火設備については上記の限りではない。 (6) 消火を行う設備の故障警報

各消火を行う設備の<u>電源断等の</u>故障警報<u>を</u>中央監 視室に発報する設計とする。

再処理施設と共用する緊急時対策建屋に設置する 消火設備の故障警報は緊急時対策建屋の建屋管理室 において吹鳴する設計とする。

(7) 重大事故等対処施設を設置する区域のうち消火困 難となる区域の消火を行う設備

重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災 区画のうち、煙又は放射線の影響により消火困難と なる箇所については、固定式のガス消火装置を設置 することにより、消火を可能とする設計とする。

グローブボックス内については,臨界の発生防止 を考慮すると,消火困難となる可能性があることから,自動消火が可能なグローブボックス消火装置を 設置することで,グローブボックス内で発生した火 災に対して消火が可能な設計とする。

なお、上記以外の火災区域又は火災区画については、取り扱う可燃性物質の量が小さいこと、部屋面積が小さく消火に当たり室内への入域が不要なこと、MOX燃料加工施設は換気設備により負圧にして閉じ込める設計としており、換気設備による排煙が可能であるため、有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火困難とならないため、消防法又は建築基準法に基づく消火設

備で消火する設計とする。

a. 可燃性物質を取扱い構造上消火困難となる火災 区域又は火災区画

中央監視室の床下及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室の床下は,多量のケーブルが存在するが,フリーアクセス構造としており消火が困難となるおそれを考慮し,固定式消火設備を設置する。なお,再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室には当直(運転員)又は非常時組織対策要員が駐在することを考慮し,人体に影響を与えない消火剤を選択する。

中央監視室等には常時運転員が駐在することを 考慮し、人体に影響を与えないような消火剤を使 用する設計とする。

万一,誤動作又は誤操作に伴い,床下から消火 剤が漏えいした場合でも,中央監視室等内の空気 により希釈され,人体に影響を与えることは無 い。

b. 電気品室

電気品室は電気ケーブルが密集しており,万一 の火災による煙の影響を考慮し,固定式のガス消 火設備を設置することにより,早期消火が可能と なるよう火災感知器と連動して自動で消火可能な 設計とする。

(8) 消火活動のための電源を内蔵した照明器具

火災防護対象設備を設置する火災区域及び火災区 画の消火を行う設備の現場盤操作等に必要な照明器 具として、移動経路及び現場盤周辺に、現場への移 動時間約5分から10分及び消防法の消火継続時間20 分を考慮し、1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する 照明器具を設置する設計とする。

(9) 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮

再処理施設と共有する消火用水供給系の水源及び 消火ポンプ系は、火災防護審査基準に基づく消火活 動時間2時間に対し十分な容量を有するろ過水貯槽 及び消火用水貯槽を設置し、双方からの消火水の供 給を可能とすることで、多重性を有する設計とす る。

また,消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加 え,同等の能力を有する異なる駆動方式であるディ ーゼル駆動消火ポンプを設置することで,多様性を 有する設計とする。

再処理施設と共用する緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は,同建屋に消火水槽,建屋近傍に防火水槽を設置し,双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。また,消火ポンプは電動駆動消火ポンプを2台設置することで,多重性を有する設計とする。

水源の容量については、MOX燃料加工施設は、 消防法に基づき、消火活動に必要な水量を考慮する ものとし、その根拠は(10)項「消火用水の最大放水量の確保」に示す。

(10) 消火用水の最大放水量の確保

消火剤に水を使用する消火を行う設備(屋内消火 栓,屋外消火栓)の必要水量を考慮し,水源は消防 法施行令に基づくとともに, 2 時間の最大放水量 (116 m³)を確保する設計とする。また,消火用水 供給系の消火ポンプは,必要量を送水可能な電動機 駆動ポンプ,ディーゼル駆動ポンプ(定格流量450 m ³/h)を 1 台ずつ設置する設計とし,消火配管内を加 圧状態に保持するため,機器の単一故障を想定し, 圧力調整用消火ポンプを 2 系統設ける設計とする。

(11) 水消火設備の優先供給

消火用水は他の系統と共用する場合には,他の系統から隔離できる弁を設置し,遮断する措置により,消火水供給を優先する設計とする。

また、緊急時対策建屋の消火用水供給系の消火水 槽は他の系統と兼用しない設計とすることから、消 火用水の供給を優先する。

(12) 管理区域内からの放出消火剤の流出防止

管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への 流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界 に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低 レベル廃液処理設備に回収し,処理する設計とする。

また、管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合において<u>も</u>、燃料加工建屋内の換気設備の排気フィルタ<u>により</u>放射性物質を低減したのち、排気筒から放出する設計とする。

(<u>13</u>) 窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置の従事者退 避警報

窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は,作動前 に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を 吹鳴する設計とする。

また,二酸化炭素消火装置の作動に当たっては20 秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計 とする。

なお、固定式ガス消火設備のうち、防火シート、 金属製の筐体等による被覆内に局所的に放出する場合においては、消火剤が内部に留まり、外部に有意な影響を及ぼさないため、消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。

(14) 他施設との共用

消火用水貯槽に貯留している消火用水を供給する 消火水供給設備は,再処理施設及び廃棄物管理施設 と共用する。再処理施設及び廃棄物管理施設と供用 する消火水供給設備は,再処理施設又は廃棄物管理 施設へ消火水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設で必要な容量を確保できる設計とする。また、消火水供給設備においては、故障その他の異常が発生した場合でも、弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し、故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止することで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。

(15) 試験·検査

消火を行う設備は、その機能を確認するため定期的な試験及び検査を行う。

2.1.1.3.3 自然現象の考慮

MOX燃料加工施設において、設計上の考慮を必要とする自然現象は、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害である。これらの自然現象のうち、落雷については、「2.1.1.2.3(1)落雷による火災及び爆発の発生防止」に示す対策により、機能を維持する設計とする。風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対してMOX燃料加工施設の安全機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。凍結については、以下「(1)凍結防止対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。竜巻、風(台風)に対しては、「(2)風水害対策」に示す対策

により機能を維持する設計とする。地震については、「(3) 想定すべき地震に対する対応」に示す対策により機能を維持する設計とする。上記以外の津波,高温,降水,積雪, 火山の影響,生物学的事象,森林火災,塩害については, 「(<u>5</u>)想定すべきその他の自然現象に対する対策につい て」に示す対策により機能を維持する設計とする。

(1) 凍結防止対策

屋外に設置する消火を行う設備は、設計上考慮する冬期最低気温-15.7℃を踏まえ、当該環境条件を満足する設計とする。

屋外に設置する消火を行う設備のうち,消火用水の供給配管は凍結を考慮し,凍結深度(GL-60cm)を確保した埋設配管とするとともに,地上部に配置する場合には保温材を設置する設計とすることにより,凍結を防止する設計とする。

また,屋外消火栓は,消火栓内部に水が溜まらないような構造とし,水抜きが可能な設計により通常は排水弁を通水状態,消火栓使用時は排水弁を閉にして放水する設計とする。

(2) 風水害対策

再処理施設と共有する消火ポンプは建屋内に設置する設計とし、風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。その他の窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置についても、風水害に対し

てその性能が著しく阻害されることが無いよう,各 建屋内に設置する設計とする。

屋外消火栓は風水害に対してその機能が著しく阻害されることが無いよう、雨水の浸入等により動作機構が影響を受けない構造とする。

(3) 地震時における地盤変位対策

屋内消火栓設備は、地震時における地盤変位により、消火水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、消火活動を可能とするよう、大型化学高所放水車又は消防ポンプ付水槽車から消火水を供給できるよう建屋内に送水口を設置し、また、破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。

建屋内に設置する送水口は,迅速な消火活動が可能となるよう,外部からのアクセス性が良い箇所に 設置する設計とする。

(4) 想定すべき地震に対する対応

重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災 区画の火災感知を行う設備及び消火を行う設備は、 地震時に火災を考慮する場合は、重大事故等対処施 設が維持すべき耐震重要度分類に応じて機能を維持 できる設計とする。

また,<u>重大事故等対処施設のうち</u>,基準地震動Ssに対しても機能を維持すべき系統及び機器に対し影

響を及ぼす可能性がある油を内包する耐震Bクラス及び耐震Cクラスの設備は、以下のいずれかの設計とすることで、地震によってMOX燃料加工施設の重大事故等に対処するために必要な機能の喪失を防止する設計とする。

- ① 基準地震動Ssにより油が漏えいしない。
- ② 基準地震動Ssによって火災が発生しても、MOX 燃料加工施設の重大事故等に対処するために必要な機能能に影響を及ぼすことが無いよう、基準地震動Ssによって火災が発生しても機能を維持する固定式のガス消火装置によって速やかに消火する。
- ③ 基準地震動Ssによって火災が発生しても、MOX 燃料加工施設の重大事故等に対処するために必要な機能に影響を及ぼすことが無いよう隔壁等により分離する、又は適切な離隔距離を講ずる設計とする。
- (<u>5</u>) 想定すべきその他の自然現象に対する対策について

想定すべきその他の自然現象として,凍結,風水害,地震以外に考慮すべき自然現象により火災感知を行う設備及び消火を行う設備の性能が阻害された場合は,原因の除去又は早期の取替え,復旧を図る設計とするが,必要に応じて監視の強化,代替の消火を行う設備の配備等を行い,必要な性能を維持する設計とする。

2.1.1.3.4 消火を行う設備の破損,誤動作又は 誤操作による重大事故等対処施設への 影響

消火を行う設備の破損、誤作動又は誤操作が発生した場合のほか、早期に火災を感知する設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火を行う設備が作動した場合においても、重大事故等対処施設の安全機能を損なわないよう以下の設計とする。

(1) 安全上重要な施設のグローブボックス内で発生する火災に対しては、消火により臨界が発生しないよう、消火剤として水を使用せず、ガス系又は粉末系の消火剤を使用する設計とする。

また, グローブボックス内への消火剤放出に伴う 圧力上昇により, グローブボックスの閉じ込め機能 を損なわない設計とする。

- (2) 安全上重要な施設のグローブボックス外で発生する火災に対しては、消火剤放出によるグローブボックス内との圧力差により、グローブボックスの閉じ込め機能を損なわない設計とする。
- (3) 消火水の放水により重大事故等対処施設の安全機能を損なうおそれがある場合は、消火剤として水を使用せず、電気絶縁性を有するガス系の消火剤を使用する設計とする。

- (4) 非常用発電機は、二酸化炭素消火装置の破損、誤作動又は誤操作により流出する二酸化炭素の影響で、運転中の非常用発電機が給気不足を引き起こさないように、外気より給気を行う設計とする。
- 2.1.1.4 個別の火災区域及び火災区画における留 意事項

MOX燃料加工施設における重大事故等対処施設を設置する火災区域は、以下のとおりそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を実施する。

- (1) 電気室 電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。
- (2) 蓄電池室 蓄電池室は,以下のとおりの設計とする。
 - ① 通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出 されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流 開閉装置やインバータを収納しない設計とする。

ただし、常用蓄電池は、無停電電源装置等を設置 している部屋に収納する設計とするが、当該蓄電池 自体は厚さ1.6mm以上の鋼板製筐体に収納し、当該室 に設置する安重機能を有する機器等及び放射性物質 貯蔵等の機器等への火災又は爆発による影響を防止 する設計とする。

本方式は, 社団法人電池工業会「蓄電池室に関す

る設計指針」 (SBA G 0603-2012) 「4. 1 蓄電池 室」の種類のうち、キュービクル式 (蓄電池をキュービクルに収納した蓄電池設備) に該当し、指針に 適合させることで安全性を確保する設計とする。

- ② 蓄電池室の蓄電池は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603-2012)に基づき、蓄電池室の換気を行う排風機を水素ガスの排気に必要な換気量以上となるよう設計することによって、蓄電池室内及び蓄電池内の水素濃度を2vo1%以下に維持する設計とする。
- ③ 蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室の監視制御盤に警報を発する設計とする。
- ④ 常用系の蓄電池と非常用系の蓄電池は、常用の蓄電池が非常用の蓄電池に影響を及ぼすことが無いように位置的分散を図る設計とする。

(3) ポンプ室

重大事故等対処施設のポンプの設置場所のうち、 火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には、 固定式消火設備を設置する設計とする。

(4) 中央監視室等

中央監視室及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室は以下のとおりの設計とする。

① 中央監視室及び再処理施設と共用する緊急時対策 建屋の対策本部室と他の火災区域及び火災区画の換 気設備の貫通部には、防火ダンパを設置する設計とする。

- ② 中央監視室及び再処理施設と共用する緊急時対策 建屋の対策本部室のカーペットは、消防法に基づく 防炎物品若しくはこれと同等の性能を有することを 試験により確認した材料を使用する設計とする。
- (5) 低レベル廃液処理設備並びに固体廃棄物保管第1 室及び第2室

低レベル廃液処理設備並びに固体廃棄物保管第1室及び第2室は、以下のとおり設計する。

- ① 管理区域での消火活動により放水した消火水が管理区域外に流出しないように、各室の床ドレン等から低レベル廃液処理設備に回収し、処理を行う設計とする。
- ② 放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は,処理を行うまでの間,金属製容器に封入し,保管する設計とする。

2.1.1.5 体制

火災及び爆発の発生時においてMOX燃料加工施設の 消火活動を行うため、通報連絡者及び消火専門隊による 消火活動要員が常駐するとともに、火災及び爆発の発生 時には自衛消防隊を編成できる体制を整備する。MOX 燃料加工施設の火災及び爆発における消火活動において は、敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班が対応する。

2. 1. 1. 6 手順

MOX燃料加工施設を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順について定めるとともに、火災防護対象とする重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火の火災防護対策等について定める。

<u>この</u>うち、火災防護計画を実施するために必要な手順の主なものを以下に示す。

- (1) 火災が発生していない<u>平常</u>時の対応においては、 以下の手順をあらかじめ整備する。
 - ① MOX燃料加工施設の中央監視室に設置する受信機又は緊急時対策建屋の建屋管理室に設置する火災受信器盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知を行う設備に異常がないことを確認する。
 - ② 消火を行う設備の故障警報が発した場合には、中央監視室及び必要な現場の制御盤の警報を確認する とともに、消火を行う設備が故障している場合に は、早期に必要な修理を行う。
- (2) 消火を行う設備のうち、窒素消火装置及び二酸化

炭素消火装置を設置する火災区域,火災区画又はグローブボックス内における火災発生時の対応においては,以下の手順を整備し,操作を行う。

- ① 火災感知器が作動した場合は、火災区域又は火災 区画からの退避警報及び窒素消火装置、二酸化炭素 消火装置又はグローブボックス消火装置の作動状況 を中央監視室で確認する。
- ② 窒素消火装置,二酸化炭素消火装置又はグローブボックス消火装置の作動後は,消火状況の確認,運転状況の確認等を行う。
- (3) <u>消火を行う設備のうち</u>、窒素消火装置又は二酸化炭素消火装置を設置する火災区域又は火災区画に運転員が在室する場合は、装置を手動操作に切り替える運用とするとともに、以下の手順をあらかじめ整備し、的確に操作を行う。
 - ① 火災感知器が作動し、現場で火災を確認した場合は、消火器による消火活動を行う。
 - ② 消火活動が困難な場合は,運転員の退避を確認後,窒素消火装置又は二酸化炭素消火装置を手動操作により起動させ,消火装置の動作状況,消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。
- (4) 中央監視室における火災<u>及び爆発</u>発生時の対応に おいては、火災感知器<u>及び高感度煙感知器</u>により火 災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する運転

<u>員により</u>消火器を用いた消火活動,運転状況の確認等を行う。

- (5) 水素漏えい検知器を設置する火災区域又は火災区 画における水素濃度上昇時の対応として,換気設備 の運転状態の確認を実施する手順を整備する。
- (6) 火災感知を行う設備の故障その他の異常により監視ができない状況となった場合は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。また、異常状態が長期に及ぶ場合には、運転を停止する。
- (7) 消火活動においては、あらかじめ手順を整備し、 火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施 するとともに消火状況の確認及び運転状況の確認を 行う。
- (8) 可燃物の持込み状況,防火<u>戸</u>の状態,火災<u>及び爆発</u> 発の原因となり得る加熱<u>及び</u>引火性液体の漏えい等 を監視するための監視手順を定め,防火監視を実施 する。
- (9) 火災<u>及び爆発</u>の発生の可能性を低減するため<u>に</u>, MOX燃料加工施設における<u>試験</u>,検査,保守又は <u>修理で使用する資機材のうち</u>可燃性物質に対する持 込みと保管に係る手順をあらかじめ整備し,的確に

実施する。

- (10) MOX燃料加工施設において可燃性又は難燃性の 雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合, 火災及び爆発の発生並びに延焼を防止するため,金 属製の容器へ収納又は不燃性材料による養生及び保 管に係る手順をあらかじめ整備し,的確に実施す る。
- (11) 火災<u>及び爆発</u>の発生を防止するために、MOX燃料加工施設における<u>作業</u>に対する以下の手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。
 - ① 火気作業前の計画策定
 - ② 火気作業<u>時の養生,消火器の配備及び監視人の配</u> 置
 - ③ 火気作業後の確認事項 (残り火の確認等)
 - ④ 安全上重要と判断された区域における火気作業の 管理
 - ⑤ 火気作業養生材に関する事項 (不燃シートの使用等)
 - ⑥ 仮設ケーブル (電工ドラム含む) の使用制限
 - ⑦ 火気作業に関する教育
- (12) 火災<u>及び爆発</u>の発生を防止するために、<u>化学薬品</u> の取扱い及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、 的確に実施する。

- (13) 火災防護に必要な設備は、機能を維持するため、 適切な保守管理、点検及び補修を実施するととも に、必要に応じ修理を行う。
- (14) 火<u>災時の消火活動に</u>必要<u>となる防火服,空気呼吸</u> 器の資機材の点検及び配備に係る手順をあらかじめ 整備し,的確に実施する。
- (15) <u>火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、</u> 消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備す <u>る。</u>
- (16) 当直(運転員)に対して、MOX燃料加工施設に 設置する重大事故等対処施設を火災及び爆発から防 護することを目的として、火災及び爆発から防護す べき系統及び機器、火災及び爆発の発生防止、火災 の感知及び消火に関する教育を定期的に実施する。
 - ① 火災区域及び火災区画の設定
 - ② 火災防護対象とする重大事故等対処施設
 - ③ 火災及び爆発の発生防止対策
 - ④ 火災感知を行う設備
 - ⑤ 消火を行う設備
- (17) MOX燃料加工施設を火災及び爆発から防護する ことを目的として、消火器及び水による消火活動に ついて、要員による消防訓練、消火班による総合的

な訓練及び<u>当直(</u>運転員<u>)</u>による消火活動の訓練を 定期的に実施する。

2章 補足説明資料

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト

第23条:火災等による損傷の防止

	MOX燃料加工施設 安全審查 整理資料 補足説明資料	備考		
資料No.	名称	提出日	Rev	/佣·与
補足説明資料1-1	基本事項に係る補足説明資料	6/18	4	
添付資料 1	火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設	4/14	1	
別紙1	火災防護対象とする重大事故等対処施設	5/18	3	
添付資料 2	重大事故等対処施設における火災区域,火災区画の設定について	4/14	1	
別紙1	火災防護対象とする重大事故等対処施設について	4/14	0	
別紙2	MOX燃料加工施設における耐火壁の3時間耐火性能について	4/14	0	
	火災区域及び火災区画の設定図及び重大事故等対処施設配置図(燃料加工建屋 地下1階) (例)	5 /25	1	
	MOX燃料加工施設におけるファンネルを介した火災発生区域からの煙等の流 入防止対策について	4 /14	0	
添付資料3	重大事故等対処施設における火災防護基準に対する適合性について	6/18	0	新規作成
	第23条 火災等による損傷の防止 整理資料 (本文) 再処理 (補正案)・MOX 比較表	6/18	0	新規作成
補足説明資料1-2	発生防止に係る補足説明資料	4/14	1	
添付資料 1	MOX燃料加工施設における配管フランジパッキンの火災影響について	4/14	1	
公付官が2	MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設における難燃ケーブルの使用について	4 /14	1	
別紙1	重大事故等対処施設における非難燃性ケーブルの延焼防止性について	3/17	0	
添付資料3	重大事故等対処施設で使用するフィルタの不燃性又は難燃性について	4/14	1	
添付資料 4	MOX燃料加工施設における保温材の設計方針について	4/14	1	
添付資料 5	MOX燃料加工施設における建屋内装材の不燃性について	4/14	1	
添付資料 6	重大事故等対処施設における潤滑油又は燃料油の引火点と室内温度,外気温及び機器運転時の温度について	4/14	0	
補足説明資料1-3	火災の感知に係る補足説明資料	6/18	4	
添付資料 1	MOX燃料加工施設における火災感知器の型式ごとの特徴等について	6/18	5	

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト

第23条:火災等による損傷の防止

	MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料	/±±-±z,		
資料No.	名称	提出日	Rev	備考
別紙 1	赤外線式炎感知器の仕様及び動作原理	4/14	О	
別紙2	熱電対の仕様及び動作原理について	4/14	0	
添付資料 2	MOX燃料加工施設における火災感知器の配置方針	4/14	1	
添付資料3	MOX燃料加工施設における火災を想定するグローブボックス内の感知方法について	6/18	1	
別紙 1	グローブボックス内火災の模擬試験について	6/18	1	
補足説明資料1-4	火災の消火に係る補足説明資料	4/14	1	
添付資料1	重大事故等対処施設の消火に用いる固定式消火設備について	4/14	1	
添付資料2	重大事故等対処施設における制御室床下の消火について	4/14	0	
添付資料3	重大事故等対処施設における制御室床下の排煙設備について	4/14	0	
添付資料4	グローブボックス内対処に用いるダンパの作動原理について	5 /25	0	
補足説明資料1-5	重大事故等対処施設が設置される室の火災防護対策について	4/14	1	
添付資料1	重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災防護対策一覧表 (例)	4 /14	1	

補足説明資料1-1 (23条)

補足説明資料 1 - 1 (23 条) 添付資料 3

重大事故等対処施設における 火災防護審査基準に対する適合性について

1. 火災防護に係る審査基準の要求事項について

火災防護審査基準では、基本事項、火災の発生防止、火災の感知及び消火設備の設置並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずること、個別の火災区域又は火災区画における留意事項、火災防護計画について要求されている。

1. 1 基本事項

[要求事項]

- 2. 基本事項
- (1)原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下に示す火災区域及び火災区画の分類に基づいて、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずること。
 - ① 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域及び火災区画
 - ② 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域

(2) 火災防護対策並びに火災防護対策を実施するために必要な手順、機器及び職員の体制を含めた火災防護計画を策定すること。

(参考)

審査に当たっては、本基準中にある(参考)に示す事項について確認すること。また、上記事項に記載されていないものについては、JEAC4626-2010及び JEAG4607-2010を参照すること。

なお、本基準の要求事項の中には、基本設計の段階においてそれが満足されているか否かを確認することができないものもあるが、その点については詳細設計の段階及び運転管理の段階において確認する必要がある。

火災防護計画について

- 1. 原子炉施設設置者が、火災防護対策を適切に実施するための火災防護計画を策定していること。
- 2. 同計画に、各原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器の防護を目的として実施される火災防護対策及び計画を実施するために必要な手順、機器、組織体制が定められていること。なお、ここでいう組織体制は下記に関する内容を含む。
 - ① 事業者の組織内における責任の所在。

- ② 同計画を遂行する各責任者に委任された権限。
- ③ 同計画を遂行するための運営管理及び要員の確保。
- 3. 同計画に、安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護するため、以下の3つの深層防護の概念に基づいて火災区域及び火災区画を考慮した適切な火災防護対策が含まれていること。
 - ① 火災の発生を防止する。
 - ② 火災を早期に感知して速やかに消火する。
 - ③ 消火活動により、速やかに鎮火しない事態において も、原子炉の高温停止及び低温停止の機能が確保される ように、当該安全機能を有する構築物、系統及び機器を 防護する。
- 4. 同計画が以下に示すとおりとなっていることを確認すること。
 - ① 原子炉施設全体を対象とする計画になっていること。
 - ② 原子炉を高温停止及び低温停止する機能の確保を目的とした火災の発生防止、火災の感知及び消火、火災による影響の軽減の各対策の概要が記載されていること。

重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故に至るおそれがある事故(設計基準事故を除く。)若しくは重大事故(以下「重大事故等」という。)に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対

策を講ずる設計とする。

火災防護対策を講ずる対象として、重大事故等対処施設の うち、火災又は爆発が発生した場合に、重大事故等に対処す るために必要な機能に影響を及ぼす可能性のある構築物、系 統及び機器を選定する。具体的には、重大事故等対処施設の うち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、火 災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考 慮した火災防護対策を講ずる設計とする。

MOX燃料加工施設における火災防護対策に当たっては、NFPA801の要求を参考として、MOX燃料加工施設の特徴(非密封形態の核燃料物質をグローブボックスで取り扱うこと、また、工程の停止により施設を安定した状態に維持することで核燃料物質を限定された区域に閉じ込めることができること等)及びその重要度を踏まえた火災防護対策を講ずるものとする。

ただし、NFPA801における具体的な設計展開にかかる要求が、米国内における一般産業で用いられる規格を適用することになっていることを踏まえ、各設備に要求される技術的基準に対しては各設備に要求される技術的な基準を規定している国内法令に基づく設計とする。

また,MOX燃料加工施設の特徴として,取り扱う核燃料物質は固体の核燃料物質のみであり,運転時の異常な過渡変化を生じる工程も無く,工程を停止することで現状を維持す

ることが可能であり、仮に全交流電源が喪失し、全ての動的機器が機能喪失することを想定した場合でも、安定的な状態を維持できる。また、非密封の核燃料物質を取り扱う工程は地下に設置する設計とすることから、非密封の核燃料物質を上昇させる駆動力が働かない限り、MOX燃料加工施設外に多量の核燃料物質が拡散することは無い。

よって、火災及び爆発に対して発生防止、感知及び消火を含む拡大防止対策を手厚く講ずるため、NFPA801及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)を参考としてMOX燃料加工施設の特徴及びその重要度を踏まえた対策を講ずる設計とする。

重大事故等対処施設のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備」という。)のうち、外部からの影響を受ける事象(以下「外的事象」という。)以外の動的機器の故障、及び静的機器の損傷等(以下「内的事象」という。)を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備であり、必要に応じて関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないものについては、消防法、建築基準法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。

なお, 重大事故等対処施設のうち, 可搬型のものに対する 火災防護対策については, 火災防護計画に定める。

安全上重要な施設は、事業許可基準規則の解釈第1条3項 一号に記される以下に掲げるものが該当する。

第1条(定義)

- ① プルトニウムを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びプルトニウムを非密封で取り扱う設備・機器であってグローブボックスと同等の閉じ込めの機能を必要とするもの
- ② 上記①の換気設備
- ③ 上記①を直接収納する構築物及びその換気設備
- ④ ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器及び その換気設備
- ⑤ 非常用電源設備及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源
- ⑥ 核的、熱的又は化学的制限値を有する設備・機器 及び当該制限値を維持するための設備・機器
- ⑦ 臨界事故の発生を直ちに検知し、これを未臨界にするための設備・機器
- ⑧ その他上記各設備等の安全機能を維持するために 必要な設備・機器等のうち、安全上重要なもの

(1) 火災区域及び火災区画の設定

火災防護対象とする重大事故等対処施設を収納する MOX燃料加工施設に、耐火壁等によって囲われた火 災区域を設定する。

重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災防護対策を講ずる設計とする。火災防護対策を講ずる設計を行うに当たり、重大事故等対処施

設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定する。

火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。

屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。

火災区画は、MOX燃料加工施設で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置等を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて設定する。

上記方針に基づき,以下の建屋に火災区域及び火災区画を設定する。

- a. 建物
- (a) 燃料加工建屋
- (b) 第1保管庫・貯水所
- (c) 第2保管庫・貯水所
- (d) 緊急時対策建屋
- b. 燃料補給設備等
- (a) 重油貯槽
- (b) 軽油貯槽

(2) 火災防護計画

MOX燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、重大事故等対処施設を火災から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。

その他の施設については、消防法、建築基準法及び 日本電気協会電気技術規程・指針等に基づき設備に応 じた火災防護対策を行うことについて定める。

外部火災については,重大事故等対処施設を外部火 災から防護するための運用等について定める。

火災防護計画の策定に当たっては,火災防護審査基 準の要求事項を踏まえ,以下の考えに基づき策定する。

- ① 火災防護対象とする重大事故等対処施設の防護を目 的として実施する火災防護対策を適切に実施するため に、火災防護対策全般を網羅した火災防護計画を策定 する。
- ② 火災防護対象とする重大事故等対処施設の防護を目的として実施する火災防護対策及び火災防護計画を実施するために必要な手順,機器,組織体制を定める。 具体的には,火災防護対策の内容,その対策を実施するための組織の明確化(各責任者と権限),火災防護計画を遂行するための組織の明確化(各責任者と権

- 限),その運営管理及び必要な要員の確保と教育・訓練の実施等について定める。
- ③ 火災防護対象とする重大事故等対処施設を火災から 防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期 感知及び消火の概念に基づいた、火災区域及び火災区 画を考慮した火災防護対策である、火災及び爆発の発 生防止対策、火災の感知及び消火対策を定める。
- ④ 火災防護計画は、MOX燃料加工施設全体を対象範囲とし、具体的には、以下の項目を記載する。
 - a. 事業許可基準規則第五条に基づく「(2)③」で示す対策
 - b. 事業許可基準規則第二十三条に基づく火災及び爆発の発生防止,火災の早期感知及び消火の対策,並びにMOX燃料加工施設の火災により重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないための火災防護対策

また,可搬型重大事故等対処施設,その他MOX 燃料加工施設については,設備等に応じた火災防護 対策

c.森林火災,近隣の工場,石油コンビナート等特別 防災区域,危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設(以 下「近隣の産業施設」という。)の爆発,MOX燃 料加工施設敷地内に存在する危険物貯蔵施設の火災 から重大事故等対処施設を防護する対策

ただし,原子力災害に至る火災発生時の対処,原 子力災害と同時に発生する火災発生時の対処,大規 模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによるMOX燃料加工施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)に伴う大規模な火災が発生した場合の対処は、別途定める文書に基づき対応する。

なお、上記に示す以外の構築物、系統及び機器は、 消防法、建築基準法及び日本電気協会電気技術規 程・指針等に基づく火災防護対策を実施する。

- d. 火災防護計画は、火災及び爆発の発生防止、火災 の感知及び消火を考慮し、火災防護関係法令・規程 類等、火災発生時における対応手順、可燃性物質及 び火気作業に係る運営管理に関する教育・訓練を定 期的に実施することを定める。
- e. 火災防護計画は、その計画において定める火災防 護計画全般に係る定期的な評価及びそれに基づく改 善を行うことによって、継続的な改善を図っていく ことを定め、火災防護審査基準への適合性を確認す ることを定める。
- f. 火災防護計画は,再処理事業所MOX燃料加工施設の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第22条第1項の規定に基づく再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定(以下「保安規定」という。)に基づく文書として制定する。
- g. 火災防護計画の具体的な遂行のルール, 具体的な 判断基準等を記載した文書,業務処理手順,方法等 を記載した文書の文書体系を定めるとともに,持込

み可燃性物質管理や火気作業管理,火災防護に必要な設備の保守管理,教育訓練等に必要な要領については,各関連文書に必要事項を定めることで,火災防護対策を適切に実施する。

- 2. 火災及び爆発の発生防止
- 2. 1 重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止

「要求事項]

- 2.1 火災発生防止
- 2.1.1 原子炉施設は火災の発生を防止するために以下の各号に掲げる火災防護対策を講じた設計であること。
 - (1) 発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれら の設備を設置する火災区域は、以下の事項を考慮した, 火災の発生防止対策を講ずること。
 - ① 漏えいの防止、拡大防止

発火性物質又は引火性物質の漏えいの防止対策、拡大 防止対策を講ずること。

ただし、雰囲気の不活性化等により、火災が発生する おそれがない場合は、この限りでない。

② 配置上の考慮

発火性物質又は引火性物質の火災によって、原子炉施 設の安全機能を損なうことがないように配置すること。

③ 換気換気ができる設計であること。

④ 防爆

防爆型の電気・計装品を使用するとともに、必要な電気設備に接地を施すこと。

⑤ 貯蔵

安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火

災区域における発火性物質又は引火性物質の貯蔵は、 運転に必要な量にとどめること。

- (2) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある火災区域には、滞留する蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けるとともに、電気・計装品は防爆型とすること。また、着火源となるような静電気が溜まるおそれのある設備を設置する場合には、静電気を除去する装置を設けること。
- (3) 火花を発生する設備や高温の設備等発火源となる設備 を設置しないこと。ただし、災害の発生を防止する附帯 設備を設けた場合は、この限りでない。
- (4) 火災区域内で水素が漏えいしても、水素濃度が燃焼限 界濃度以下となるように、水素を排気できる換気設備を 設置すること。また、水素が漏えいするおそれのある場 所には、その漏えいを検出して中央監視室にその警報を 発すること。
- (5) 放射線分解等により発生し、蓄積した水素の急速な燃 焼によって、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合 には、水素の蓄積を防止する措置を講ずること。
- (6) 電気系統は、地絡、短絡等に起因する過電流による過 熱防止のため、保護継電器と遮断器の組合せ等により 故障回路の早期遮断を行い、過熱、焼損の防止する設 計であること。

(参考)

(1) 発火性物質又は引火性物質について

発火性物質又は引火性物質としては、例えば、消防法で定められる危険物、高圧ガス保安法で定められる高圧ガスのうち可燃性のもの等が挙げられ、発火性又は引火性気体、発火性又は引火性固体が含まれる。

(5) 放射線分解に伴う水素の対策について

BWR の具体的な水素対策については、社団法人火力原子力発電技術協会「BWR 配管における混合ガス(水素・酸素)蓄積防止に関するガイドライン(平成17年10月)」に基づいたものとなっていること。

重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止については、発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、火気の取扱い、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、空気の混入防止対策並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。

(1) 発火性物質又は引火性物質

発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれ らの設備を設置する火災区域又は火災区画には,以下 の火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。 発火性物質又は引火性物質としては、消防法で定められる危険物又は少量危険物として取り扱うもののうち「潤滑油」、「燃料油」に加え、高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素、窒素、二酸化炭素、アルゴン、NOx、プロパン及び酸素のうち、可燃性ガスである「水素」及び可燃性ガスを含むガス並びに上記に含まれない「分析試薬」を対象とする。

分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災発生防止対策を講ずる。

① 漏えいの防止, 拡大防止

火災区域に対する漏えいの防止対策,拡大防止対策 の設計について以下を考慮した設計とする。

a. 発火性物質又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備

火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は 引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備 (以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又は シール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とす るとともに、オイルパン又は堰を設置し、漏えいし た潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計 とする。

b. 発火性物質又は引火性物質である可燃性ガスを内 包する設備 発火性物質又は引火性物質である水素を内包する 設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、 溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設 計とする。

② 配置上の考慮

火災区域における設備の配置については,発火性物質又は引火性物質の油内包設備及び可燃性ガス内包設備の火災及び爆発により,重大事故に対処するために必要な機能を損なわないよう,発火性物質又は引火性物質を内包する設備と重大事故等対処施設は,隔壁の設置又は離隔等による配置上の考慮を行う設計とする。

③ 換気

火災区域及び火災区画に対する換気について,以下 の設計とする。

a. 発火性物質又は引火性物質である油内包設備 建屋内で重大事故等対処施設を設置する火災区域 又は火災区画の発火性物質又は引火性物質である油 内包設備を設置する火災区域又は火災区画は,漏え いした場合に気体状の発火性物質又は引火性物質が 滞留しないよう,機械換気を行う設計とする。

また,屋外に設置する燃料貯蔵設備は,自然換気を行う設計とする。

b. 発火性物質又は引火性物質である可燃性ガス内包 設備

火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は

引火性物質である可燃性ガスのうち、水素を内包する設備である焼結炉等、充電時に水素を発生する蓄電池、可燃性ガスを含むガスボンベを設置又は使用する火災区域又は火災区画は、火災及び爆発の発生を防止するために、機械換気を行う設計とする。

蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。安全上重要な施設の蓄電池及び非常用直流電源設備等を設置する火災区域又は火災区画の換気設備は、非常用所内電源設備から給電する設計とする。それ以外の蓄電池を設置する火災区域又は火災区画の換気設備は、建屋換気系、電気盤室、非管理区域等の排風機による機械換気又は建屋換気系の送風機による機械換気を行う設計とする。

再処理施設と共用する緊急時対策建屋の蓄電池を 設置する火災区域の換気設備は,再処理施設と共用 する緊急時対策所用発電機から給電する設計とす る。

c. 燒結炉等

焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とする。

4 防爆

火災区域に対する防爆について,以下の設計とする。

- a. 発火性物質又は引火性物質である引火性液体を内 包する設備
- (a) 火災区域内に設置する引火性液体を内包する設備は、潤滑油又は燃料油が設備の外部へ漏えいしても、引火点は発火性物質又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高いため、可燃性の蒸気となることはない。

また,燃料油である重油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画については,重油が設備の外部へ漏えいし,万一,可燃性の蒸気が発生した場合であっても,非常用所内電源設備より給電する換気設備で換気することで,可燃性の蒸気が滞留するおそれが無い設計とする。

- (b) 工場電気設備防爆指針における危険箇所には該当しないが,重油貯槽,第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽(以下「軽油貯槽」という。)について,電気接点を有する機器は,防爆構造とする設計とする。
- (c) 電気を供給する設備のうち、静電気の発生のお それのある機器は接地を施す設計とする。
- b. 発火性物質又は引火性物質である水素を内包する 設備

水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器 のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器 及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す 設計とする。

⑤ 貯蔵

火災区域に設置する発火性物質又は引火性物質を貯 蔵する機器については,以下の設計とする。

発火性物質又は引火性物質として貯蔵を行う非常用 発電機用の燃料油及び焼結炉等に使用する水素・アル ゴン混合ガス,重油貯槽及び軽油貯槽の燃料油(重油 及び軽油)に対し以下の措置を講ずる。

a. 非常用発電機へ供給する屋内の燃料油は,必要な量を消防法に基づき地下タンク貯蔵所に安全に貯蔵できる設計とする。貯蔵量は事故対処に必要な期間の外部電源喪失に対して非常用発電機を連続運転するために必要な量を貯蔵する設計とする。

焼結炉等に使用する水素・アルゴン混合ガスは, エネルギー管理建屋で製造し,焼結炉等へ供給する 設計とする。

b. 重油貯槽及び軽油貯槽のうち,重油貯槽は,緊急 時対策建屋用発電機を7日間以上連続運転するため に必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。

軽油貯槽は、可搬型発電機等を7日間以上連続運転するために必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。

(2) 可燃性の蒸気への対策

火災区域における可燃性の蒸気を取り扱う設備については,以下の設計とするとともに,火災区域には金

属粉や布による研磨機のように静電気が溜まるおそれ がある設備を設置しない設計とする。

① 可燃性蒸気が滞留するおそれがある機器

重大事故等対処施設を設置するエリアでは、可燃性蒸気が滞留するおそれがある機器を設置しない設計とする。

地下に設置する重油貯槽及び軽油貯槽は消防法に基づき,通気管による排気を行う設計とする。

また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。

火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とするとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。

(3) 火気の取扱い

溶接等の火気作業に対し、以下の手順をあらかじめ整備する。

- ① 火気作業前の計画策定
- ② 火気作業時の養生,消火器の配備,監視人の配置及 び可燃物の除去
- ③ 火気作業後の確認事項 (残り火の確認等)
- ④ 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理

- ⑤ 火気作業養生材に関する事項 (不燃シートの使用等)
- ⑥ 仮設ケーブル (電工ドラム含む) の使用制限
- ⑦ 火気作業に関する教育

(4) 発火源への対策

火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源と なることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃 性物質を保管しないこととする。

また,高温となる設備は,高温部を冷却することにより,可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。

a. 燒結炉等

焼結炉等は,運転中は温度制御機器により炉内の 温度制御を行う設計とする。

焼結炉等は炉殻表面が高温にならないよう,運転 中には冷却水により冷却する設計とする。

また,燃料加工建屋内の冷水ポンプは予備機を設ける設計とし、当該ポンプの故障を検知した場合には、予備機が起動する設計とする。なお、冷却水流量が低下した場合においても、冷却水流量低による加熱停止回路により、ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停止する設計とする。

(5) 水素対策

火災区域に対する水素対策については, 以下の設計

とする。

火災区域に設置する水素・アルゴン混合ガスを内包する設備は、溶接構造等により火災区域内又は火災区画への水素の漏えいを防止するとともに、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は、充電時において蓄電池から水素が発生するおそれがあることから、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計し、当該区域に可燃性物質を持ち込まないこととする。

また、蓄電池室の上部に水素漏えい検知器を設置 し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以 下で中央監視室に警報を発する設計とする。

水素・アルゴン混合ガスを内包する系統及び機器の うち焼結炉等は、水素・アルゴン混合ガスを用いて焼 結炉内のグリーンペレットを焼結することから、万一 の室内への水素・アルゴン混合ガスの漏えいを早期に 検知するため、これらの系統及び機器を設置する室に 水素漏えい検知器を設置し、制御第1室、制御第4室 及び中央監視室に警報を発する設計とする。

(6) 空気の混入防止対策

焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接又はフランジ接続により空気が流入 しにくい設計とする。 また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に流入することを防止する設計とする。

a. 燒結炉

焼結炉の出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け、容器を出し入れする際に置換室の雰囲気を置換し、焼結炉内へのグローブボックス雰囲気が流入しない設計とする。

焼結炉内への空気の混入を監視する目的で酸素濃度計を設置し、検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、制御第1室及び中央監視室に警報を発する設計とする。

b. 小規模焼結処理装置

小規模焼結処理装置は,容器を炉内へ装荷した 後,炉内雰囲気を置換し,小規模焼結炉内へグロー ブボックス雰囲気が流入しない設計とし,焼結時の み水素・アルゴン混合ガス雰囲気にすることで,空 気と混合することが無い設計とする。

焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を 監視する目的で酸素濃度計を設置し、検出された場 合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴン ガスで掃気するとともに、制御第1室、制御第4室 及び中央監視室に警報を発する設計とする。

(7) 過電流による過熱防止対策

MOX燃料加工施設内の電気系統に対する過電流による過熱及び焼損の防止対策として、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。

2.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用

[要求事項]

- 2.1.2 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、以下の各号に掲げるとおり、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計であること。ただし、当該構築物、系統及び機器の材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)である場合、もしくは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合は、この限りではない。
 - (1) 機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体、 及びこれらの支持構造物のうち、主要な構造材は不 燃性材料を使用すること。
 - (2) 建屋内の変圧器及び遮断器は、絶縁油等の可燃性物質を内包していないものを使用すること。
 - (3) ケーブルは難燃ケーブルを使用すること。
 - (4) 換気設備のフィルタは、不燃性材料又は難燃性材料 を使用すること。ただし、チャコールフィルタにつ いては、この限りでない。
 - (5) 保温材は金属、ロックウール又はグラスウール等、 不燃性のものを使用すること。

(6) 建屋内装材は、不燃性材料を使用すること。

(参考)

「当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合」とは、ポンプ、弁等の駆動部の潤滑油、機器躯体内部に設置される電気配線、不燃材料の表面に塗布されるコーティング剤等、当該材料が発火した場合においても、他の構築物、系統又は機器において火災を生じさせるおそれが小さい場合をいう。

(3) 難燃ケーブルについて

使用するケーブルについて、「火災により着火し難く、著しい燃焼をせず、また、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらない性質」を有していることが、延焼性及び自己消火性の実証試験により示されていること。

(実証試験の例)

- ・自己消火性の実証試験·・・UL 垂直燃焼試験
- ・延焼性の実証試験・・・IEEE383 又は IEEE1202

重大事故等対処施設は,可能な限り不燃性材料又は難燃

性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計とする。

また、構築物、系統及び機器の機能を確保するために代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該系統及び機器における火災に起因して、他の重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。

(1) 主要な構造材に対する不燃性材料

重大事故等対処施設を構成する機器等のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の 筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火 災及び爆発の発生防止を考慮し、金属材料又はコンク リートを使用する設計とする。

また、核燃料物質を非密封で取り扱う機器を収納するグローブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料 を使用する設計とする。

ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるが、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎にさらされることは無く、火災による安全機能への影響は限定的であること、また、他の重大事故等対処施設に延焼するおそれが無いことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用可能な設計とする。

また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油、並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。

(2) 変圧器及び遮断器に対する絶縁油の内包

重大事故等対処施設のうち,燃料加工建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。

(3) 難燃ケーブルの使用

重大事故等対処施設に使用するケーブルには,実証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格 IEEE383-1974又はIEEE1202-1991垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581 (Fourth Edition) 1080 VW-1 UL垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。

ただし、機器の性能上の理由から実証試験にて延焼性及び自己消火性を確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する材料を使用する設計とする。

具体的には、ケーブルに対し、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護、専用の電線管に敷設等の措置を講ずることにより、他の重大事故等対処施設及び設計基準事故に対処するための設備において火災及

び爆発が発生することを防止する設計とする。

(4) 換気フィルタに対する不燃性材料及び難燃性材料の 使用

火災防護対象とする重大事故等対処施設のうち、換 気のフィルタの主要な構造材は、「JACA No.11A(空 気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人 日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃 性材料又は不燃性材料を使用する設計とする。

(5) 保温材に対する不燃性材料の使用

火災防護対象とする重大事故等対処施設に対する保温材は、ロックウール、グラスウール、けい酸カルシウム等、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で建築材料として定められたものを使用する設計とする。

(6) 建屋内装材に対する不燃性材料の使用

建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。

ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮し たものとする。

管理区域の床及び壁は,耐汚染性,除染性,耐摩耗

性等を考慮し,原則として腰高さまでエポキシ樹脂系 塗料等のコーティング剤により塗装する設計とする。

塗装は、難燃性能を確認したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、また、燃料加工建屋内に設置する火災防護対象とする重大事故等対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺には可燃性物質が無いことから、塗装が発火した場合においても他の火災防護対象とする重大事故等対処施設において火災を生じさせるおそれは小さい。

2. 3 落雷,地震等の自然現象による火災の発生防止

[要求事項]

- 2.1.3 落雷、地震等の自然現象によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないように以下の各号に掲げる火災防護対策を講じた設計であること。
 - (1)落雷による火災の発生防止対策として、建屋等に避雷設備を設置すること。
 - (2) 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、十分な支持性能をもつ地盤に設置するとともに、自らが破壊又は倒壊することによる火災の発生を防止すること。なお、耐震設計については実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(原規技発第 1306193 号(平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定))に従うこと。

重大事故時におけるMOX燃料加工施設の敷地及びその周辺での発生の可能性,重大事故等対処施設への影響度,事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から,重大事故時に重大事故等対処施設に影響を与えるおそれがある事象として,地震,津波,落雷,風(台風),竜巻,凍結,高温,降水,積雪,火山の影響,生物学的事象,森林火災及び塩害を選定する。

生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響については, 侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。

津波,凍結,高温,降水,積雪,生物学的事象及び塩害

は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。

したがって、MOX燃料加工施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、竜巻(風(台風)含む。)及び森林火災について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。

(1) 落雷による火災及び爆発の発生防止

落雷による火災及び爆発の発生を防止するため,

「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608),建築基準法に基づき,日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。

重大事故等対処施設に設置する避雷設備は,構内接 地系と連接することにより,接地抵抗の低減及び雷撃 に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とす る。

避雷設備設置箇所を以下に示す。

- a. 燃料加工建屋
- b. 排気筒
- c. 窒素ガス発生装置
- (2) 地震による火災及び爆発の発生防止

重大事故等対処施設は、耐震設計上の重要度分類に

応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する。

耐震については事業許可基準規則の第二十五条に示す要求を満足するよう,事業許可基準規則の解釈に従い耐震設計を行う設計とする。

(3) 竜巻(風(台風)を含む。)による火災及び爆発の 発生防止

重大事故等対処施設は,重大事故等時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように,竜巻防護対策を行う設計とする。

(4) 森林火災による火災及び爆発の発生防止 森林火災については 防火帯により 重大

森林火災については、防火帯により、重大事故等対 処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とす る。

- 3. 火災の感知、消火
- 3. 1 早期の火災感知及び消火

「要求事項〕

2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。

(1) 火災感知設備

- ① 各火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、早期に火災を感知できるよう固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等(感知器及びこれと同等の機能を有する機器をいう。以下同じ。)をそれぞれ設置すること。また、その設置に当たっては、感知器等の誤作動を防止するための方策を講ずること。
- ② 感知器については消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第23条第4項に従い、感知器と同等の機能を有する機器については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号)第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置すること。
- ③ 外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。

④ 中央監視室で適切に監視できる設計であること。

(参考)

(1) 火災感知設備について

早期に火災を感知し、かつ、誤作動(火災でないにもかかわらず火災信号を発すること)を防止するための方策がとられていること。

(早期に火災を感知するための方策)

- ・固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等をそれ ぞれ設置することとは、例えば、熱感知器と煙感知器の ような感知方式が異なる感知器の組合せや熱感知器と同 等の機能を有する赤外線カメラと煙感知器のような組合 せとなっていること。
- ・感知器の設置場所を 1 つずつ特定することにより火災 の発生場所を特定することができる受信機が用いられて いること。

(誤作動を防止するための方策)

・平常時の状況(温度,煙の濃度)を監視し、かつ、火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇)を把握することができるアナログ式の感知器を用いられていること。

火災の感知及び消火については,重大事故等対処施設に対して,早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。

グローブボックスについては, 非密封の核燃料物質を取

り扱い,かつ,火災発生時に核燃料物質に対して駆動力を 与えるため,グローブボックス内に対しても,早期に火災 感知及び消火を行うための火災感知を行う設備及び消火を 行う設備を設置する設計とする。

具体的な設計を「3.1.1 火災感知を行う設備」から「3.1.4 消火を行う設備の破損,誤動作又は誤操作による重大事故対処施設への影響」に示す。

このうち、火災感知を行う設備及び消火を行う設備が、 地震等の自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性 能が維持され、かつ、重大事故等対処施設の耐震重要度分 類に応じて、機能を維持できる設計とすることを「3.

1.3 自然現象の考慮」に示す。

また、消火を行う設備は、破損、誤動作又は誤操作が起きた場合においても、重大事故等対処施設の安全機能を損なわない設計とすることを「3.1.4 消火を行う設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響」に示す。

3.1.1 火災感知を行う設備

火災感知を行う設備は,重大事故等対処施設を設置する 火災区域及び火災区画の火災を早期に感知するために設置 する設計とする。

グローブボックス内については、非密封の核燃料物質を 取り扱い、かつ、核燃料物質に対して駆動力を与えるた め、火災を早期に感知するために火災感知を行う設備を設 置する設計とする。 (1) 火災感知を行う設備の環境条件等の考慮及び多様化 火災防護対象とする重大事故等対処施設を設置する 室並びにグローブボックス内の火災感知器の型式は, 放射線,取付面高さ,温度,湿度,空気流等の環境条 件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。

また、火災を早期に感知するとともに、火災の発生 場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種 類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合 わせて設置する設計とする。

火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の火災感知器は、原則、煙感知器(アナログ式)及び熱感知器(アナログ式)を組み合わせて設置し、耐酸性の火災感知器のようにその原理からアナログ式にできない場合を除き、誤作動を防止するため平常時の状態を監視し、急激な温度や煙の濃度の上昇を把握することができるアナログ式を選定する。

ただし、放射線の影響を考慮する場所に設置する火 災感知器については、非アナログ式とする。

また、火災感知器は、誤作動防止を考慮した配置、 周囲温度を踏まえた熱感知器作動温度の設定等によ り、誤作動を防止する設計とする。

グローブボックス内の火災感知器については,主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うことや架台や内装機器等の機器が内部に設置されているという特徴を踏まえると,使用できる火災感知器が制限されることから,実用上使用可能な火災感知器のうち,火災感

知に優位性がある熱感知器を選定する。

なお、煙感知器を設置した場合には、半導体回路を有しているため、放射線の影響を受けやすいこと、及び粉末粒子による誤作動が考えられることから適さない。また、炎感知器を設置した場合には、内装機器等が障害物となることによりグローブボックス内の全範囲の感知が困難であること、半導体回路を有しており放射線影響による故障が考えられること及びグローブボックス内で使用するレーザー光による誤感知の可能性があることから適さないことを踏まえ、動作原理が異なる熱感知器を組み合わせて設置する。

火災防護対象とする重大事故等対処施設のうち、コンクリート製の構造物や金属製の配管、タンク等のみで構成する機器等を設置する室は、機器等を不燃性の材料で構成しており、火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず、消防法に基づいた設計とする。

消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。

ただし,以下の通常運転時に人の立入りが無く,可 燃性物質が無い区域は除く。

a. 可燃性物質が無い室(高線量区域)

燃料棒貯蔵室等、核燃料物質を取り扱い、高線量により通常運転時に人の立入りの無い室のうち可燃性物質が設置せず、不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理を行う場所は、通常運転時における火災の発生及び人による火災の発生のおそれがないことから、火災の感知の必要は無い。

b. 可燃性物質が無い室(ダクトスペース及びパイプ スペース)

ダクトスペースやパイプスペースは高線量区域では無いが,可燃性物質が設置されておらず,不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理を行う場所であり,点検口は存在するが,通常運転時には人の立入りが無く,人による火災の発生のおそれがないことから,火災感知器を設置しない設計とする。

(2) 火災感知器の性能と設置方法

火災感知器については消防法施行規則(昭和36年自 治省令第6号)第23条第4項に従い設置する設計とす る。

また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、火災感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては、同項において求める火災区域内の火災感知器の網羅性及び自動火災報知設備の火災感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号)第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する

設計とする。

火災感知器は、環境条件及び火災防護対象とする重 大事故等対処施設の特徴を踏まえ設置することとし、 アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器の組合せ を基本として設置する設計とする。

一方,以下に示すとおり,屋内において取り付け面 高さが熱感知器又は煙感知器の上限を超える場合及び 外気取入口など気流の影響を受ける場合並びに屋外構 築物の監視に当たっては,アナログ式感知器の設置が 適さないことから,非アナログ式の炎感知器及び非ア ナログ式の熱感知カメラを設置する設計とする。

非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知 カメラは、炎が発する赤外線や紫外線を感知するた め、煙や熱と比べて感知器に到達する時間遅れがな く、火災の早期感知に優位性がある。

また、非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の 熱感知カメラ(サーモカメラ)を設置する場合は、それぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角が ないように設置する設計とするとともに、誤動作防止 対策のため、屋内に設置する場合は、外光が当たら ず、高温物体が近傍にない箇所に設置することとし、 屋外に設置する場合は、屋外型を採用するとともに、 必要に応じて太陽光の影響を防ぐ遮光板を設置する設 計とする。

ただし、蓄電池室は換気設備により清浄な状態に保 たれていること及び水素ガス漏えい検知器により爆発 性雰囲気とならないことを監視しているものの,腐食性ガスが蓄電池より発生するおそれを加味し,1台は非アナログ式の耐酸性仕様の火災感知器と通常のアナログ式の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。

よって,非アナログ式の火災感知器を採用してもアナログ式の火災感知器と同等以上の性能を確保することが可能である。

非アナログ式の火災感知器を設置する火災区域又は 火災区画を以下に示す。

a. 設置高さのある火災区域又は火災区画 (屋内)

火災区域又は火災区画のうち設置高さが高い場所は、消防法に基づき設置できる熱感知器が差動分布型感知器に限定されることから、一方は非アナログ式の熱感知器(差動分布型)を設置する設計とする。

b. 高線量区域

放射線の影響を考慮する場所に設置する火災感知器については、半導体の使用が少なく放射線の影響を受けにくいと考えられる非アナログ式とする。

c. グローブボックス内

グローブボックス内は放射線の影響を考慮する必要があるため,高線量区域と同様に半導体の使用が少なく放射線の影響を受けにくいと考えられる非アナログ式とする。

熱感知器の組合せとしては, 白金測温抵抗体 (温

度異常 (60℃以上) を感知) 及びグローブボックス 全体の温度上昇を感知できる熱電対式の差動分布型 熱感知器 (温度上昇異常 (15℃/min以上) を設置 する。

このため、白金測温抵抗体は、通常時換気を行う グローブボックス内において、火災による熱が集中 しやすいグローブボックスの排気口付近に設置し、 差動分布型熱感知器は、グローブボックスの天井に 設置することにより、早期に火災を感知できる設計 とする。

なお,差動分布型熱感知器は一般的に大空間に設置され,熱による温度上昇を感知するものであるが,グローブボックス内は,部屋に比べて容積が小さいことから十分感知が可能である。

火災発生時の駆動力になりやすい火災源で特に対処が必要なものとして、火災発生時に公衆に与える影響が大きくなることが想定される安全上重要な施設のグローブボックスのうち、グローブボックス内に潤滑油を内包する機器がある場合は、その近傍に、白金測温抵抗体を設置することで、早期に火災を感知する設計とする。白金測温抵抗体又は差動分布型熱感知器のいずれか1つが感知した場合に、火災感知信号を発信する設計とする。

また, 熱感知器を有する火災感知を行う設備は故障検知回路を有することで, 断線等による故障を検知できる設計とする。

d. 地下埋設物(重油貯槽,軽油貯槽)

地下タンク室上部の点検用マンホールから地上までの空間に燃料が気化して充満することを想定し火 災感知器を設置するため防爆構造の火災感知器とする必要がある。

よって、それぞれ防爆型のアナログ型熱感知器 (熱電対)に加え、非アナログ式の炎感知器を設置 する設計とする。

(3) 火災感知を行う設備の電源確保

火災感知を行う設備は,外部電源喪失時及び非常用 発電機の多重故障(以下「全交流動力電源喪失時」と いう。)にも火災の感知が可能となるよう,電源を確 保する設計とする。

また、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は 火災区画並びに安全上重要な施設のグローブボックス 内の火災感知を行う設備は、非常用所内電源設備又は 感知の対象とする設備の耐震設計上の重要度分類に応 じて、各建屋の可搬型発電機等、非常用母線又は運転 予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電 する設計とする。

(4) 受信機

中央監視室に設置する受信機に火災信号を表示する とともに警報を発することで,適切に監視できる設計 とする。 また,受信機は,火災感知器の設置場所を1つずつ 特定できることにより,火災の発生場所を特定できる 設計とする。

火災感知器は受信機を用いて以下のとおり点検を行 うことができるものを使用する設計とする。

- ① 自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常が無いことを確認するため、定期的に自動試験又は遠隔試験を実施する。
- ② 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、火災感知器の機能に異常が無いことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験等を定期的に実施する。
- ③ グローブボックス内の火災感知を行う設備については,以下の試験を実施する。
 - a. 白金測温抵抗体
 - (a) 健全性確認 抵抗値を測定し、温度に相当する抵抗であることを確認する。
 - (b) 動作確認

模擬抵抗を接続し、温度指示、温度異常表示、 ブザー吹鳴が適切であることを確認する。

- b. 差動分布型熱感知器
- (a) 健全性確認

メータリレー試験器を接続し,抵抗値を測定

し,正常であることを確認する。

(b) 動作確認

メータリレー試験器を接続し、温度上昇異常表示,ブザー吹鳴を確認する。

(5) 試験·検査

火災感知を行う設備は、その機能を確認するため定期的な試験及び検査を行う。

3.1.2 消火設備

[要求事項]

- (2) 消火設備
 - ① 消火設備については、以下に掲げるところによること。
 - a.消火設備は、火災の火炎及び熱による直接的な影響の みならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的 影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影 響を及ぼさないように設置すること。
 - b. 可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に 応じた十分な容量の消火剤を備えること。
 - c. 消火栓は、全ての火災区域の消火活動に対処できるよう配置すること。
 - d. 移動式消火設備を配備すること。
 - e. 消火設備は、外部電源喪失時に機能を失わないように、 電源を確保する設計であること。
 - f.消火設備は、故障警報を中央監視室に吹鳴する設計であること。
 - g.原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画に設置される消火設備は、系統分離に応じた独立性を備えた設計であること。
 - h.原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置さ

れる火災区域または火災区画であって、火災時に煙の 充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところ には、自動消火設備又は手動操作による固定式のガス 消火設備を設置すること。

- i.放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、 系統及び機器が設置される火災区域であって、火災時 に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難な ところには、自動消火設備又は手動操作による固定式 のガス消火設備を設置すること。
- j.電源を内蔵した消火設備の操作等に必要な照明器具を、 必要な火災区域及びその出入通路に設置すること。
- ② 消火剤に水を使用する消火設備については、①に掲げるところによるほか、以下に掲げるところによること。
- a. 消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、多重性又は多様性を備えた設計であること。
- b. 消火剤に水を使用する消火設備は、2 時間の最大放水量を確保できる設計であること。
- c. 消火用水供給系をサービス系又は水道水系と共用する場合には、隔離弁等を設置して遮断する等の措置により、消火用水の供給を優先する設計であること。
- d.管理区域内で消火設備から消火剤が放出された場合に、 放射性物質を含むおそれのある排水が管理区域外へ流 出することを防止する設計であること。
- ③ 消火剤にガスを使用する消火設備については、①に掲げ

るところによるほか、固定式のガス系消火設備は、作動前に職員等の退出ができるように警報を吹鳴させる 設計であること。

(参考)

- (2) 消火設備について
- ①-d 移動式消火設備については、「実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第85条の5」を踏まえて設置されていること。
- ①-d 「系統分離に応じた独立性」とは、原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器が系統分離を行うため複数の火災区域又は火災区画に分離して設置されている場合に、それらの火災区域又は火災区画に設置された消火設備が、消火ポンプ系(その電源を含む。)等の動的機器の単一故障により、同時に機能を喪失することがないことをいう。
- ①-h-1 手動操作による固定式のガス消火設備を設置する場合は、早期に消火設備の起動が可能となるよう中央監視室から消火設備を起動できるように設計されていること。

上記の対策を講じた上で、中央監視室以外の火災区域又は火災区画に消火設備の起動装置を設置することは差し支えない。

- ①-h-2 自動消火設備にはスプリンクラー設備、水噴霧消火 設備及びガス系消火設備(自動起動の場合に限る。) があり、手動操作による固定式のガス消火設備には、 ガス系消火設備等がある。中央監視室のように常時人 がいる場所には、ハロン 1301 を除きガス系消火設備 が設けられていないことを確認すること。
- ②-b 消火設備のための必要水量は、要求される放水時間及 び必要圧力での最大流量を基に設計されていること。 この最大流量は、要求される固定式のガス消火設備 及び手動消火設備の最大流量を合計したものである こと。

なお、最大放水量の継続時間としての2時間は、米国原子力規制委員会(NRC)が定める Regulatory Guide 1.189で規定されている値である。

上記の条件で設定された防火水槽の必要容量は, egulatory Guide1.189 では 1,136,000 リットル(1,136m³) 以上としている。

消火を行う設備は、以下に示すとおり、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画の火災を早期に消火できるように設置する設計とする。

(1) 火災に対する二次的影響を考慮

MOX燃料加工施設内の消火を行う設備のうち、屋内消火栓、窒素消火装置及びグローブボックス消火装

置等を適切に配置することにより,重大事故等対処施 設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。

消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性を有するガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。また、グローブボックス排気設備のフィルタは、火災時に発生するばい煙により機能を喪失しない設計とする。

具体的には、消火に用いるガス消火剤のうち窒素及び二酸化炭素は不活性ガスであることから、設備の破損、誤作動又は誤動作により消火剤が放出しても電気及び機械設備に影響を与えない。

消火を行う設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに、消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域又は火災区画あるいは十分に離れた位置に設置する設計とする。

中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)の床下及び再処理施設と 共用する緊急時対策建屋の対策本部室の床下は,固定 式消火設備を設置することにより,早期に火災の消火 を可能とする設計とする。固定式消火設備の種類及び 放出方式については,火災に対する二次的影響を考慮 したものとする。

グローブボックス内の消火は,グローブボックス消火装置により行うが,負圧を維持しながら消火剤を放出することで,万一の火災時にグローブボックスが起動しても,グローブボックスの内圧上昇に伴う排気経路外からの放射性物質の漏えいを防止する設計とする。

(2) 想定される火災の性状に応じた消火剤容量

消火を行う設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想 定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設 計とする。

油火災(油内包設備や燃料タンクからの火災)が想定される非常用発電機室には、消火性能の高い二酸化炭素消火装置(全域)を設置し、消防法施行規則第十九条に基づき算出される必要量の消火剤を配備する設計とする。

その他の火災区域又は火災区画に設置する窒素消火 装置及び二酸化炭素消火装置についても上記同様に消 防法施行規則第十九条に基づき,単位体積あたりに必 要な消火剤を配備する設計とする。

中央監視室等の床下消火に当たって必要となる消火 剤量については、消防法を満足する単位体積あたりに 必要な消火剤を配備する設計とする。また、ケーブルトレイ内の消火に当たって必要となる消火剤量については、消防法を満足するとともに、その構造の特殊性を考慮して、設計の妥当性を試験により確認された消火剤容量を配備する。

グローブボックス内の消火を行うグローブボックス 消火装置については、グローブボックス排風機の運転 を継続しながら消火を行うという特徴を踏まえ、消防 法施行規則第十九条に要求される、単位体積あたりに 必要な容量以上の消火剤を配備する設計とする。

火災区域又は火災区画に設置する消火器については、消防法施行規則第六条から第八条に基づき延床面積又は床面積から算出した必要量の消火剤を配備する設計とする。

消火剤に水を使用する消火用水の容量は,「(10)消火用水の最大放水量の確保」に示す。

(3) 消火栓の配置

火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓は、放水に伴う臨界発生防止等を考慮し、重大事故等対処施設を設置する火災区域と臨界の発生防止及び溢水の発生防止を考慮する火災区域又は火災区画を除く区域を消火できるよう、消防法施行令第十一条(屋内消火栓設備に関する基準)及び第十九条(屋外消火栓設備に関する基準)に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災

区画(固定式のガス消火装置による消火対象室を除く)における消火活動に対処できるように配置する設計とする。屋内消火栓の使用に当たっては,安全上重要な施設の安全機能及び核燃料物質の臨界への影響を考慮する。

また、重大事故等対処施設を設置する火災区域と臨界の発生防止及び溢水の発生防止を考慮する火災区域 又は火災区画については、消火活動が困難となる区域 として、固定式のガスによる消火装置を設置すること で、すべての火災区域に対して消火を行うことが可能 な設計とする。

(4) 移動式消火設備の配備

火災時の消火活動のため、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第七条の四の三に基づき、消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として、大型化学高所放水車を配備するとともに、故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備するものとする。

また、航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備するものとする。

(5) 消火を行う設備の電源確保

消火を行う設備のうち,再処理施設と共用する消火 用水供給系の電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線 から受電する設計とするが,ディーゼル駆動消火ポン プは,外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように,専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。

また、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は 火災区画の消火活動が困難な箇所に設置する固定式の ガス消火設備は、全交流動力電源喪失時においても消 火が可能となるよう、各建屋の可搬型発電機等、非常 用母線又は緊急時対策建屋用発電機から給電するとと もに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設 ける設計とする。

なお、地震時において固定式のガス消火設備による 消火活動を想定する必要の無い火災区域又は火災区画 に係る消火を行う設備については常用所内電源設備か ら給電する設計とし、作動に電源が不要となる消火設 備については上記の限りではない。

(6) 消火を行う設備の故障警報

各消火を行う設備の電源断等の故障警報を中央監視 室に発報する設計とする。

再処理施設と共用する緊急時対策建屋に設置する消火設備の故障警報は緊急時対策建屋の建屋管理室において吹鳴する設計とする。

(7) 重大事故等対処施設を設置する区域のうち消火困難 となる区域の消火を行う設備

重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区

画のうち、煙又は放射線の影響により消火困難となる 箇所については、固定式のガス消火装置を設置するこ とにより、消火を可能とする設計とする。

グローブボックス内については、臨界の発生防止を 考慮すると、消火困難となる可能性があることから、 自動消火が可能なグローブボックス消火装置を設置す ることで、グローブボックス内で発生した火災に対し て消火が可能な設計とする。

なお、上記以外の火災区域又は火災区画については、取り扱う可燃性物質の量が小さいこと、部屋面積が小さく消火に当たり室内への入域が不要なこと、MOX燃料加工施設は換気設備により負圧にして閉じ込める設計としており、換気設備による排煙が可能であるため、有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火困難とならないため、消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。

a. 可燃性物質を取扱い構造上消火困難となる火災区 域又は火災区画

中央監視室の床下及び再処理施設と共用する緊急 時対策建屋の対策本部室の床下は,多量のケーブル が存在するが,フリーアクセス構造としており消火 が困難となるおそれを考慮し,固定式消火設備を設 置する。なお,再処理施設と共用する緊急時対策建 屋の対策本部室には当直(運転員)又は非常時組織 対策要員が駐在することを考慮し,人体に影響を与 えない消火剤を選択する。

中央監視室等には常時運転員が駐在することを考慮し,人体に影響を与えないような消火剤を使用する設計とする。

万一,誤動作又は誤操作に伴い,床下から消火剤 が漏えいした場合でも,中央監視室等内の空気によ り希釈され,人体に影響を与えることは無い。

b. 電気品室

電気品室は電気ケーブルが密集しており, 万一の 火災による煙の影響を考慮し, 固定式のガス消火設 備を設置することにより, 早期消火が可能となるよ う火災感知器と連動して自動で消火可能な設計とす る。

(8) 消火活動のための電源を内蔵した照明器具

火災防護対象設備を設置する火災区域及び火災区画 の消火を行う設備の現場盤操作等に必要な照明器具と して,移動経路及び現場盤周辺に,現場への移動時間 約5分から10分及び消防法の消火継続時間20分を考慮 し,1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を 設置する設計とする。

(9) 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮

再処理施設と共有する消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、火災防護審査基準に基づく消火活動時間 2 時間に対し十分な容量を有するろ過水貯槽及び消

火用水貯槽を設置し,双方からの消火水の供給を可能 とすることで,多重性を有する設計とする。

また,消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え, 同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル 駆動消火ポンプを設置することで,多様性を有する設 計とする。

再処理施設と共用する緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は,同建屋に消火水槽,建屋近傍に防火水槽を設置し,双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。また,消火ポンプは電動駆動消火ポンプを2台設置することで,多重性を有する設計とする。

水源の容量については、MOX燃料加工施設は、消防法に基づき、消火活動に必要な水量を考慮するものとし、その根拠は(10)項「消火用水の最大放水量の確保」に示す。

(10) 消火用水の最大放水量の確保

消火剤に水を使用する消火を行う設備(屋内消火 栓,屋外消火栓)の必要水量を考慮し、水源は消防法 施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量(116 m³)を確保する設計とする。また、消火用水供給系 の消火ポンプは、必要量を送水可能な電動機駆動ポン プ、ディーゼル駆動ポンプ(定格流量450 m³/h)を 1台ずつ設置する設計とし、消火配管内を加圧状態に 保持するため、機器の単一故障を想定し、圧力調整用 消火ポンプを2系統設ける設計とする。

(11) 水消火設備の優先供給

消火用水は他の系統と共用する場合には,他の系統から隔離できる弁を設置し,遮断する措置により,消火水供給を優先する設計とする。

また、緊急時対策建屋の消火用水供給系の消火水槽 は他の系統と兼用しない設計とすることから、消火用 水の供給を優先する。

(12) 管理区域内からの放出消火剤の流出防止

管理区域内で放出した消火水は,管理区域外への流出を防止するため,管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに,各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し,処理する設計とする。

また、管理区域においてガス系消火剤による消火を 行った場合においても、燃料加工建屋内の換気設備の 排気フィルタにより放射性物質を低減したのち、排気 筒から放出する設計とする。

(13) 窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置の従事者退避 警報

窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に 従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴 する設計とする。

また、二酸化炭素消火装置の作動に当たっては20秒

以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計とする。

なお、固定式ガス消火設備のうち、防火シート、金属製の筐体等による被覆内に局所的に放出する場合においては、消火剤が内部に留まり、外部に有意な影響を及ぼさないため、消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。

(14) 他施設との共用

消火用水貯槽に貯留している消火用水を供給する消火水供給設備は,再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。再処理施設及び廃棄物管理施設と供用する消火水供給設備は,再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設で必要な容量を確保できる設計とする。また,消火水供給設備においては,故障その他の異常が発生した場合でも,弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し,故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止することで,共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。

(15) 試験·検査

消火を行う設備は、その機能を確認するため定期的な試験及び検査を行う。

3.1.3 自然現象の考慮

[要求事項]

- 2.2.2 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に示すよう に、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火 の機能、性能が維持される設計であること。
- (1) 凍結するおそれがある消火設備は、凍結防止対策を講じた設計であること。
- (2) 風水害に対して消火設備の性能が著しく阻害されない設計であること。
- (3) 消火配管は、地震時における地盤変位対策を考慮した設計であること。

(参考)

火災防護対象設備等が設置される火災区画には、耐震B・Cクラスの機器が設置されている場合が考えられる。これらの機器が基準地震動により損傷しSクラス機器である原子炉の火災防護対象設備の機能を失わせることがないことが要求されるところであるが、その際、耐震 B・C クラス機器に基準地震動による損傷に伴う火災が発生した場合においても、火災防護対象設備等の機能が維持されることについて確認されていなければならない。

(2) 消火設備を構成するポンプ等の機器が水没等で機能しなくなることのないよう、設計に当たっては配置が考慮されていること。

MOX燃料加工施設において、設計上の考慮を必要とす る自然現象は、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍 結, 高温, 降水, 積雪, 火山の影響, 生物学的事象, 森林 火災及び塩害である。これらの自然現象のうち、落雷につ いては、「2.3(1) 落雷による火災及び爆発の発生防 止」に示す対策により、機能を維持する設計とする。風 (台風), 竜巻及び森林火災は, それぞれの事象に対して MOX燃料加工施設の安全機能を損なうことのないように、 自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防 止する。凍結については、以下「(1)凍結防止対策」に示 す対策により機能を維持する設計とする。 竜巻、風(台風) に対しては、「(2)風水害対策」に示す対策により機能を 維持する設計とする。地震については、「(3)想定すべき 地震に対する対応」に示す対策により機能を維持する設計 とする。上記以外の津波、高温、降水、積雪、火山の影響、 生物学的事象,森林火災,塩害については,「(5)想定す べきその他の自然現象に対する対策について」に示す対策 により機能を維持する設計とする。

(1) 凍結防止対策

屋外に設置する消火を行う設備は、設計上考慮する 冬期最低気温-15.7℃を踏まえ、当該環境条件を満足 する設計とする。

屋外に設置する消火を行う設備のうち,消火用水の供給配管は凍結を考慮し,凍結深度(GL-60cm)を確保した埋設配管とするとともに,地上部に配置する場

合には保温材を設置する設計とすることにより, 凍結 を防止する設計とする。

また、屋外消火栓は、消火栓内部に水が溜まらないような構造とし、水抜きが可能な設計により通常は排水弁を通水状態、消火栓使用時は排水弁を閉にして放水する設計とする。

(2) 風水害対策

再処理施設と共有する消火ポンプは建屋内に設置する設計とし、風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。その他の窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置についても、風水害に対してその性能が著しく阻害されることが無いよう、各建屋内に設置する設計とする。

屋外消火栓は風水害に対してその機能が著しく阻害 されることが無いよう,雨水の浸入等により動作機構 が影響を受けない構造とする。

(3) 地震時における地盤変位対策

屋内消火栓設備は、地震時における地盤変位により、消火水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、消火活動を可能とするよう、大型化学高所放水車又は消防ポンプ付水槽車から消火水を供給できるよう建屋内に送水口を設置し、また、破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。

建屋内に設置する送水口は,迅速な消火活動が可能 となるよう,外部からのアクセス性が良い箇所に設置 する設計とする。

(4) 想定すべき地震に対する対応

重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区 画の火災感知を行う設備及び消火を行う設備は、地震 時に火災を考慮する場合は、重大事故等対処施設が維 持すべき耐震重要度分類に応じて機能を維持できる設 計とする。

また、重大事故等対処施設のうち、基準地震動Ssに対しても機能を維持すべき系統及び機器に対し影響を及ぼす可能性がある油を内包する耐震Bクラス及び耐震Cクラスの設備は、以下のいずれかの設計とすることで、地震によってMOX燃料加工施設の重大事故等に対処するために必要な機能の喪失を防止する設計とする。

- ① 基準地震動Ssにより油が漏えいしない。
- ② 基準地震動Ssによって火災が発生しても,MOX燃料加工施設の重大事故等に対処するために必要な機能能に影響を及ぼすことが無いよう,基準地震動Ssによって火災が発生しても機能を維持する固定式のガス消火装置によって速やかに消火する。
- ③ 基準地震動Ssによって火災が発生しても,MOX燃料加工施設の重大事故等に対処するために必要な機能に影響を及ぼすことが無いよう隔壁等により分離す

- る,又は適切な離隔距離を講ずる設計とする。
- (5) 想定すべきその他の自然現象に対する対策について 想定すべきその他の自然現象として、凍結、風水 害、地震以外に考慮すべき自然現象により火災感知を 行う設備及び消火を行う設備の性能が阻害された場合 は、原因の除去又は早期の取替え、復旧を図る設計と するが、必要に応じて監視の強化、代替の消火を行う 設備の配備等を行い、必要な性能を維持する設計とす る。

3.1.4 消火を行う設備の破損,誤動作又は誤操作による重大事故等対処施設への影響

「要求事項]

2.2.3 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、消火設備の破損、誤動作又は誤操作によって、安全機能を失わない設計であること。また、消火設備の破損、誤動作又は誤操作による溢水の安全機能への影響について「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」により確認すること。

(参考)

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイドでは、発生要因別 に分類した以下の溢水を想定することとしている。

- a. 想定する機器の破損等によって生じる漏水による溢水
- b. 発電所内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水
- c. 地震に起因する機器の破損等により生じる漏水による 溢水

このうち、b. に含まれる火災時に考慮する消火水系統からの放水による溢水として、以下が想定されていること。

- ① 火災感知により自動作動するスプリンクラーからの放水
- ② 建屋内の消火活動のために設置される消火栓からの放水
- ③ 格納容器スプレイ系統からの放水による溢水

消火を行う設備の破損、誤作動又は誤操作が発生した場合のほか、早期に火災を感知する設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火を行う設備が作動した場合においても、重大事故等対処施設の安全機能を損なわないよう以下の設計とする。

(1) 安全上重要な施設のグローブボックス内で発生する 火災に対しては、消火により臨界が発生しないよう、 消火剤として水を使用せず、ガス系又は粉末系の消火 剤を使用する設計とする。

また, グローブボックス内への消火剤放出に伴う圧力上昇により, グローブボックスの閉じ込め機能を損なわない設計とする。

- (2) 安全上重要な施設のグローブボックス外で発生する 火災に対しては、消火剤放出によるグローブボックス 内との圧力差により、グローブボックスの閉じ込め機 能を損なわない設計とする。
- (3) 消火水の放水により重大事故等対処施設の安全機能 を損なうおそれがある場合は、消火剤として水を使用 せず、電気絶縁性を有するガス系の消火剤を使用する 設計とする。
- (4) 非常用発電機は、二酸化炭素消火装置の破損、誤作動又は誤操作により流出する二酸化炭素の影響で、運

転中の非常用発電機が給気不足を引き起こさないよう に,外気より給気を行う設計とする。

4. 個別の火災区域又は火災区画における留意事項

「要求事項〕

3. 個別の火災区域又は火災区画における留意事項 火災防護対策の設計においては、2. に定める基本事項のほか、 安全機能を有する構築物、系統及び機器のそれぞれの特徴を 考慮した火災防護対策を講ずること。

(参考)

安全機能を有する構築物、系統及び機器の特徴を考慮した 火災防護対策として、NRC が定める Regulatory Guide 1.189 には、以下のものが示されている。

- (1) ケーブル処理室
 - ① 消防隊員のアクセスのために、少なくとも二箇所の 入口を設けること。
 - ② ケーブルトレイ間は、少なくとも幅 0.9m、高さ 1.5m 分離すること。
- (2) 電気室

電気室を他の目的で使用しないこと。

- (1) 蓄電池室
 - ① 蓄電池室には、直流開閉装置やインバータを収容しないこと。
 - ② 蓄電池室の換気設備が、2%を十分下回る水素濃度に維持できるようにすること。
 - ③ 換気機能の喪失時には中央監視室に警報を発する設計であること。

(4) ポンプ室

煙を排気する対策を講ずること。

- (5) 中央監視室等
 - ① 周辺の部屋との間の換気設備には、火災時に閉じる 防火ダンパを設置すること。
 - ② カーペットを敷かないこと。ただし、防炎性を有するものはこの限りではない。

なお、防炎性については、消防法施行令第4条の3 によること。

(6) 使用済燃料貯蔵設備、新燃料貯蔵設備 消火中に臨界が生じないように、臨界防止を考慮した対 策を講ずること。

- (7) 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備
 - ① 換気設備は、他の火災区域や環境への放射性物質の放出を防ぐために、隔離できる設計であること。
 - ② 放水した消火水の溜り水は汚染のおそれがあるため、液体放射性廃棄物処理設備に回収できる設計であること。
 - ③ 放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及び HEPA フィルタなどは、密閉した金属製のタンクまたは容器内に貯蔵すること。
 - ④ 放射性物質の崩壊熱による火災の発生を考慮した対策を講ずること。

MOX燃料加工施設における重大事故等対処施設を設置する火災区域は、以下のとおりそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を実施する。

(1) 電気室

電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。

(2) 蓄電池室

蓄電池室は,以下のとおりの設計とする。

① 通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。

ただし、常用蓄電池は、無停電電源装置等を設置している部屋に収納する設計とするが、当該蓄電池自体は厚さ1.6mm以上の鋼板製筐体に収納し、当該室に設置する安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等への火災又は爆発による影響を防止する設計とする。

本方式は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603-2012) 「4.1 蓄電池室」の種類のうち、キュービクル式(蓄電池をキュービクルに収納した蓄電池設備)に該当し、指針に適合させることで安全性を確保する設計とする。

② 蓄電池室の蓄電池は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603-2012)に基づき、蓄電池室の換気を行う排風機を水素ガスの排気に

必要な換気量以上となるよう設計することによって, 蓄電池室内及び蓄電池内の水素濃度を2vo1%以下に 維持する設計とする。

- ③ 蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室の監視制御盤に警報を発する設計とする。
- ④ 常用系の蓄電池と非常用系の蓄電池は、常用の蓄電池 が非常用の蓄電池に影響を及ぼすことが無いように位 置的分散を図る設計とする。

(3) ポンプ室

重大事故等対処施設のポンプの設置場所のうち,火 災発生時の煙の充満により消火困難な場所には,固定 式消火設備を設置する設計とする。

(4) 中央監視室等

中央監視室及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室は以下のとおりの設計とする。

- ① 中央監視室及び再処理施設と共用する緊急時対策建 屋の対策本部室と他の火災区域及び火災区画の換気設 備の貫通部には、防火ダンパを設置する設計とする。
- ② 中央監視室及び再処理施設と共用する緊急時対策建 屋の対策本部室のカーペットは、消防法に基づく防炎 物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験に より確認した材料を使用する設計とする。
- (5) 低レベル廃液処理設備並びに固体廃棄物保管第1室

及び第2室

低レベル廃液処理設備並びに固体廃棄物保管第1室 及び第2室は、以下のとおり設計する。

- ① 管理区域での消火活動により放水した消火水が管理 区域外に流出しないように、各室の床ドレン等から低 レベル廃液処理設備に回収し、処理を行う設計とす る。
- ② 放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は,処理を行うまでの間,金属製容器に封入し,保管する設計とする。

5. 火災防護計画について

「要求事項]

- 2. 基本事項
- (2)火災防護対策並びに火災防護対策を実施するために必要な手順、機器及び職員の体制を含めた火災防護計画を策定すること。

火災防護計画について

- 1. 原子炉施設設置者が、火災防護対策を適切に実施するための火災防護計画を策定していること。
- 2. 同計画に、各原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器の防護を目的として実施される火災防護対策及び計画を実施するために必要な手順、機器、組織体制が定められていること。なお、ここでいう組織体制は下記に関する内容を含む。
 - ① 事業者の組織内における責任の所在。
 - ② 同計画を遂行する各責任者に委任された権限。
 - ③ 同計画を遂行するための運営管理及び要員の確保。
- 3. 同計画に、安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護するため、以下の3つの深層防護の概念に基づいて火災区域及び火災区画を考慮した適切な火災防護対策が含まれていること。
 - ① 火災の発生を防止する。
 - ② 火災を早期に感知して速やかに消火する。

- ③ 消火活動により、速やかに鎮火しない事態においても、 原子炉の高温停止及び低温停止の機能が確保されるよう に、当該安全機能を有する構築物、系統及び機器を防護 する。
- 4. 同計画が以下に示すとおりとなっていることを確認すること。
 - ① 原子炉施設全体を対象とする計画になっていること。
 - ② 原子炉を高温停止及び低温停止する機能の確保を目的 とした火災の発生防止、火災の感知及び消火、火災によ る影響の軽減の各対策の概要が記載されていること。

火災及び爆発の発生時においてMOX燃料加工施設の消火活動を行うため、通報連絡者及び消火専門隊による消火活動要員が常駐するとともに、火災及び爆発の発生時には自衛消防隊を編成できる体制を整備する。MOX燃料加工施設の火災及び爆発における消火活動においては、敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班が対応する。

MOX燃料加工施設を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順について定めるとともに、火災防護対象とする重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火の火災

防護対策等について定める。

このうち、火災防護計画を実施するために必要な手順の主なものを以下に示す。

- (1) 火災が発生していない平常時の対応においては,以下の手順をあらかじめ整備する。
 - ① MOX燃料加工施設の中央監視室に設置する受信機 又は緊急時対策建屋の建屋管理室に設置する火災受信 器盤によって,施設内で火災が発生していないこと及 び火災感知を行う設備に異常がないことを確認する。
 - ② 消火を行う設備の故障警報が発した場合には、中央 監視室及び必要な現場の制御盤の警報を確認するとと もに、消火を行う設備が故障している場合には、早期 に必要な修理を行う。
- (2) 消火を行う設備のうち、窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置を設置する火災区域、火災区画又はグローブボックス内における火災発生時の対応においては、 以下の手順を整備し、操作を行う。
 - ① 火災感知器が作動した場合は、火災区域又は火災区 画からの退避警報及び窒素消火装置、二酸化炭素消火 装置又はグローブボックス消火装置の作動状況を中央 監視室で確認する。
 - ② 室素消火装置,二酸化炭素消火装置又はグローブボックス消火装置の作動後は,消火状況の確認,運転状

況の確認等を行う。

- (3) 消火を行う設備のうち、窒素消火装置又は二酸化炭素消火装置を設置する火災区域又は火災区画に運転員が在室する場合は、装置を手動操作に切り替える運用とするとともに、以下の手順をあらかじめ整備し、的確に操作を行う。
 - ① 火災感知器が作動し、現場で火災を確認した場合は、消火器による消火活動を行う。
 - ② 消火活動が困難な場合は,運転員の退避を確認後, 窒素消火装置又は二酸化炭素消火装置を手動操作によ り起動させ,消火装置の動作状況,消火状況の確認及 び運転状況の確認を行う。
- (4) 中央監視室における火災及び爆発発生時の対応においては、火災感知器及び高感度煙感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する運転員により消火器を用いた消火活動、運転状況の確認等を行う。
- (5) 水素漏えい検知器を設置する火災区域又は火災区画 における水素濃度上昇時の対応として,換気設備の運 転状態の確認を実施する手順を整備する。
- (6) 火災感知を行う設備の故障その他の異常により監視 ができない状況となった場合は、現場確認を行い、火

災の有無を確認する。また,異常状態が長期に及ぶ場合には,運転を停止する。

- (7) 消火活動においては、あらかじめ手順を整備し、火 災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施する とともに消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。
- (8) 可燃物の持込み状況,防火戸の状態,火災及び爆発 の原因となり得る加熱及び引火性液体の漏えい等を監 視するための監視手順を定め,防火監視を実施する。
- (9) 火災及び爆発の発生の可能性を低減するために、M OX燃料加工施設における試験、検査、保守又は修理 で使用する資機材のうち可燃性物質に対する持込みと 保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施す る。
- (10) MOX燃料加工施設において可燃性又は難燃性の雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合,火災及び爆発の発生並びに延焼を防止するため,金属製の容器へ収納又は不燃性材料による養生及び保管に係る手順をあらかじめ整備し,的確に実施する。
- (11) 火災及び爆発の発生を防止するために、MOX燃料 加工施設における作業に対する以下の手順をあらかじ め整備し、的確に実施する。

- ① 火気作業前の計画策定
- ② 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置
- ③ 火気作業後の確認事項 (残り火の確認等)
- ④ 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理
- ⑤ 火気作業養生材に関する事項(不燃シートの使用等)
- ⑥ 仮設ケーブル(電エドラム含む)の使用制限
- ⑦ 火気作業に関する教育
- (12) 火災及び爆発の発生を防止するために、化学薬品の 取扱い及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確 に実施する。
- (13) 火災防護に必要な設備は、機能を維持するため、適 切な保守管理、点検及び補修を実施するとともに、必 要に応じ修理を行う。
- (14) 火災時の消火活動に必要となる防火服,空気呼吸器 の資機材の点検及び配備に係る手順をあらかじめ整備 し、的確に実施する。
- (15) 火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消 防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。
- (16) 当直(運転員)に対して、MOX燃料加工施設に設

置する重大事故等対処施設を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発から防護すべき系統及び機器、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火に関する教育を定期的に実施する。

- ① 火災区域及び火災区画の設定
- ② 火災防護対象とする重大事故等対処施設
- ③ 火災及び爆発の発生防止対策
- ④ 火災感知を行う設備
- ⑤ 消火を行う設備
- (17) MOX燃料加工施設を火災及び爆発から防護することを目的として、消火器及び水による消火活動について、要員による消防訓練、消火班による総合的な訓練及び当直(運転員)による消火活動の訓練を定期的に実施する。

補足説明資料1-1 (23条)

添付資料4

再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
1. 2 要求事項に対する適合性	1.2 要求事項に対する適合性	_
I. 基本方針	1. 2. 1 基本方針	_
(1) 火災等による損傷の防止	1. 2. 1. 1 火災等による損傷の防止	_
重大事故等対処設備は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機	重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機	_
 能が損なわれないよう,火災及び爆発の発生を防止し,早期に火災発生を感知し消		
 火を行うために,火災防護対策を講ずる設計とする。	火を行うために、火災防護対策を講ずる設計とする。	
a. 基本事項		_
_	① 火災防護対象とする重大事故等対処施設	_
_	重大事故等対処施設のうち、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある系統及び機	防護対象を明確化するため。
	――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
	② 火災区域及び火災区画の設定	_
重大事故等対処施設を設置するエリアについて, 重大事故等対処施設と設計基準事		_
故に対処するための設備の配置を考慮して火災区域及び火災区画を設定する。	故に対処するための設備の配置を考慮して火災区域及び火災区画を設定する。	
重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機		_
能を損なうおそれがないよう, 火災防護対策を講ずる設計とする。火災防護対策を講		
ずる設計を行うに当たり、重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災		
 区画に設定する。火災区域は,3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接す	災区画に設定する。火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接	
る他の火災区域と分離する。	する他の火災区域と分離する。	
屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については,他の区域と分離して火災防	屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防	_
 護対策を実施するために,重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設	護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設	
 備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	
火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準	火災区画は、MOX燃料加工施設で設定した火災区域を、重大事故等対処施設と設	_
 事故に対処するための設備の配置等を考慮して,耐火壁又は離隔距離に応じて設定	計基準事故に対処するための設備の配置等を考慮して、耐火壁又は離隔距離等に応	
する。	じて分割して設定する。	
重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、火	重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、火	_
 災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対	災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対	
策を講ずる設計とする。	策を講 <u>ず</u> る設計とする。	
重大事故等対処設備のうち、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大	重大事故等対処施設のうち、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大	_
事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能	事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能	
を必要としないため,消防法,建築基準法,都市計画法及び日本電気協会電気技術規	を必要としないため、消防法、建築基準法及び日本電気協会電気技術規程・指針等に	
程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。	基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。	
なお、重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、	なお、重大事故等対処施設のうち、可搬型のものに対する火災防護対策について	_
火災防護計画に定めて実施する。	は、火災防護計画に定めて実施する。	
② 火災防護計画	③ 火災防護計画	-
再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定す	MOX燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画	-
る。	を策定する。	
火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限,体制の	火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制	_
運営管理, 必要な要員の確保, 教育訓練, 火災防護対策を実施するために必要な手順	の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要	
等について定めるとともに、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器	な手順等について定めるとともに、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等	
等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び	<u>の機器等</u> を火災 <u>及び爆発</u> から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期	

第 23 条 火災等による損傷の防止 整理資料(本文) 再処理(補正案)・MOX 比較表			
再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由	
消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策	感知及び消火 <u>並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念</u> に基づく火災		
を行うことについて定める。	防護対策について定める。		
重大事故等対処施設については、 火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消	重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消	_	
火を行うことについて定める。	火を行うことについて定める。		
その他の再処理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会		MOX燃料加工施設は、都市計画法に該当する	
電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。	<u>針等に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。</u>	ものではないため。	
		MOX燃料加工施設は1施設であるため「その	
		他の施設」としている。	
敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下	敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下	_	
「外部火災」という。)については,安全機能を有する施設を外部火災から防護する	「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設を外部火災から防護す		
ための運用等について定める。	<u>るための運用等について定める。</u>		
b. 火災及び爆発の発生防止	(2) 火災及び爆発の発生防止	_	
火災及び爆発の発生を防止するため, 再処理施設で取り扱う化学薬品等のうち, 可燃	重大事故等対処施設の火災 <u>及び爆発の</u> 発生防止については、重大事故等対処施設を	MOX燃料加工施設では、可燃性物質もしくは	
性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する系統及び機器に対する着火	設置する火災区域又は火災区画に対する火災発生防止対策を講 <u>ず</u> るとともに、発火	熱的に不安定な物質を生成する系統及び機器は	
源の排除, 異常な温度上昇の防止対策, 可燃性物質の漏えい防止対策, 可燃性又は熱	源に対する対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策、並びに電気系統の過電流	ないため。ただし,少量の有機溶媒等可燃性物	
的に不安定な物質の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値及び化	による過熱及び焼損の防止対策等を講 <u>ず</u> る設計とする。	質を使用する設備がMOX燃料加工施設にはあ	
学的制限値を設ける設計とする。		ることから,発火源,水素に対する換気及び漏	
		えい検出並びに電気系統に対する対策を行うた	
		め。	
		MOX燃料加工施設では、化学的制限値の設定	
		が必要な設備がないため。	
また、上記に加え発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災及び爆発	また、上記に加え発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設	MOX燃料加工施設では、可燃性の蒸気又は可	
の発生防止対策を講ずるとともに,可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策,発	置する火災区域又は火災区画に対する火災 <u>及び爆発の</u> 発生防止対策を講 <u>ず</u> るととも	燃性の微粉及び放射性分解による水素は発生し	
火源に対する対策, 水素に対する換気, 漏えい検出対策及び接地対策, 放射線分解に	に,発火源に対する対策,水素に対する換気,漏えい検出対策及び接地対策,電気	ないため。	
より発生する水素の蓄積防止対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対	系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講 <u>ず</u> る設計とする。		
策等を講ずる設計とする。			
① 不燃性材料又は難燃性材料の使用	① 不燃性材料又は難燃性材料の使用	_	
重大事故等対処施設の機器等のうち、主要な構造材、ケーブル、換気設備のフィル	MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料を使用する設計とする。	MOX燃料加工施設では、事業許可基準規則に	
タ,保温材及び建屋内装材は,可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計	重大事故等対処施設の機器等のうち、主要な構造材、ケーブル、換気フィルタ、保	おいて, 建物に対する耐火構造の要求があるた	
とし,不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は,代替材料を使用する	温材及び建屋内装材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計と	め。	
設計とする。	し、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃	用語の差異。	
	性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設		
	計とする。		
また, 代替材料の使用が技術上困難な場合は, 当該重大事故等対処施設における火災	また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該重大事故等対処施設における火	_	
及び爆発に起因して,他の重大事故等対処施設の火災及び爆発が発生することを防	災 <u>及び爆発</u> に起因して,他の重大事故等対処施設の火災及び爆発が発生することを		
止するための措置を講ずる設計とする。	防止するための措置を講 <u>ず</u> る設計とする。		
放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することで	放射性物質を内包するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機	MOX燃料加工施設のグローブボックスはパネ	
再処理施設の安全性を損なうおそれのあるものについては,不燃性材料又は難燃性	能を有する設備(以下「グローブボックス等」という。)のうち、閉じ込め機能を	ル材に可燃性材料を用いないため。	
材料を使用する設計とし、パネルに可燃性材料を使用する場合は、難燃性材料を設置	喪失することでMOX燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについて		
することにより閉じ込め機能を損なわない設計とする。	は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。		

再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
重大事故等対処施設に使用するケーブルには、延焼性及び自己消火性を実証試験に	重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性及び自己消火	_
より確認したケーブルを使用する設計とする。	性を確認したケーブルを使用する設計とする。	
重大事故等対処施設に使用するケーブルのうち、機器等の性能上の理由からやむを	重大事故等対処施設に使用するケーブルのうち、機器等の性能上の理由からやむを	_
得ず実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルは、 金属製の管	得ず実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルは、難燃ケーブ	
体等に収納する,延焼防止材により保護する,専用の電線管に敷設する等の措置を講	ル <u>を使用した場合</u> と同等以上の <u>難燃</u> 性能 <u>があることを実証試験により確認した上で</u>	
ずることにより,他の重大事故等対処施設及び設計基準事故に対処するための設備	使用する設計とし、当該ケーブルの火災に起因して他の重大事故等対処施設におい	
において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。	<u>て火災が発生することを防止するための措置を講ずる</u> 設計とする。	
建屋内の変圧器及び遮断器は、絶縁油等の可燃性物質を内包していないものを使用	建屋内の変圧器及び遮断器は、絶縁油等の可燃性物質を内包していないものを使用	_
する設計とする。	する設計とする。	
② 落雷,地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	② 落雷, 地震等の自然現象による火災 <u>及び爆発</u> の発生防止	_
重大事故時における再処理施設の敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等	重大事故等時にMOX燃料加工施設及びその周辺での発生の可能性、重大事故等	_
対処施設への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大	対処施設への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大	
事故時に重大事故等対処施設に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津	事故等時に重大事故等対処施設に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津	
波, 落雷, 風(台風), 竜巻, 凍結, 高温, 降水, 積雪, 火山の影響, 生物学的事	波,落雷,風(台風),竜巻,凍結,高温,降水,積雪,火山の影響,生物学的事	
象,森林火災及び塩害を選定する。	象,森林火災及び塩害である。	
これらの自然現象のうち、再処理施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある落	これらの自然現象のうち、MOX燃料加工施設で火災 <u>及び爆発</u> を発生させるおそれ	_
雷,地震及び竜巻(風(台風)を含む。)について,これらの現象によって火災及び	のある落雷, 地震, 竜巻(風(台風)を含む。) について, これらの現象によって	
爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。	火災 <u>及び爆発</u> が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講 <u>ず</u> る設計とす	
	る。	
落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、避雷設備を設置する設計とする。重	落雷による火災 <u>及び爆発</u> の発生を防止するため、避雷設備を設置する設計とする。	MOX燃料加工施設の燃料加工建屋及び再処理
要な構築物は、建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても避雷設備を	各構築物に設置する避雷設備は、接地系と連接することにより、接地抵抗の低減及	施設と供用する緊急時対策建屋は建築基準法に
設ける設計とする。	び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	基づき避雷設備を設けることにより、重要な構
各構築物に設置する避雷設備は、構内接地系と連接することにより、接地抵抗の低減		築物と特定しないため。
及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。		
重大事故等対処施設は、耐震設計上の重要度分類に応じた地震力が作用した場合に	重大事故等対処施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合におい	MOX燃料加工施設と再処理施設における規則
おいても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び	ても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発	要求が異なるため。
爆発の発生を防止する設計とするとともに、「事業指定基準規則」第三十一条に示	の発生を防止する設計とする <u>とともに、「事業許可基準規則」第二十五条に示す要</u>	
す要求を満足するよう, 「事業指定基準規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計と	求を満足するよう、「事業許可基準規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とす	
する。	<u> 3.</u>	
竜巻(風(台風)を含む。)について,重大事故等対処施設は,重大事故等時の竜巻	<u>竜巻(風(台風)を含む。)について、</u> 重大事故等対処施設は、重大事故等時の竜	_
(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜	巻(風(台風)を含む。)の影響により火災 <u>及び爆発</u> が発生することがないよう	
巻防護対策を行う設計とする。	に, 竜巻防護対策を行う設計とする。	
なお,森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発	森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防	_
生防止を講ずる設計とする。	止を講 <u>ず</u> る設計とする。	
c. 火災の感知, 消火	(3) 火災の感知,消火	_
① 早期の火災感知及び消火	① 早期の火災感知及び消火	_
火災の感知及び消火については,重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し,	火災の感知及び消火は、重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を	用語の差異。
	伝えたみのよび rithort にる : 1. (大) これ () また	
早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計と	行うための火災感知を行う設備及び消火を行う設備を設置する設計とする。	

再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
火災感知設備及び消火設備は,「b.② 落雷,地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して,火災感知及び消火の機能,性能が維持できる設計とする。	火災感知を行う設備及び消火を行う設備は、「(2) <u>②</u> 落雷、地震等の自然現象による火災 <u>及び爆発</u> の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。	用語の差異。
火災感知設備及び消火設備は、火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施	火災感知を行う設備及び消火を行う設備は、火災区域 <u>及び</u> 火災区画に設置 <u>する</u> 重大	用語の差異。
また、消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	また、消火を行う設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合 <u>のほか、火災を感知する設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火を行う設備が作動した場合</u> においても、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	用語の差異。 MOX燃料加工施設では、事業許可基準規則に おいて、火災感知を行う設備の破損等を起因と した消火装置の作動に対する要求があるため。
(a) 火災感知設備 火災感知器は,環境条件や火災の性質を考慮して型式を選定し,固有の信号を発する 異なる種類を組み合わせて設置する設計とする。	a. 火災感知を行う設備 火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、重大事故等対処施 設を設置する室に対して、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を組み合わ せて設置する設計とする。	用語の差異。
	ただし、クローブボックス内は、環境条件を考慮すると固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を設置することが困難である。したがって、 <u>重大事故等対処施設として考慮するグローブボックスについては、</u> 実用上使用可能な火災感知器のうち、感知に優位性があるものを設置する設計とする。	MOX燃料加工施設の場合、放射性物質の一次 閉じ込め境界であるグローブボックス内の火災 の感知を行う手段を明記した。
火災感知設備は、全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能なように電源 を確保し、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、緊急時 対策建屋の建屋管理室で常時監視できる設計とする。	火災感知を行う設備は、 <u>全交流</u> 電源喪失時においても火災の感知が可能なように電源 <u>を</u> 確保 <u>し</u> ,中央監視室で常時監視できる設計とする。	用語の差異。
(b) 消火設備	<u>b.</u> 消火を行う設備	用語の差異。
重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画で、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置して消火を行う設計とする。	重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画では、消火の対象となる施設 の特徴や重要度に応じて、消火を行う設備の種類を選定して消火を行う設計とす る。廊下等の核燃料物質を取り扱わない室には、屋内消火栓により水消火を行う設 計とする。	考慮すべき事項の差異。
	工程室等の核燃料物質を取り扱う室には、固定式のガス消火装置により消火を行う設計とする。	MOX燃料加工施設の工程室では、核燃料物質を取り扱うことから、水による臨界の影響を考慮し、固定式のガス消火装置により、消火を行う設計とするため。
	グローブボックス内では核燃料物質を取り扱うことを考慮し,固定式のガス消火装置により消火を行う設計とする。	MOX燃料加工施設のグローブボックスについては、水による臨界の影響を考慮し、固定式のガス消火装置により、消火を行う設計とするため。
固定式ガス消火設備は、作動前に従事者等の退出ができるよう警報を発する設計とする。	固定式のガス消火装置のうち、窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に作業員の退出ができるよう、警報を発する設計とする。	グローブボックス消火装置は消火ガス放出時に おいても従事者等の退出が不要であり考慮が不 要のため。
消火用水供給系は、2時間の最大放水量を確保するとともに、給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し消火水供給を優先する設計とし、水源及び消火ポンプは多	消火用水供給系は、2時間の最大放水量を確保する <u>とともに、給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し消火水供給を優先する設計とし、水源及び消火ポンプは</u> 多重性又は多様性を有する設計とする。	_

再処理整理資料本文 (R16)	よる損傷の防止 整理資料 (本义)	差異の理由
■ 重性又は多様性を有する設計とする。また、屋内及び屋外の消火範囲を考慮し消火栓	また、屋内及び屋外の消火範囲を考慮し消火栓を配置するとともに、移動式消火設	
を配置するとともに、移動式消火設備を配備する設計とする。	備を配備する設計とする。	
消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を配備し、管理区域		用語の差異。
で放出した場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。	管理区域で放出された場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。	
消火設備は、火災の火炎等による直接的な影響、流出流体等による二次的影響を受け	消火を行う設備は、火災の火炎等による直接的な影響、流出流体等による二次的影	用語の差異。
ず、重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう設置し、全交流動力電源喪失時の	響を受けず、重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないように設置し、全交流動力	7,444
電源を確保するとともに、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御	電源喪失時の電源確保を図るとともに、中央監視室に故障警報を発する設計とす	
室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に故障警報を発する設計とする。	3.	
また、煙の二次的影響が重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、防火ダンパ	また、煙の二次的影響が重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダ	用語の差異。
を設ける設計とする。	ンパを設ける設計とする。	
消火設備を設置した場所への移動及び操作を行うため、蓄電池を内蔵する照明器具	消火を行う設備を設置した場所への移動及び操作を行うため、蓄電池を内蔵する照	用語の差異。
を設置する設計とする。	明器具を設置する設計とする。	
d. その他	(4) その他	_
「(1) b. 火災及び爆発の発生防止」~「(1) c. 火災の感知, 消火」のほか,	「(2) 火災及び爆発の発生防止」から「(3) 火災の感知,消火」のほか,重大	_
重大事故等対処施設のそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を講ずる設計とす		
る。		
Ⅱ. 安全設計	2. 火災防護にかかる設計方針	_
1.5 火災及び爆発の防止に関する設計	2. 1 火災及び爆発の防止に関する設計	_
火災及び爆発の防止に関する設計は、安全機能を有する施設に対する火災及び爆発	火災及び爆発の防止に関する設計は、安全機能を有する施設に対する火災及び爆発	_
の防止に関する設計並びに重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関す	の防止に関する設計並びに重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関す	
る設計を行う。	る設計を行う。	
_	2.1.1 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計	_
1.5.2.1 火災及び爆発の防止に関する設計方針	2. 1. 1. 1 火災及び爆発の防止に関する設計方針	_
重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故に至るおそれがある事故(運転	重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故に至るおそれがある事故(設	MOX燃料加工施設において、運転時に過渡変化
時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。) 若しくは重大事故(以下「重大事故	計基準事故を除く。) 若しくは重大事故(以下「重大事故等」という。) に対処す	を生じる事象はないため。
等」という。)に対処するために必要な機能が損なわれないよう,重大事故等対処施	<u>るために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する区域を火</u>	
設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災及び爆発の発生防止、火災	災区域及び火災区画に設定し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火のそ	
の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	れぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	
火災防護対策を講ずる対象として,重大事故等対処施設のうち,火災又は爆発が発生	火災防護対策を <u>講ずる</u> 対象として、重大事故等対処施設のうち、火災又は爆発 <u>が発</u>	_
した場合に、重大事故等に対処するために必要な機能に影響を及ぼす可能性のある	生した場合に <u></u> 重大事故等 <u>に</u> 対処 <u>するために</u> 必要な機能に影響を及ぼす可能性のあ	
構築物、系統及び機器を選定する。具体的には、重大事故等対処施設のうち常設のも	る構築物,系統及び機器を選定 <u>する。具体的には,重大事故等対処施設のうち常設</u>	
のに対して火災区域及び火災区画を設定し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及	のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、火災及び爆発の発生防止、火災の	
び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	
大災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては, 火災防護審査基準及び	MOX燃料加工施設における火災防護対策に当たっては、NFPA801の要求を参考と	規則要求で参照することとしているものが違う
内部火災影響評価ガイドを参考として再処理施設の特徴及びその重要度を踏まえた	して、MOX燃料加工施設の特徴 <u>(非密封形態の核燃料物質をグローブボックスで</u>	ため。
火災防護対策を講ずる設計とする。	取り扱うこと、また、工程の停止により施設を安定した状態に維持することで核燃	MOX燃料加工施設の特徴を記載しているた
	<u>料物質を限定された区域に閉じ込めることができること等</u> 及びその重要度を踏ま	め。
	えた火災防護対策を講 <u>ず</u> るものとする。	
_	ただし、NFPA801 における具体的な設計展開にかかる要求が、米国内における一般	MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた対応であ
	産業で用いられる規格を適用することになっていることを踏まえ、各設備に要求さ	るため。

再処理整理資料本文 (R16)	る損傷の防止 整理資料(本义) 再処理(補止条)・MOX 比較表 MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
	 れる技術的基準に対しては各設備に要求される技術的な基準を規定している国内法	
	令に基づく設計とする。	
_	また、MOX燃料加工施設の特徴として、取り扱う核燃料物質は固体の核燃料物質	MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた対応であ
	のみであり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程も無く、工程を停止することで	るため。
	現状を維持することが可能であり、仮に全交流電源が喪失し、全ての動的機器が機	
	能喪失することを想定した場合でも、安定的な状態を維持できる。また、非密封の	
	核燃料物質を取り扱う工程は地下に設置する設計とすることから、非密封の核燃料	
	物質を上昇させる駆動力が働かない限り、MOX燃料加工施設外に多量の核燃料物	
	質が拡散することは無い。	
_	よって、火災及び爆発に対して発生防止、感知及び消火を含む拡大防止対策を手厚	MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた対応であ
	く講ずるため、NFPA801 及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係	るため。
	る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)を参考としてMOX燃料加工	
	施設の特徴及びその重要度を踏まえた対策を講 <u>ず</u> る設計とする。	
重大事故等対処設備のうち常設のもの(以下「重大事故等対処設備」という。)のう	_	MOX燃料加工施設は、都市計画法に該当する
 ち,外部からの影響を受ける事象(以下「外的事象」という。)以外の動的機器の故		ものではないため。
 障,及び静的機器の損傷等(以下「内的事象」という。)を要因とする重大事故等へ		
対処する常設重大事故等対処設備であり、必要に応じて関連する工程を停止するこ		
とにより重大事故に至らずその機能を必要としないものについては、消防法、建築基		
準法,都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災	は、消防法、建築基準法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応	
防護対策を講ずる設計とする。	じた火災防護対策を講ずる設計とする。	
なお, 重大事故等対処設備のうち, 可搬型のものに対する火災防護対策については,	なお、重大事故等対処施設のうち、可搬型のものに対する火災防護対策について	_
火災防護計画に定めて実施する。	は、火災防護計画に定める。	
(1)火災区域及び火災区画の設定	(1) 火災区域及び火災区画の設定	_
重大事故等対処施設を設置するエリアについて、重大事故等対処施設と設計基準事	火災防護対象とする重大事故等対処施設を収納するMOX燃料加工施設に、耐火壁	_
故に対処するための設備の配置を考慮して火災区域及び火災区画を設定する。	等によって囲われた火災区域を設定する。	
重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機	重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機	_
能を損なうおそれがないよう、火災防護対策を講ずる設計とする。火災防護対策を	能を損なうおそれがないよう、火災防護対策を講ずる設計とする。火災防護対策を	
講ずる設計を行うに当たり、重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火	講ずる設計を行うに当たり、重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火	
災区画に設定する。	災区画に設定する。	
火災区域は,3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として,3時間耐火に設計上必要	火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必	_
な 150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により 3 時間以上の	要な 150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により 3 時間以上	
耐火能力を有することを確認した耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	の耐火能力を有することを確認した耐火壁により隣接する他の火災区域と分離す	
	る。	
屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防	屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防	_
護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設	護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設	
備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	
火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準	火災区画は、MOX燃料加工施設で設定した火災区域を <u>重大事故等対処施設と設計</u>	_
事故に対処するための設備の配置等を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて設定	<u>基準事故に対処するための設備の配置等を考慮して、耐火壁又は</u> 離隔距離に応じて	
する。	設定する。	
上記方針に基づき、以下の建屋に火災区域及び火災区画を設定する。	上記方針に基づき、以下の建屋に火災区域及び火災区画を設定する。	

再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
a. 建物	a. 建物	_
(a) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	(a) 燃料加工建屋	MOX燃料加工施設と再処理施設で対象施設が
(b) 前処理建屋	(b) 第1保管庫・貯水所	異なるため。
(c) 分離建屋	(c) 第2保管庫・貯水所	
(d) 精製建屋	(d) 緊急時対策建屋	
(e) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	b. 燃料補給設備等	
(f) 高レベル廃液ガラス固化建屋	(a) 重油貯槽	
(g) 主排気筒管理建屋	(b) 軽油貯槽	
(h) 制御建屋		
(i) 第1 保管庫・貯水所		
(j) 第2 保管庫・貯水所		
(k) 緊急時対策建屋		
b. 屋外施設		
(a) 主排気筒		
c. 燃料補給設備等		
(a) 重油貯槽		
(b) 軽油貯槽		
(2) 火災防護計画	(<u>2</u>)火災防護計画	_
火災防護計画は,「1.5.1.1(6)火災防護計画に示す。	MOX燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護調	計画 -
	を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任	壬者
	の権限,体制の運営管理,必要な要員の確保,教育訓練及び火災防護対策を実施	布す
	るために必要な手順等について定めるとともに, 重大事故等対処施設を火災から	o防
	護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火を行うことにつ	ON .
	て定める。	
_	その他の施設については、消防法、建築基準法及び日本電気協会電気技術規程	・指 MOX燃料加工施設は、都市計画法に該当するも
	針等に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。	のではないため。
_	外部火災については、重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等	等に -
	ついて定める。	
_	火災防護計画の策定に当たっては、火災防護審査基準の要求事項を踏まえ、以一	下の -
	考えに基づき策定する。	
_	① 火災防護対象とする重大事故等対処施設の防護を目的として実施する火災隊	方護 一
	対策を適切に実施するために、火災防護対策全般を網羅した火災防護計画を策策	定す
	る。	
_	② 火災防護対象とする重大事故等対処施設の防護を目的として実施する火災[方護 一
	対策及び火災防護計画を実施するために必要な手順、機器、組織体制を定める。	具
	体的には、火災防護対策の内容、その対策を実施するための組織の明確化(各員	責任
	者と権限),火災防護計画を遂行するための組織の明確化(各責任者と権限),	ح
	の運営管理及び必要な要員の確保と教育・訓練の実施等について定める。	
_	③ 火災防護対象とする重大事故等対処施設を火災から防護するため、火災及び	<u></u>
	発の発生防止,火災の早期感知及び消火の概念に基づいた,火災区域及び火災	<u> </u>

第23条 火災等による損傷の防止 整理資料 (本文) 再処理 (補正案)・MOX 比較表

再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
	を考慮した火災防護対策である,火災及び爆発の発生防止対策,火災の感知及び消	
	火対策を定める。	
_	④ 火災防護計画は、MOX燃料加工施設全体を対象範囲とし、具体的には、以下	_
	の項目を記載する。	
_	a. 事業許可基準規則第五条に基づく「2. 1. 1. 1(<u>2</u>)③」で示す対策	MOX燃料加工施設と再処理施設の規則要求が異
		なるため。
-	b. 事業許可基準規則第二十三条に基づく火災及び爆発の発生防止,火災の早期感	_
	知及び消火の対策,並びにMOX燃料加工施設の火災により重大事故等対処施設の	
	重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないための火災防護対策	
	また、可搬型重大事故等対処施設、その他MOX燃料加工施設については、設備等	
	に応じた火災防護対策	
_	c. 森林火災, 近隣の工場, 石油コンビナート等特別防災区域, 危険物貯蔵所及び高	_
	<u>圧ガス貯蔵施設(以下「近隣の産業施設」という。)</u> の爆発, MOX燃料加工施設敷	
	地内に存在する危険物 <u>貯蔵施設</u> の火災から重大事故等対処施設を防護する対策	
_	ただし、原子力災害に至る火災発生時の対処、原子力災害と同時に発生する火災発	_
	生時の対処、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズム	
	によるMOX燃料加工施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)に伴う	
	 大規模な火災が発生した場合の対処は、別途定める文書に基づき対応する。	
_	なお、上記に示す以外の構築物、系統及び機器は、消防法、建築基準法及び日本電	_
	気協会電気技術規程・指針等に基づく火災防護対策を実施する。	
_	d. 火災防護計画は、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火を考慮し、火	_
	災防護関係法令・規程類等,火災発生時における対応手順,可燃性物質及び火気作	
	業に係る運営管理に関する教育・訓練を定期的に実施することを定める。	
_	e. 火災防護計画は, その計画において定める火災防護計画全般に係る定期的な評	_
	価及びそれに基づく改善を行うことによって、継続的な改善を図っていくことを定	
	め、火災防護審査基準への適合性を確認することを定める。	
_	f. 火災防護計画は,再処理事業所MOX燃料加工施設の「核原料物質、核燃料物	MOX燃料加工施設と再処理施設の規則要求が異
	質及び原子炉の規制に関する法律」第 22 条第 1 項の規定に基づく再処理事業所M	なるため。
	OX燃料加工施設保安規定(以下「保安規定」という。) に基づく文書として制定	
	する。	
_	g. 火災防護計画の具体的な遂行のルール, 具体的な判断基準等を記載した文書,	_
	業務処理手順,方法等を記載した文書の文書体系を定めるとともに,持込み可燃性	
	物質管理や火気作業管理、火災防護に必要な設備の保守管理、教育訓練等に必要な	
	要領については、各関連文書に必要事項を定めることで、火災防護対策を適切に実	
	施する。	
1.5.2.2 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の発生防止	2. 1. 1. 2 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の発生防止	_
「1.5.1.2.1(3) TBP等の錯体の急激な分解反応の発生防止」の基本方針を適用		MOX燃料加工施設では対象が無いため。
する。		
	<u>I</u>	

熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。

第 23 条 火災等による損傷の防止 整理資料(本文) 再処理(補正案)・MOX 比較表		
再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
1.5.2.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止		MOX燃料加工施設では、火災防護対象とする
重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止については、再処理施設で取り扱う		重大事故等対処施設に影響を与える対象が無い
化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する系		ため。
統及び機器に対する着火源の排除,異常な温度上昇の防止対策,可燃性物質の漏えい		
防止対策、可燃性又は熱的に不安定な物質の混入防止対策を講ずる設計とするとと		
もに、熱的制限値及び化学的制限値を設ける設計とする。		
火災及び爆発の観点で考慮する事象の例を第1.5-1表に示す。		
(1) 有機溶媒による火災及び爆発の発生防止		
「1.5.1.2.1(1)有機溶媒による火災及び爆発の発生防止」の基本方針を適用する。		
(2) TBP等の錯体の急激な分解反応の発生防止		
(3) 運転で使用する水素による爆発の発生防止		
「1.5.1.2.1(4) 運転で使用する水素による爆発の発生防止」の基本方針を適用す		
る。		
(4) 放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止		
「1.5.1.2.1(5) 放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止」の基本方		
針を適用する。		
(5) 硝酸ヒドラジンによる爆発の発生防止		
「1.5.1.2.1(6) 硝酸ヒドラジンによる爆発の発生防止」の基本方針を適用する。		
(6) ジルコニウム及びその合金粉末による火災及び爆発の発生防止		
「1.5.1.2.1(7) ジルコニウム及びその合金粉末による火災及び爆発の発生防止」		
の基本方針を適用する。		
(7) 分析試薬による火災及び爆発の発生防止		
「1.5.1.2.1(8) 分析試薬による火災及び爆発の発生防止」の基本方針を適用する。		
1.5.2.2.2 重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止	2.1.1.2.1 重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止	_
重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止については、発火性物質又は引火性	重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止については、発火性物質又は引火性	MOX燃料加工施設では、放射性分解により水
物質を内包する設備に対する及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に	物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域 <u>又は火災</u> 区画に対する火	素が発生する設備はないため。
対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の	災及 <u>び爆発の</u> 発生防止対策を講 <u>ず</u> るとともに、火気の取扱い、発火源に対する対	
微粉に対する対策,発火源に対する対策,水素に対する換気,漏えい検出対策及び接	策、水素に対する換気 <u>、</u> 漏えい検出対策 <u>及び接地対策</u> 、空気の混入防止対策並びに	
地対策,放射線分解により発生する水素の蓄積防止対策,電気系統の過電流による過	電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講 <u>ず</u> る設計とする。	!
		· I

再処理整理資料本文 (R16)	(る損傷の防止 整埋資料 (本文) 冉処埋 (補止案)・MOX 比較表 MO X 燃料加工施設整理資料本文 (R 8 : 20200618)	差異の理由
(1) 発火性物質又は引火性物質	(1) 発火性物質又は引火性物質	_
		MOX燃料加工施設では、多量の有機溶媒等、
	は火災区画には、以下の火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。発火性	,
は引火性物質としては、消防法で定められる危険物又は少量危険物として取り扱う	<u> </u>	
	り扱うもののうち「潤滑油」、「燃料油」に加え、高圧ガス保安法で高圧ガスとし	
	て定められる水素、窒素、二酸化炭素、アルゴン、NOx、プロパン及び酸素のう	
素、アルゴン、NOx、プロパン及び酸素のうち、可燃性ガスである「水素」及び「プ		
ロパン」並びに上記に含まれない「分析試薬」を対象とする。	「分析試薬」を対象とする。	
分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分	分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分	_
析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ず	 析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災発生防止対策を講 <u>ず</u> る。	
る。		
a. 漏えいの防止, 拡大防止	① 漏えいの防止,拡大防止	_
火災区域に対する漏えいの防止対策及び拡大防止対策の設計について以下を考慮し	火災区域に対する漏えいの防止対策、拡大防止対策の設計について以下を考慮した	_
た設計とする。	設計とする。	
(a) 発火性物質又は引火性物質である油内包設備	a. 発火性物質又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備	MOX燃料加工施設にはセルがなく、製造プロ
火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質である油内包設備は,	<u>火災区域又は火災区画に設置する</u> 発火性物質又は引火性物質である潤滑油又は燃料	セスで有機溶媒の使用及びスチームジェットポ
溶接構造又はシール構造の採用により漏えいの防止対策を講ずるとともに、漏えい	油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造に	ンプ、重力流による移送がないため。
液受皿又は堰を設置し、漏えいした潤滑油、燃料油、有機溶媒等又は硝酸ヒドラジン	より漏えい防止対策を講 <u>ず</u> る設計とするとともに、オイルパン又は堰を設置し、漏	
が拡大することを防止する設計とする。	えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。	
セル内に設置する有機溶媒等を内包する設備から有機溶媒等が漏えいした場合につ		
いては、セルの床等にステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し、漏えい検知装置によ		
り漏えいを検知するとともに、スチームジェットポンプ、ポンプ又は重力流により漏		
えいした液の化学的性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。		
(b) 発火性又は引火性物質である可燃性ガス内包設備	b. 発火性物質又は引火性物質である <u>可燃性ガス</u> を内包する設備	_
火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質である可燃性ガス内包	発火性物質又は引火性物質である水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設	
設備は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。	備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。	
b. 配置上の考慮	② 配置上の考慮	_
火災区域における設備の配置については、発火性物質又は引火性物質の油内包設備	火災区域における設備の配置については、発火性物質又は引火性物質の油内包設備	_
及び可燃性ガス内包設備の火災及び爆発により、重大事故等に対処するために必要	及び可燃性ガス内包設備の火災及び爆発により、重大事故に対処するために必要な	
な機能が損なわれないよう、発火性物質又は引火性物質を内包する設備と重大事故	機能を損なわないよう、発火性物質又は引火性物質を内包する設備と重大事故等対	
等対処施設は、耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とす	処施設は、隔壁の設置又は離隔等による配置上の考慮を行う設計とする。	
る。		
c. 換気	③ 換気	_
火災区域に対する換気について,以下の設計とする。	火災区域及び火災区画に対する換気について,以下の設計とする。	_
(a) 発火性物質又は引火性物質である油内包設備	a. 発火性物質又は引火性物質である油内包設備	MOX燃料加工施設では有機溶媒等、硝酸ヒド
建屋内で重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の発火性物質又は引	建屋内で重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の発火性物質又は引	ラジンを内包する設備はないため。
火性物質の潤滑油、燃料油又は再処理工程で使用する有機溶媒等、硝酸ヒドラジン	火性物質である油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、漏えいした場合に	
を内包する設備のうち、放射性物質を含まない設備を設置する区域は、漏えいした	気体状の発火性物質又は引火性物質が滞留しないよう、機械換気を行う設計とす	
場合に気体状の発火性物質又は引火性物質が滞留しないよう、機械換気を行う設	3.	
計とする。	また,屋外に設置する燃料貯蔵設備は,自然換気を行う設計とする。	

第 23 条 火災等による損傷の防止 整理資料(本文) 再処理(補正案)・MOX 比較表		
再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
また、屋外に設置する燃料貯蔵設備は、自然換気を行う設計とする。		
再処理工程で使用する有機溶媒等を内包する設備のうち、放射性物質を含む設備		
は、塔槽類廃ガス処理設備等に接続し、機械換気を行う設計とする。		
(b) 発火性物質又は引火性物質である可燃性ガス内包設備	b. 発火性物質又は引火性物質である可燃性ガス内包設備	MOX燃料加工施設ではウラナス製造機、水素
火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質である可燃性ガスのう	<u>火災区域又は火災区画に設置する</u> 発火性物質又は引火性物質である可燃性ガスのう	ボンベ、プロパンはないため。
ち、水素を内包する設備である蓄電池、ウラナス製造器、還元炉、水素ボンベ又は	ち、水素を内包する設備である焼結炉等、充電時に水素を発生する蓄電池、可燃性	
プロパンを設置又は使用する火災区域は,火災及び爆発の発生を防止するために,	ガスを含むガスボンベを設置又は使用する火災区域又は火災区画は、火災及び爆発	
以下に示す換気設備による機械換気により換気を行う設計とする。	の発生を防止するために、機械換気を行う設計とする。	
i . 蓄電池	蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は機械換気を行うことにより、水素濃度を	-
蓄電池を設置する火災区域は機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度	燃焼限界濃度以下とするよう設計する。 安全上重要な施設の蓄電池及び非常用直流	
以下とするよう設計する。安全上重要な施設の蓄電池、非常用直流電源設備等を設	電源設備等を設置する火災区域又は火災区画の換気設備は、非常用所内電源設備か	
置する火災区域の換気設備は、非常用母線から給電する設計とする。緊急時対策建	ら給電する設計とする。それ以外の蓄電池を設置する火災区域又は火災区画の換気	
屋の蓄電池を設置する火災区域の換気設備は,緊急時対策建屋用発電機から給電す	設備は、建屋換気系、電気盤室、非管理区域等の排風機による機械換気又は建屋換	
る設計とする。それ以外の蓄電池を設置する火災区画の換気設備は、建屋換気系、	気系の送風機による機械換気を行う設計とする。	
電気盤室、非管理区域等の排風機による機械換気又は建屋換気系の送風機による換	再処理施設と共用する緊急時対策建屋の蓄電池を設置する火災区域の換気設備は,	
気を行う設計とする。	再処理施設と共用する緊急時対策所用発電機から給電する設計とする。	
ii. ウラン精製設備のウラナス製造器	_	MOX燃料加工施設には、ウラナス製造機はな
ウラナス製造器に供給する水素ガスの流量を制御し、水素ガスの圧力及び硝酸ウラ		いため。
ニル溶液の流量を監視し,水素ガスの圧力高又は硝酸ウラニル溶液の流量低により		
警報を発するとともに,ウラナス製造器に供給する水素ガス及び硝酸ウラニル溶液		
を自動で停止する設計とする。		
第1気液分離槽に受け入れる未反応の水素ガス濃度は約100%であり、水素ガスの		
可燃領域外である。第1気液分離槽から洗浄塔へ移送する未反応の水素ガスの圧力		
を制御、監視し、圧力高により警報を発する設計とするとともに、未反応の水素ガ		
スの流量を監視し、流量高により警報を発する設計とする。		
洗浄塔は、その他再処理設備の附属施設の一般圧縮空気系から空気を供給し、気体		
廃棄物の廃棄施設の精製建屋換気設備に移送する廃ガス中の水素を可燃限界濃度未		
満に抑制する設計とする。		
洗浄塔に供給する空気の流量を監視し、流量低により警報を発するとともに、自動		
で窒素ガスを洗浄塔に供給する設計とする。		
第2気液分離槽は、窒素ガスを供給し、ウラナスを含む硝酸溶液中に溶存する水素		
を追い出すとともに,廃ガス中の水素を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。		
第2気液分離槽に供給する窒素ガスの流量を監視し、流量低により警報を発する設		
計とする。廃ガスは,建屋換気系の排風機による機械換気を行う設計とする。		
ウラナス製造器等を設置するウラナス製造器室は非常用母線から給電する建屋換気		
設備の建屋排風機による機械換気を行い,室内に滞留した水素を換気できる設計と		
する。		
iii. ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉	_	MOX燃料加工施設では、還元炉はないため。
水素ガスを使用する脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉には化		
学的制限値として還元用窒素・水素混合ガス中の水素最高濃度(6.0 v o 1 %)を		
設定し、還元ガス受槽では、還元炉へ供給する還元用窒素・水素混合ガス中の水素		

再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
濃度を測定し、還元用窒素・水素混合ガスが空気といかなる混合比においても可燃		
限界濃度未満となるようにする。万一、水素濃度が 6.0 v o 1 %を超える場合に		
は、還元炉への還元用窒素・水素混合ガスの供給を自動で停止する窒素・水素混合		
ガス停止系を設ける設計とする。		
還元炉はグローブボックス内に設置し、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設		
備のグローブボックス・セル換気系の排風機による機械換気を行う設計とする。		
また、火災区域に設定していないが、精製建屋ボンベ庫、還元ガス製造建屋に設置		
する水素ボンベは、安全弁を備えたガスボンベを転倒しないようにボンベユニット		
にて設置して万一の損傷による漏えいを防止するとともに、自然換気により、屋内		
の空気を屋外に排気することにより、火災区域又は火災区画内にガスが滞留しない		
設計とする。		
iv. プロパンボンベ		MOX燃料加工施設ではプロパンを使用しない
プロパンガスボンベは、前処理建屋に安全弁を備えたガスボンベを転倒しないよう		ため。
にボンベユニットに設置し、また、機械換気により、屋内の空気を屋外に排気する		
ことにより、火災区域又は火災区画内にガスが滞留しない設計とする。		
_	c. 燒結炉等	焼結炉等はMOX燃料加工施設特有の設備のた
	焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排	め。
	気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とする。	
d. 防爆	④ 防爆	_
火災区域に対する防爆について,以下の設計とする。	火災区域に対する防爆について、 以下の設計とする。	_
(a) 発火性物質又は引火性物質である引火性液体を内包する設備	a. 発火性物質又は引火性物質である引火性液体を内包する設備	_
i. 火災区域内に設置する引火性液体を内包する設備は、潤滑油又は燃料油が設備	(a) <u>火災区域内に設置する</u> 引火性液体を内包する設備は、潤滑油又は燃料油が設	用語の差異。
の外部へ漏えいしても、引火点は発火性物質又は引火性物質である潤滑油又は燃料	備の外部へ漏えいしても、引火点は発火性物質又は引火性物質である潤滑油又は燃	
油を内包する設備を設置する室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高	料油を内包する設備を設置する室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも	
いため、可燃性の蒸気となることはない。	高いため、可燃性の蒸気となることはない。	
また、燃料油である重油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画について	また、燃料油である重油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画について	
は、重油が設備の外部へ漏えいし、万一、可燃性の蒸気が発生した場合であって	は、 <u>重油</u> が設備の外部へ漏えいし、万一、可燃性の蒸気が発生した場合であって	
も、非常用母線より給電する換気設備で換気していることから、可燃性の蒸気が滞	も,非常用所内電源設備より給電する換気設備で換気することで,可燃性 の蒸気	
留するおそれはない。	が滞留するおそれが無い設計とする。	
ii. 火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質の有機溶媒等を内		MOX燃料加工施設では、環境条件が爆発性雰
包する設備の漏えいにより、環境条件が「電気設備に関する技術基準を定める省		囲気となるおそれのある機器はないため。
令」及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気となるおそれのある		
電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とする。		
なお、工場電気設備防爆指針における危険箇所には該当しないが、重油貯槽及び第	(b) 工場電気設備防爆指針における危険箇所には該当しないが, 重油貯槽, 第1	
1軽油貯槽及び第2軽油貯槽(以下「軽油貯槽」という。)について、電気接点を	軽油貯槽及び第2軽油貯槽(以下「軽油貯槽」という。)について、電気接点を有	
有する機器は、 防爆構造とする設計とする。	する機器は、 防爆構造とする設計とする。	
また、静電気の発生のおそれのある機器は、防爆構造とする設計とする。	(\underline{c}) 電気を供給する設備のうち、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す	_
	設計とする。	
(b) 発火性物質又は引火性物質である水素を内包する設備	b. 発火性物質又は引火性物質である水素を内包する設備	_

再処理整理資料本文 (R16)	よる損傷の防止 整埋資料 (本文) 再処埋 (補止案)・MOX 比較表 MOX燃料加工施設整理資料本文 (R8:20200618)	差異の理由
火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質の水素を内包する設備	水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となる	MOX燃料加工施設では、水素が漏えいしたと
の漏えいにより、環境条件が「電気設備に関する技術基準を定める省令」及び「工	おそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	しても、水素濃度が低いことから、爆発性雰囲
場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気となるおそれのある電気接点を有	The Charles of a Marine Charles of a Marine State of the Charles o	気となるおそれのある機器はないため。
する機器は、防爆構造とする設計とする。		AC GO ON CHOIS OF OF MARKETS GOVERNOON
また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。		
e. 貯蔵	⑤ 貯蔵	_
火災区域に設置する発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器については、以下の	火災区域に設置する発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器については、以下の	_
設計とする。	設計とする。	
発火性物質又は引火性物質として貯蔵を行う再処理工程で用いる有機溶媒、ディー	発火性物質又は引火性物質として貯蔵を行う非常用発電機用の燃料油及び焼結炉等	_
ゼル発電機用の燃料油、安全蒸気系のボイラ用のプロパンガス、重油貯槽及び軽油	に使用する水素・アルゴン混合ガス、重油貯槽及び軽油貯槽の燃料油(重油及び軽	
貯槽の燃料油(重油及び軽油)に対し以下の措置を講ずる。	油)に対し以下の措置を講ずる。	
(a) 再処理工程内で用いる有機溶媒は, 処理運転に必要な量に留めて貯蔵する設		MOX燃料加工施設では多量の有機溶媒等の取
計とする。		り扱いがないため。
(b) ディーゼル発電機へ供給する屋内の燃料油は、必要な量を消防法に基づき屋	a. 非常用発電機へ供給する屋内の燃料油は,必要な量を消防法に基づき地下タン	用語の差異。
内タンク貯蔵所に安全に貯蔵できる設計とする。貯蔵量は7日間の外電喪失に対し		MOX燃料加工施設は20条 非常用電源設備
てディーゼル発電機を連続運転するために必要な量を屋外に貯蔵する設計とする。	源喪失に対して非常用発電機を連続運転するために必要な量を貯蔵する設計とす	で考慮する容量を基に対応するため。
	る。	
(c) 前処理建屋に設置する安全蒸気系のボイラ用のプロパンガスについては, 蒸		MOX燃料加工施設では、プロパンを使用しな
気供給に必要な量を貯蔵する設計とする。		いため。
また,他の安全上重要な施設を収納する室と耐火壁で隔てた室において,安全弁を		
備えたガスボンベを転倒しないようにボンベユニットに設置し、また、漏えいガス		
を建屋外に放出できる構造とし、安全に貯蔵する設計とする。		
(d) 再処理施設で使用する硝酸ヒドラジンは, 処理運転に必要な量に留めて貯蔵		MOX燃料加工施設では、硝酸ヒドラジンを使
する設計とするとともに、自己反応性物質であることから、 硝酸ヒドラジンによ		用しないため。
る爆発の発生を防止するため、消防法に基づき、貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を		
講ずる設計とする。		
(e) ウラン精製設備のウラナス製造器に供給する水素は、精製建屋ボンベ庫から	焼結炉等に使用する水素・アルゴン混合ガスは、エネルギー管理建屋で製造し、焼	MOX燃料加工施設では、焼結炉等を使用する
供給する設計とする。	結炉等へ供給する設計とする。	が,ウラナス製造器は使用しないため。
また、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉に使用する還元用窒素・水素混		
合ガスは還元ガス製造建屋の還元炉還元ガス供給系で製造し還元炉へ供給する。		
精製建屋ボンベ庫、還元ガス製造建屋の水素ボンベは、運転に必要な量を考慮した		
本数とし、安全弁を備えたガスボンベを転倒しないようにボンベユニットに設置		
し,万一の損傷による漏えいを防止するとともに,自然換気により,屋内の空気を		
屋外に排気することにより、火災区域又は火災区画内にガスが滞留しない設計とす		
る。		
(f) 重油貯槽及び軽油貯槽のうち、重油貯槽は、緊急時対策建屋用発電機を7日	b. 重油貯槽及び軽油貯槽のうち、重油貯槽は、緊急時対策建屋用発電機を7日間	_
間以上連続運転するために必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。」軽油	以上連続運転するために必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。	
貯槽は、可搬型発電機等を7日間以上連続運転するために必要な量を貯蔵すること	軽油貯槽は、可搬型発電機等を7日間以上連続運転するために必要な量を貯蔵する	
を考慮した設計とする。	ことを考慮した設計とする。	

再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
(2) 可燃性の蒸気・微粉への対策	(2) 可燃性の蒸気への対策	MOX燃料加工施設では、可燃性の微粉である
火災区域における可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を取り扱う設備については、以下	火災区域における可燃性の蒸気を取り扱う設備については、以下の設計とするとと	ジルカロイ粉末は発生しないため。
の設計とするとともに、火災区域には金属粉や布による研磨機のように静電気が溜	もに、火災区域には金属粉や布による研磨機のように静電気が溜まるおそれがある	
まるおそれがある設備を設置しない設計とする。	設備を設置しない設計とする。	
a. 可燃性蒸気が滞留するおそれがある機器	① 可燃性蒸気が滞留するおそれがある機器	-
重大事故等対処施設を設置するエリアでは、可燃性蒸気が滞留するおそれがある機	重大事故等対処施設を設置するエリアでは、可燃性蒸気が滞留するおそれがある機	
器を設置しない設計とする。	器を設置しない設計とする。	
地下に設置する重油貯槽及び軽油貯槽は消防法に基づき、通気管による排気を行う	地下に設置する重油貯槽及び軽油貯槽は消防法に基づき、通気管による排気を行う	
設計とする。	設計とする。_	
また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	
火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込ま	火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込ま	
ない運用とするとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する	ない運用とするとともに,可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は,使用する	
作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排	作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排	
風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。	風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。	
b. 可燃性微粉が滞留するおそれがある機器	_	MOX燃料加工施設では、可燃性の微粉である
再処理施設において,「工場電気設備防爆指針」に記載される「可燃性粉じん(空		ジルカロイ粉末は発生しないため。
気中の酸素と発熱反応を起こし爆発する粉じん)」や「爆燃性粉じん(空気中の酸		
素が少ない雰囲気中又は二酸化炭素中でも着火し,浮遊状態では激しい爆発をする		
 金属粉じん)に該当するおそれのある物質は,使用済燃料集合体の被覆管及びチャ		
 ンネルボックス等で使用しているジルカロイの切断に伴うジルカロイ粉末である。		
│ │一般的にジルカロイ粉末は活性であり空気中において酸素と反応し発火する可能性		
 があることから、可燃性の微粉が滞留するおそれがある機器のせん断処理施設のせ		
 ん断機並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋のチャンネルボックス切断装置は,火災		
及び爆発の発生を防止するために以下に示す設計とする。		
(a) せん断処理施設のせん断機		
自然発火性材料であるジルカロイのせん断を行うせん断処理施設のせん断機は、空		
気雰囲気でせん断を行っても,せん断時に生じる燃料粉末によりジルコニウム粉末		
及びその合金粉末が希釈されることから火災及び爆発のおそれはないが、せん断機		
 から溶解槽側へ窒素ガスを吹き込むことにより, せん断粉末の蓄積を防止し, か		
つ、不活性雰囲気とする設計とする。		
 また,せん断処理・溶解廃ガス処理設備による機械換気を行う設計とする。		
 せん断時に生じたジルコニウム粉末及びその合金粉末は,溶解槽,清澄機,ハル洗		
 浄槽等を経由し、ハル・エンドピース等を詰めたドラム又はガラス固化体に収納す		
るが、その取扱いにおいては溶液内で取り扱うことから、火災及び爆発のおそれは		
ない。		
(b) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の第1チャンネルボックス切断装置		
使用済燃料から取り外したジルカロイのチャンネルボックスは、使用済燃料受入		
れ・貯蔵建屋の第1チャンネルボックス切断装置により、水中で取り扱うため、微		
粉が滞留することはない。		
重大事故等対処施設を設置するエリアでは,可燃性微粉が滞留するおそれがある機		
器を設置しない設計とする。		

	よる損傷の防止 登埋資料(本义) 冉処埋(補止条)・MOX 比較表	V. III
再処理整理資料本文(R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
	(<u>3</u>) 火気の取扱い	MOX燃料加工施設の建設段階において、火気
	溶接等の火気作業に対し、以下の手順をあらかじめ整備する。	作業による火災を防止するため。
	① 火気作業前の計画策定	
	② 火気作業時の養生、消火器の配備、監視人の配置及び可燃物の除去	
	③ 火気作業後の確認事項 (残り火の確認等)	
	④ 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理	
	⑤ 火気作業養生材に関する事項(不燃シートの使用等)	
	⑥ 仮設ケーブル(電工ドラム含む)の使用制限	
	⑦ 火気作業に関する教育	
(3) 発火源への対策	(4) 発火源への対策	_
火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とする	火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とする	_
とともに、周辺に可燃性物質を保管しないこととする。	とともに、周辺に可燃性物質を保管しないこととする。	
また、高温となる設備は、高温部を保温材又は耐火材で覆うことにより、可燃性物	また、高温となる設備は、高温部を冷却することにより、可燃性物質との接触及び	MOX燃料加工施設で使用する対策を記載して
質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。	 可燃性物質の加熱を防止する設計とする。	いるため。
a. 火花の発生を伴う設備	_	MOX燃料加工施設で重大事故等対処施設に影
(a) 溶接機A, B (高レベル廃液ガラス固化建屋)		響を与えるような火花の発生を伴う設備はない
溶接機A, BはTIG自動溶接方式であり, 固化セル内に設置する。溶接機A, B		ため。
周辺には可燃性物質を配置せず、また、運転を行う際は複数のITVカメラで溶接		
機の周囲を監視し、可燃性物質を溶接機に近接させないことで、発火源とならない		
設計とする。		
(b) 第1 チャンネルボックス切断装置(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)		
第1チャンネルボックス切断装置は、溶断式であるが、水中で切断することによ		
り、発火源とならない設計とする。		
b. 高温となる設備		火花の発生を伴う設備がないため。
(a) 脱硝装置、焙焼炉、還元炉(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	a. 焼結炉等	MOX燃料加工施設特有の設備の対応を記載し
脱硝装置は、運転中は温度を監視するとともに、脱硝終了は温度計及び照度計によれ、水の火料体の自動な物にスマイクロボの照射な原味する記載しており、地	焼結炉等は、運転中は温度制御機器により炉内の温度制御を行う設計とする。	ているため。
り、MOX粉体の白熱を検知してマイクロ波の照射を停止する設計としており、加	焼結炉等は炉殻表面が高温にならないよう、運転中には冷却水により冷却する設計とす	
熱が不要に持続しない設計とする。	3. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	
焙焼炉, 還元炉の周囲には断熱材を設置することにより, 温度上昇を防止する設計	また、燃料加工建屋内の冷水ポンプは予備機を設ける設計とし、当該ポンプの故障を検	
としている。	知した場合には、予備機が起動する設計とする。なお、冷却水流量が低下した場合にお	
また,温度が890℃を超えた場合には,ヒータ加熱が自動で停止する設計とする。	いても、冷却水流量低による加熱停止回路により、ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停	
	<u>止する設計とする。</u>	
(b) ガラス溶融炉A, B(高レベル廃液ガラス固化建屋)		MOX燃料加工施設ではガラス溶融炉を使用し
炉内表面が耐火材で覆われており、耐火材の耐久温度を超えて使用しない設計とす		ないため。
ることで、過熱による損傷により内包する溶融ガラスが漏れ出る事に伴う火災及び		
爆発に至るおそれはない。		
また、ガラス溶融炉A、Bの周辺には可燃性物質がなく、ガラス溶融炉A、Bは発		
火源にはならない設計とする。		
(4) 水素対策	(<u>5</u>) 水素対策	_

再処理整理資料本文 (R16)	K る損傷の防止 整理資料 (本义) 再処理 (補止系)・MOX 比較表 MO X 燃料加工施設整理資料本文 (R 8 : 20200618)	差異の理由
火災区域に設置する水素内包設備は、溶接構造等により区域内への水素の漏えいを	火災区域に設置する水素・アルゴン混合ガスを内包する設備は、溶接構造等により	
 防止するとともに、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とす		
るよう設計する。	とにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。	
蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は、充電時において蓄電池から水素が発生	蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は、充電時において蓄電池から水素が発生	_
するおそれがあることから、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度	するおそれがあることから、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度	
以下とするよう設計し、当該区域に可燃性物質を持ち込まないこととする。	<u>以下とするよう設計し、</u> 当該区域に可燃性物質を持ち込まないこととする。	
また、蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4 v	また、蓄電池室の上部に水素漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4	MOX燃料加工施設では、使用済燃料の受入れ
o 1%の1/4以下で中央制御室,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	vo1%の4分の1以下で中央監視室に警報を発する設計とする。	施設及び貯蔵施設に該当する他の建屋はないた
又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。		め。
ウラン精製設備のウラナス製造器は、水素を用いて硝酸ウラニル溶液を還元してウ	水素・アルゴン混合ガスを内包する系統及び機器のうち焼結炉等は、水素・アルゴ	MOX燃料加工施設では、ウラナス製造器を使
ラナスを製造することから,万一の室内への水素の漏えいを早期に検知するため,	ン混合ガスを用いて焼結炉内のグリーンペレットを焼結することから、万一の室内	用しないため。
ウラナス製造器,第1 気液分離槽,洗浄塔及び第2気液分離槽を設置するウラナ	への水素・アルゴン混合ガスの漏えいを早期に検知するため,これらの系統及び機	
ス製造器室に水素漏えい検知器を設置し、中央制御室に警報を発する設計とする。	器を設置する室に水素漏えい検知器を設置し、制御第1室、制御第4室及び中央監	
なお、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉に供給する還元用窒素・水素混	視室に警報を発する設計とする。	
合ガスは,ガス中の水素最高濃度 6.0 v o 1%を設定し,還元ガス受槽では,還元		
炉へ供給する還元用窒素・水素混合ガス中の水素濃度を測定し、還元用窒素・水素		
 混合ガスが空気といかなる混合比においても可燃限界濃度未満となるようにする。		
万一, 水素濃度が 6.0 v o 1 %を超える場合には,中央制御室へ警報を発し,還元		
炉への還元用窒素・水素混合ガスの供給を自動で停止する窒素・水素混合ガス停止		
系を設ける設計とする。		
また、漏えいした場合にも、空気との混合を想定しても可燃限界濃度以下となるよ		
うな組成としているため、水素漏えい検知器を設置しない。		
(5) 放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策	_	MOX燃料加工施設では、放射性分解による水
「1.5.1.2.2(5) 放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策」の基本方針を		素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある
適用する。		機器はないため。
-	(<u>6</u>) 空気の混入防止対策	MOX燃料加工施設特有の設備として、焼結炉
		等に対して実施するため。
	焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接又はフランジ	MOX燃料加工施設特有の設備として、焼結炉
	接続により空気が流入しにくい設計とする。	等に対して実施するため。
	また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破	
	断した場合に空気が焼結炉等内に流入することを防止する設計とする。	
	a. 燒結炉	
	焼結炉の出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け、容器を出し入れする	
	際に置換室の雰囲気を置換し、焼結炉内へのグローブボックス雰囲気が流入しない	
	設計とする。	
	焼結炉内への空気の混入を監視する目的で酸素濃度計を設置し、検出された場合に	
	はヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、制御第1	
	室及び中央監視室に警報を発する設計とする。	
	b. 小規模焼結処理装置	

再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
	小規模焼結処理装置は、容器を炉内へ装荷した後、炉内雰囲気を置換し、小規模焼	
	結炉内へグローブボックス雰囲気が流入しない設計とし、焼結時のみ水素・アルゴ	
	ン混合ガス雰囲気にすることで、空気と混合することが無い設計とする。	
	焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視する目的で酸素濃度計を設置	
	し、検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気す	
	るとともに、制御第1室、制御第4室及び中央監視室に警報を発する設計とする。	
(6) 過電流による過熱防止対策	(<u>7</u>) 過電流による過熱防止対策	_
「1.5.1.2.2(6) 過電流による過熱防止対策」の基本方針を適用する。	MOX燃料加工施設内の電気系統に対する過電流による過熱及び焼損の防止対策と	_
	して、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断	
	器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他	
	の安全機能への影響を限定できる設計とする。	
1.5.2.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	2.1.1.2.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用	_
重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計と	重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計と	_
し、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する	し、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃	
設計とする。	性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設	
	計とする。	
また、構築物、系統及び機器の機能を確保するために代替材料の使用が技術上困難	また、構築物、系統及び機器の機能を確保するために代替材料の使用が技術上困難	_
な場合は、当該重大事故等対処施設における火災に起因して、他の重大事故等対処	な場合は、当該系統及び機器における火災に起因して、他の重大事故等対処施設に	
施設の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	おいて火災が発生することを防止するための措置を講 <u>ず</u> る設計とする。	
(1) 主要な構造材に対する不燃性材料の使用	(1) 主要な構造材に対する不燃性材料	_
重大事故等対処施設を構成する機器等のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレ	重大事故等対処施設を構成する機器等のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレ	_
イ, 電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は, 火災及び爆	イ,電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は,火災及び爆	
発の発生防止を考慮し、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。	発の発生防止を考慮し、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。	
また、放射性物質を内包する機器を収納するグローブボックス等のうち、万一の火	また、核燃料物質を非密封で取り扱う機器を収納するグローブボックス等は、不燃	再処理施設では、グローブボックス内の内装機
災時に閉じ込め機能を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性	性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。	器で放射性物質を内包するが、MOX燃料加工
材料を使用する設計する。		施設では、核燃料物質を非密封で取り扱うた
		め。
グローブボックスのパネルに可燃性材料を使用する場合は、火災によるパネルの損		MOX燃料加工施設のグローブボックスで使用
傷を考慮しても収納する機器の閉じ込め機能を損なわないよう、難燃性材料である		するパネルは難燃性材料であり, 可燃性材料を
パネルをグローブボックスのパネル外表面に設置することにより、難燃性パネルと		使用しないため。
同等以上の難燃性能を有することについて、UL94垂直燃焼試験及びJIS酸素指		
数試験における燃焼試験により確認するものとする。		
ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用	ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用	_
が技術上困難であるが、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることな	が技術上困難であるが、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎にさらされること	
く、火災及び爆発による安全機能への影響は限定的であること、また、これにより	は無く、火災による安全機能への影響は限定的であること、また、他の重大事故等	
他の重大事故対処施設に延焼するおそれがないことから、不燃性材料又は難燃性材	対処施設に延焼するおそれが無いことから,不燃性材料又は難燃性材料ではない材	
料ではない材料を使用する設計とする。	料を使用可能な設計とする。	
また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内	また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油、並びに金属に覆われた機器	_
部のケーブルは、発火した場合でも他の重大事故等対処施設に延焼しないことか	内部のケーブルは、発火した場合でも他の重大事故等対処施設に延焼しないことか	
ら、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。	ら、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。	

第 23 条 火災等による損傷の防止 整理資料(本文) 再処理(補正案)・MOX 比較表		
再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
(2)変圧器及び遮断器に対する絶縁油の内包	(2) 変圧器及び遮断器に対する絶縁油の内包	_
重大事故等対処施設の機器等のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は、可燃	重大事故等対処施設のうち、燃料加工建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油	
物である絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。	を内包しない乾式を使用する設計とする。	
(3) 難燃ケーブルの使用	(3) 難燃ケーブルの使用	_
重大事故等対処施設に使用するケーブルは、実証試験により延焼性(米国電気電子	重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気電	_
工学学会規格 I E E E 383-1974 又は I E E E 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験) 及	子工学学会規格 IEEE383-1974 又は IEEE1202-1991 垂直トレイ燃焼試験)及び自己	
び自己消火性(UL1581(FourthEdition)1080VW-1UL垂直燃	消火性 (UL1581 (Fourth Edition) 1080 VW-1 UL 垂直燃焼試験) を確認したケーブ	
焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。	ルを使用する設計とする。	
ただし、機器の性能上の理由から実証試験にて延焼性及び自己消火性を確認できな	ただし、機器の性能上の理由から実証試験にて延焼性及び自己消火性を確認できな	
いケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する材料を使用する設計とす	いケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する材料を使用する設計とす	
る。	る。	
具体的には、ケーブルに対し、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護、専	具体的には、ケーブルに対し、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護、専	
用の電線管に敷設等の措置を講ずることにより、他の重大事故等対処施設及び設計	用の電線管に敷設等の措置を講ずることにより、他の重大事故等対処施設及び設計	
基準事故に対処するための設備において火災及び爆発が発生することを防止する設	基準事故に対処するための設備において火災及び爆発が発生することを防止する設	
計とする。	<u>計とする。</u>	
(4) 換気設備のフィルタに対する不燃性材料又は難燃性材料の使用	(4) 換気フィルタに対する不燃性材料及び難燃性材料の使用	_
「1.5.1.2.3(4) 換気設備のフィルタに対する不燃性材料又は難燃性材料の使用」	<u>火災防護対象とする重大事故等対処施設</u> のうち、換気のフィルタの主要な構造材	用語の差異。
の基本方針を適用する。	は,「JACA No.11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空	
	<u>気清浄協会))」により難燃性を満足する</u> 難燃性材料 <u>又は不燃性材料</u> を使用する設計	
	とする。	
(5) 保温材に対する不燃性材料の使用	(5) 保温材に対する不燃性材料の使用	MOX燃料加工施設と,再処理施設で使用する
「1.5.1.2.3(5) 保温材に対する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。	火災防護対象とする重大事故等対処施設に対する保温材は、ロックウール、グラス	保温材が異なるため。
	ウール,けい酸カルシウム等,平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又	
	は建築基準法で建築材料として定められたものを使用する設計とする。	
(6) 建屋内装材に対する不燃性材料の使用	(6) 建屋内装材に対する不燃性材料の使用	_
「1.5.1.2.3(6) 建屋内装材に対する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。	建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有する	
	ことを試験により確認した材料又は消防法に基づく防炎物品 <u>又</u> はこれと同等の性能	
	を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。	
	ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。	
	管理区域の床及び壁 <u>は</u> 、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮し、 <u>原則として腰高</u>	
	<u>さまで</u> エポキシ樹脂系塗料等のコーティング剤により塗装する設計とする。	
	<u>塗装は、</u> 難燃性能 <u>を</u> 確認 <u>し</u> たコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面	
	に塗布すること、 <u>また、</u> 燃料加工建屋内に設置する火災防護対象とする重大事故等	
	対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺には可燃性物質が無いこと	
	から、塗装が発火した場合においても他の火災防護対象とする重大事故等対処施設	
	において火災を生じさせるおそれは小さい。	
1.5.2.2.4 落雷, 地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	2. 1. 1. 2. 3 落雷, 地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	_
重大事故時における再処理施設の敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等	重大事故時におけるMOX燃料加工施設の敷地及びその周辺での発生の可能性、重	_
対処施設への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大	大事故等対処施設への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点か	
事故時に重大事故等対処施設に影響を与えるおそれがある事象として,地震,津	ら, 重大事故時に重大事故等対処施設に影響を与えるおそれがある事象として, 地	

再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
波,落雷,風(台風),竜巻,凍結,高温,降水,積雪,火山の影響,生物学的事	震,津波,落雷,風(台風),竜巻,凍結,高温,降水,積雪,火山の影響,生物	
象,森林火災及び塩害を選定する。	学的事象,森林火災及び塩害を選定する。	
生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響については、侵入防止対策によって影	生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響については、侵入防止対策によって影	_
響を受けない設計とする。	響を受けない設計とする。	
津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然	津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然	_
現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下	現象ではなく、火山の影響についても、火山からMOX燃料加工施設に到達するま	
火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。	でに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではな	
	٧٠ _°	
したがって、再処理施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象とし	したがって、MOX燃料加工施設で火災 <u>及び爆発</u> を発生させるおそれのある自然現	_
て、落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。) 及び森林火災について考慮すること	象として、落雷、地震、竜巻(風(台風)含む。)及び森林火災について、これら	
とし、これらの自然現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり	の自然現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講 <u>ず</u> る	
火災防護対策を講ずる設計とする。	設計とする。	
(1) 落雷による火災及び爆発の発生防止	(1) 落雷による火災 <u>及び爆発</u> の発生防止	_
落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、「原子力発電所の耐雷指針」(J	落雷による火災 <u>及び爆発</u> の発生を防止するため、「原子力発電所の耐雷指針」	MOX燃料加工施設では建築基準法に基づき避
EAG4608), 建築基準法及び消防法に基づき, 日本産業規格に準拠した避雷設備	(JEAG4608),建築基準法に基づき,日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する	雷設備を設けることにより、網羅的に対処でき
で防護された建屋内又は範囲内に設置する設計とする。	設計とする。	るため。
各々の防護対象施設に設置する避雷設備は、構内接地系と連接することにより、接	重大事故等対処施設に設置する避雷設備は、構内接地系と連接することにより、接	_
地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	
避雷設備設置箇所を以下に示す。	避雷設備設置箇所を以下に示す。	_
a. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	a. 燃料加工建屋	
b. 精製建屋	<u>b. 排気筒</u>	
c. ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	<u>c. 窒素ガス発生装置</u>	
d. 制御建屋		
e. 主排気筒		
(2) 地震による火災及び爆発の発生防止	(2) 地震による火災 <u>及び爆発</u> の発生防止	_
重大事故等対処施設は、耐震設計上の重要度分類に応じた地震力が作用した場合に	重大事故等対処施設は、耐震設計上の重要度分類に応じた地震力が作用した場合に	_
おいても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び	おいても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災 <u>及び</u>	
爆発の発生を防止する。	<u>爆発</u> の発生を防止する。	
耐震については事業指定基準規則の第三十一条に示す要求を満足するよう、事業指	耐震については事業許可基準規則の第二十五条に示す要求を満足するよう、事業許	_
定基準規則の解釈に従い耐震設計を行う設計とする。	可基準規則の解釈に従い耐震設計を行う設計とする。	
(3) 竜巻(風(台風)を含む。)による火災及び爆発の発生防止	(3) 竜巻(風(台風)を含む。)による火災及び爆発の発生防止	_
重大事故等対処施設は、重大事故等時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により	重大事故等対処施設は、重大事故等時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により	
火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。	火災 <u>及び爆発</u> が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。	
(4) 森林火災による火災及び爆発の発生防止	(4) 森林火災による火災 <u>及び爆発</u> の発生防止	_
森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防	森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防	
止を講ずる設計とする。	止を講 <u>ず</u> る設計とする。	
1.5.2.3 火災の感知, 消火	2. 1. 1. 3 火災の感知 <u></u> 消火	_
火災の感知及び消火については、重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及	火災の感知及び消火については、重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及	用語の差異。
び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。具体的な設	び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。	
	グローブボックスについては、非密封の核燃料物質を取り扱い、かつ、火災発生時に	

再処理整理資料本文 (R16)	よる損傷の防止 整理資料 (本义)	差異の理由
計を「1.5.2.3.1 火災感知設備」~「1.5.2.3.4 消火設備の破損, 誤動作又は誤操	核燃料物質に対して駆動力を与えるため、グローブボックス内に対しても、早期に	放射性物質の一次閉じ込め境界を損なわないこ
作による重大事故等対処施設への影響」に示す。	火災感知及び消火を行うための火災感知を行う設備及び消火を行う設備を設置する	とが重要であるため、MOX燃料加工施設特有
	<u>設計とする。</u>	の対応として記載するため。
	具体的な設計を「2.1.1.3.1 火災感知を行う設備」から「2.1.1.	
	3. 4 消火を行う設備の破損、誤動作又は誤操作による重大事故対処施設への影	
	響」に示す。	
このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知及	このうち,火災感知を行う設備及び消火を行う設備が,地震等の自然現象に対し	用語の差異。
び消火の機能, 性能が維持され, かつ, 重大事故等対処施設の耐震設計上の重要	て,火災感知及び消火の機能,性能が維持され,かつ,重大事故等対処施設の耐震	
度分類に応じて、機能を維持できる設計とすることを「1.5.2.3.3 自然現象の考	<u>重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とすることを「2.1.1.3.3</u>	
慮」に示す。	自然現象の考慮」に示す。	
また、消火設備は、破損、誤動作又は誤操作が起きた場合においても、重大事故等	また,消火を行う設備は,破損,誤動作又は誤操作が起きた場合においても,重大	用語の差異。
対処施設の機能を損なわない設計とすることを「1.5.2.3.4 消火設備の破損, 誤動	事故等対処施設の安全機能を損なわない設計とすることを「2.1.1.3.4	
作又は誤操作による重大事故等対処施設への影響」に示す。	消火を行う設備の破損、誤動作又は誤操作による重大事故等対処施設への影響」に	
	<u>示す。</u>	
1.5.2.3.1 火災感知設備	2.1.1.3.1 火災感知を行う設備	用語の差異。
火災感知設備は、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早	火災感知を行う設備は、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画の火	用語の差異。
期に感知するために設置する設計とする。	災を早期に感知するために設置する設計とする。	放射性物質の一次閉じ込め境界を損なわないこ
	グローブボックス内については、非密封の核燃料物質を取り扱い、かつ、核燃料物	とが重要であるため、MOX燃料加工施設特有
	質に対して駆動力を与えるため、火災を早期に感知するために火災感知を行う設備	の対応として記載するため。
	を設置する設計とする。	
(1) 火災感知設備の環境条件等の考慮及び多様化	(1) 火災感知 <u>を行う設備</u> の環境条件等の考慮及び多様化	用語の差異。
「1.5.1.3.1(1) 火災感知設備」の基本方針を適用する。	<u>火災防護対象とする重大事故等対処施設を設置する室</u> 並びにグローブボックス <u>内</u> の	放射性物質の一次閉じ込め境界を損なわないこ
	火災感知器の型式は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び	とが重要であるため、MOX燃料加工施設特有
	予想される火災の性質を考慮して選定する。	の対応として記載するため。
	<u>また、</u> 火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の	
	信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて	
	設置する設計とする。	
_	火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の火災感知器は、原	MOX燃料加工施設で使用する火災感知器の種
	則,煙感知器 (アナログ式) 及び熱感知器 (アナログ式) を組み合わせて設置し,	類が異なるため。
	耐酸性の火災感知器のようにその原理からアナログ式にできない場合を除き, 誤作	
	動を防止するため平常時の状態を監視し、急激な温度や煙の濃度の上昇を把握する	
	ことができるアナログ式を選定する。	
	ただし、放射線の影響を考慮する場所に設置する火災感知器については、非アナロ	MOX燃料加工施設は、放射線の影響を考慮す
	グ式とする。	ると使用できる火災感知器が制限されるため。
	また、火災感知器は、誤作動防止を考慮した配置、周囲温度を踏まえた熱感知器作	
	動温度の設定等により、誤作動を防止する設計とする。	
	グローブボックス内の火災感知 <u>器</u> に <u>つい</u> ては,主要な工程で核燃料物質を非密封で	放射性物質の一次閉じ込め境界を損なわないこ
	取り扱うことや架台や内装機器等の機器が内部に設置されているという特徴を踏ま	とが重要であり、MOX燃料加工施設特有の対
	えると,使用できる火災感知器が制限されることから,実用上使用可能な火災感知	応として記載するため。
	器のうち、火災感知に優位性がある熱感知器を選定する。	

再処理整理資料本文 (R16)	よる損傷の防止 整埋資料 (本文) 冉処埋 (補止案)・MOX 比較表 MO X 燃料加工施設整理資料本文 (R 8:20200618)	差異の理由
	なお、煙感知器を設置した場合には、半導体回路を有しているため、放射線の影響	
	を受けやすいこと、及び粉末粒子による誤作動が考えられることから適さない。ま	
	た、炎感知器を設置した場合には、内装機器等が障害物となることによりグローブ	
	ボックス内の全範囲の感知が困難であること、半導体回路を有しており放射線影響	
	 誤感知の可能性があることから適さないことを踏まえ,動作原理が異なる熱感知器	
	を組み合わせて設置する。	
_	火災防護対象とする重大事故等対処施設のうち、コンクリート製の構造物や金属製	_
	の配管、タンク等のみで構成する機器等を設置する室は、機器等を不燃性の材料で	
	構成しており、火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから、固有の信	
	号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず、消防法に基づいた設計とす	
	<u> </u>	
-	消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域につ	_
	いても、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等が火災による影響	
	を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。	
_	ただし、 <u>以下の</u> 通常運転時に人の立入りが無く、可燃性物質が無い区域は <u>除く</u> 。	MOX燃料加工施設は、火災感知を行う設備で
		十分火災の感知が可能なため。
_	a. 可燃性物質が無い室(高線量区域)	MOX燃料加工施設にはセルが無いため。
	燃料棒貯蔵室等、核燃料物質を取り扱い、高線量により通常運転時に人の立入りの	
	無い室のうち可燃性物質が設置せず,不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質	
	管理を行う場所は、通常運転時における火災の発生及び人による火災の発生のおそ	
	れがないことから, 火災の感知の必要は無い。	
	b. 可燃性物質が無い室 (ダクトスペース及びパイプスペース)	_
	ダクトスペースやパイプスペースは高線量区域では無いが,可燃性物質が設置され	
	ておらず,不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理を行う場所であり,点	
	検口は存在するが、通常運転時には人の立入りが無く、人による火災の発生のおそ	
	れがないことから、火災感知器を設置しない設計とする。	
(2) 火災感知設備の性能と設置方法	(2) 火災感知器の性能と設置方法	用語の差異。
感知器については消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第二十三条第4項	火災感知器については消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第23条第4項	用語の差異。
に従い設置する設計とする。	に従い設置する設計とする。	
また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の	また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、火災感知器と同	_
機能を有する機器を使用する場合においては,同項において求める火災区域内の感	等の機能を有する機器を使用する場合においては、同項において求める火災区域内	
知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省	の火災感知器の網羅性及び自動火災報知設備の火災感知器及び発信機に係る技術上	
令(昭和 56 年自治省令第 17 号)第十二条~ 第十八条までに定める感知性能と同	の規格を定める省令(昭和 56 年自治省令第 17 号)第 12 条から第 18 条までに定め	
等以上の方法により設置する設計とする。	る感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。	
火災感知設備の火災感知器は,環境条件及び重大事故等対処施設の特徴を踏まえ設	火災感知器は,環境条件及び火災防護対象 <u>とする重大事故等対処施設</u> の特徴を踏ま	用語の差異。
置することとし,アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器の組合せを基本とし	え設置することとし、アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器の組合せを基本	
て設置する設計とする。	として設置する設計とする。	
一方、以下に示すとおり、屋内において取り付け面高さが熱感知器又は煙感知器の	一方、以下に示すとおり、屋内において取り付け面高さが熱感知器又は煙感知器の	_
	上限を超える場合及び外気取入口など気流の影響を受ける場合並びに屋外構築物の	I .

再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
監視に当たっては、アナログ式感知器の設置が適さないことから、非アナログ式の	監視に当たっては、アナログ式感知器の設置が適さないことから、非アナログ式の	
炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを設置する設計とする。	炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを設置する設計とする。	
非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラは、炎が発する赤外線や	非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラは、炎が発する赤外線や	_
紫外線を感知するため、煙や熱と比べて感知器に到達する時間遅れがなく、火災の	紫外線を感知するため、煙や熱と比べて感知器に到達する時間遅れがなく、火災の	
早期感知に優位性がある。	早期感知に優位性がある。	
また、非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラ(サーモカメラ)	また、非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラ (サーモカメラ)	_
を設置する場合は、それぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないよ	を設置する場合は、それぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないよ	
うに設置する設計とするとともに、誤動作防止対策のため、屋内に設置する場合	うに設置する設計とするとともに、誤動作防止対策のため、屋内に設置する場合	
は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することとし、屋外に設置	は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することとし、屋外に設置	
する場合は、屋外型を採用するとともに、必要に応じて太陽光の影響を防ぐ遮光板	する場合は、屋外型を採用するとともに、必要に応じて太陽光の影響を防ぐ遮光板	
を設置する設計とする。	<u>を設置する設計とする。</u>	
なお、蓄電池室は換気設備により清浄な状態と保たれていること、及び水素漏えい	ただし、蓄電池室は換気設備により清浄な状態に保たれていること及び水素ガス漏	MOX燃料加工施設は,所轄消防の指導に基づ
検知器により爆発性雰囲気とならないことを監視していることから、通常のアナロ	えい検知器により爆発性雰囲気とならないことを監視しているものの、腐食性ガス	き、蓄電池室における二酸化炭素消火装置の誤
グ式の感知器を設置する設計とする。	が蓄電池より発生するおそれを加味し、1台は非アナログ式の耐酸性仕様の火災感	作動を防止するため、消防法に基づき設置する
	知器と通常のアナログ式の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。	火災感知器は非アナログ式の耐酸性仕様の火災
		感知器を使用するため。
よって、非アナログ式の感知器を採用してもアナログ式の感知器と同等以上の性能	よって、非アナログ式の火災感知器を採用してもアナログ式の火災感知器と同等以	用語の差異。
を確保することが可能である。	上の性能を確保することが可能である。	
非アナログ式感知器を設置する火災区域又は火災区画を以下に示す。	非アナログ式の火災感知器を設置する火災区域又は火災区画を以下に示す。	用語の差異。
a. 設置高さ及び気流の影響のある火災区域又は火災区画(屋内)	a. 設置高さのある火災区域又は火災区画(屋内)	MOX燃料加工施設は、火災防護対象とする重
屋内の火災区域又は火災区画のうち設置高さが高い場所や、気流の影響を考慮する	火災区域又は火災区画のうち設置高さが高い場所は、消防法に基づき設置できる熱	大事故等対処施設等を設置する火災区域又は火
必要のある場所には、熱や煙が拡散することから、アナログ式感知器 (煙及び	感知器が差動分布型感知器に限定されることから、一方は非アナログ式の熱感知器	災区画において,設置高さ8m以上の箇所があ
熱) を組み合わせて設置することが適さないことから,一方は非アナログ式の炎	(差動分布型)を設置する設計とする。	り,差動式分布型の熱感知器(非アナログ式)
感知器を設置する設計とする。		を使用する必要があるため。
	<u>b</u> . 高線量区域	設置場所の環境を考慮した対策のため。
	放射線の影響を考慮する場所に設置する火災感知器については、半導体の使用が少	
	なく放射線の影響を受けにくいと考えられる非アナログ式とする。	
	\underline{c} . グローブボックス内	放射性物質の一次閉じ込め境界を損なわないこ
	グローブボックス内は放射線の影響を考慮する必要があるため、高線量区域と同様	とが重要であり、MOX燃料加工施設特有の対
	に半導体の使用が少なく放射線の影響を受けにくいと考えられる非アナログ式とす	応として記載するため。
	る。	
	熱感知器の組合せとしては、白金測温抵抗体(温度異常(60℃以上)を感知)及び	
	グローブボックス全体の温度上昇を感知できる熱電対式の差動分布型熱感知器(温	
	度上昇異常(15℃/min 以上)を設置する。	
	このため、白金測温抵抗体は、通常時換気を行うグローブボックス内において、火	
	災による熱が <u>集中</u> しやすいグローブボックスの排気口付近に設置し,差動分布型熱	
	感知器は、グローブボックスの天井に設置することにより、早期に火災を感知でき	
	る設計とする。	

再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
	なお、差動分布型熱感知器は一般的に大空間に設置され、 <u>熱による温度上昇</u> を感知するものであるが、グローブボックス内は、部屋に比べて容積が小さいことから十分感知が可能である。 火災発生時の駆動力になりやすい火災源で特に対処が必要なものとして、火災発生時に公衆に与える影響が大きくなることが想定される安全上重要な施設のグローブボックスのうち、グローブボックス内に潤滑油を内包する機器がある場合は、その近傍に、白金測温抵抗体を設置することで、早期に火災を感知する設計とする。白金測温抵抗体又は差動分布型熱感知器のいずれか1つが感知した場合に、火災感知信号を発信する設計とする。また、熱感知器を有する火災感知を行う設備は故障検知回路を有することで、断線	
	等による故障を検知できる設計とする。	
b. 燃料貯蔵プール 燃料貯蔵プールは上記 a. と同様に、天井が高く大空間となっており、アナログ式 煙感知器と、非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。		MOX燃料加工施設は、火災防護対象とする重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画において、熱感知器又は煙感知器の上限を超える設置高さとなる対象がないため。
c. 地下埋設物(重油貯槽)	d. 地下埋設物(重油貯槽,軽油貯槽)	_
地下タンク室上部の点検用マンホールから地上までの空間に燃料が気化して充満することを想定し感知器を設置するため防爆構造の感知器とする必要がある。 よって、 それぞれ防爆型のアナログ型熱感知器 (熱電対) に加え、非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。	地下タンク室上部の点検用マンホールから地上までの空間に燃料が気化して充満することを想定し火災感知器を設置するため防爆構造の火災感知器とする必要がある。 よって、それぞれ防爆型のアナログ型熱感知器(熱電対)に加え、非アナログ式の	用語の差異。
	<u>炎感知器を設置する設計とする。</u>	
(3) 火災感知設備の電源確保	(3) 火災感知を行う設備の電源確保	_
火災感知設備は、外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機の多重故障(以下「全交流動力電源喪失時」という。)にも火災の感知が可能となるよう、電源を確保する設計とする。 また、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に対して多様化する火災感知設備については、感知の対象とする設備の耐震設計上の重要度分類に応じて、各建屋の可搬型発電機等、非常用母線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。	火災感知を行う設備は、外部電源喪失時及び非常用発電機の多重故障(以下「全交 流動力電源喪失時」という。)にも火災の感知が可能となるよう、電源を確保する 設計とする。 また、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画並びに安全上重要な施 設のグローブボックス内の火災感知を行う設備は、非常用所内電源設備又は感知の 対象とする設備の耐震設計上の重要度分類に応じて、各建屋の可搬型発電機等、非 常用母線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計と する。	用語の差異。
(4)火災受信器盤	(4) 受信機	用語の差異。
中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室若しくは緊急時対策 建屋の建屋管理室に設置する火災受信器盤に火災信号を表示するとともに警報を発 することで、適切に監視できる設計とする。	中央監視室に設置する受信機に火災信号を表示するとともに警報を発することで、適切に監視できる設計とする。	用語の差異。
また、火災受信器盤は、 感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定することができる設計とする。	また、受信機は、火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の 発生場所を特定できる設計とする。	用語の差異。
火災感知器は火災受信器盤を用いて以下のとおり点検を行うことができるものを使 用する設計とする。	火災感知器は受信機を用いて以下のとおり点検を行うことができるものを使用する 設計とする。	用語の差異。

再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
a. 自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常	① 自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常	放射性物質の一次閉じ込め境界を損なわないこ
がないことを確認するため、定期的に自動試験又は遠隔試験を実施する。	が無いことを確認するため、定期的に自動試験又は遠隔試験を実施する。	とが重要であり、MOX燃料加工施設特有の対
b. 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、火災感知器の機能に	② 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、火災感知器の機能に	応として記載するため。
異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づき、煙等の火災を模擬した	異常が無いことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試	
試験を定期的に実施する。	験等を定期的に実施する。	
	③ グローブボックス内の火災感知を行う設備については、以下の試験を実施する。	
	a. 白金測温抵抗体	
	(a) 健全性確認	
	抵抗値を測定し、温度に相当する抵抗であることを確認する。	
	(b)動作確認	
	模擬抵抗を接続し、温度指示、温度異常表示、ブザー吹鳴が適切であることを確認す	
	る。	
	b. 差動分布型熱感知器	
	(a) 健全性確認	
	メータリレー試験器を接続し、抵抗値を測定し、正常であることを確認する。	
	(b) 動作確認	
	メータリレー試験器を接続し、温度上昇異常表示、ブザー吹鳴を確認する。	
(5) 火災防護設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る設備	_	再処理施設に固有の設備に対する記載であるた
		め。
「1.5.1.3.1(5) 火災防護設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る設備」の	_	再処理施設に固有の設備に対する記載であるた
基本方針を適用する。		め。
(6) 試験・検査	<u>(5) 試験・検査</u>	_
「1.5.1.3.1(6) 試験・検査」の基本方針を適用する。	火災感知を行う設備は、その機能を確認するため定期的な試験及び検査を行う。	用語の差異。
1. 5. 2. 3. 2 消火設備	2. 1. 1. 3. 2 消火を行う設備	用語の差異。
消火設備は,以下に示すとおり,重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区	消火を行う設備は、以下に示すとおり、重大事故等対処施設を設置する火災区域及	用語の差異。
画の火災を早期に消火できるように設置する設計とする。	び火災区画の火災を早期に消火できるように設置する設計とする。	
(1) 火災に対する二次的影響の考慮	(1) 火災に対する二次的影響を考慮	_
消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処施設に及	MOX燃料加工施設内の消火を行う設備のうち、屋内消火栓、窒素消火装置及びグ	用語の差異及びMOX燃料加工施設と再処理施
ばないよう適切に配置する設計とする。	ローブボックス消火装置等を適切に配置することにより、重大事故等対処施設に火	設で用いる消火設備が異なるため。
	災の二次的影響が及ばない設計とする。	
消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生	消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性を有するガスを採用することで、火災が	用語の差異。
している火災区域又は火災区画からの火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、	発生している火災区域又は火災区画からの火災の火炎、熱による直接的な影響のみ	MOX燃料加工施設で使用する消火剤が異なる
流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさな	ならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が重大事故等対処施設に悪影	ため。
い設計とする。	響を及ぼさない設計とする。また,煙の二次的影響が重大事故等対処施設に悪影響	
	を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。また、グローブボックス排	
	気設備のフィルタは、火災時に発生するばい煙により機能を喪失しない設計とす	
	る。	
具体的には、消火に用いるガス消火剤のうち二酸化炭素は不活性ガスであることか	具体的には、消火に用いるガス消火剤のうち窒素及び二酸化炭素は不活性ガスであ	MOX燃料加工施設と再処理施設で用いる消火
ら,設備の破損,誤作動又は誤動作により消火剤が放出しても電気及び機械設備に影	ることから、設備の破損、誤作動又は誤動作により消火剤が放出しても電気及び機	を行う設備が異なるため。
響を与えない。	械設備に影響を与えない。	

再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
消火設備は、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、ボン		用語の差異。
べに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とするとともに、ボンベ及	に、消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計	
び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域又は火災区画又は	とするとともに、消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置 <u>す</u> るエリア	
十分に離れた位置に設置する設計とする。	とは別の火災区域又は火災区画あるいは十分に離れた位置に設置する設計とする。	
中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋	中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)の	用語の差異。
の対策本部室の床下は,固定式消火設備を設置することにより,早期に火災の消火を	<u>床下</u> 及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室の床下は,固定式消火	
可能とする設計とする。固定式消火設備の種類及び放出方式については、火災に対す	設備を設置することにより、早期に火災の消火を可能とする設計とする。固定式消	
る二次的影響を考慮したものとする。	大設備の種類及び放出方式については、火災に対する二次的影響を考慮したものと	
	する。	
_	グローブボックス内の消火は、グローブボックス消火装置により行うが、負圧を維	放射性物質の一次閉じ込め境界を損なわないこ
	持しながら消火剤を放出することで、万一の火災時にグローブボックスが起動して	とが重要であり、MOX燃料加工施設特有の対
	も,グローブボックスの内圧上昇に伴う排気経路外からの放射性物質の漏えいを防	応として記載するため。
	止する設計とする。	
(2) 想定される火災の性状に応じた消火剤容量	(2) 想定される火災の性状に応じた消火剤容量	_
「1.5.1.3.2(2) 想定される火災の性状に応じた消火剤容量」の基本方針を適用す	消火を行う設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容	用語の差異。
る。	量の消火剤を備える設計とする。	
_	油火災 (油内包設備や燃料タンクからの火災) が想定される非常用発電機室には,	用語の差異。
	消火性能の高い二酸化炭素消火装置(全域)を設置し、消防法施行規則第十九条に	MOX燃料加工施設では、多量の有機溶媒を使
	基づき算出される必要量の消火剤を配備する設計とする。	用せず、消防法に基づく消火設備で消火が可能
		であるため。
	その他の火災区域又は火災区画に設置する窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置に	用語の差異。
	ついても上記同様に消防法施行規則第十九条に基づき、単位体積あたりに必要な消	MOX燃料加工施設では、全域消火としてハロ
	火剤を配備する設計とする。	ゲン化物消火設備及び粉末消火設備を設置しな
		いため。
	中央監視室等の床下消火に当たって必要となる消火剤量については、消防法を満足	中央監視室の床下消火に当たっては、床下の空
	する単位体積あたりに必要な消火剤を配備する設計とする。また、ケーブルトレイ	間に対して、消防法に基づく単位体積あたりに
	内の消火に当たって必要となる消火剤量については,消防法を満足するとともに,	必要となる消火剤量を確保することで消火が可
	その構造の特殊性を考慮して、設計の妥当性を試験により確認された消火剤容量を	能であるため。
	配備する。	
_	グローブボックス内の消火を行うグローブボックス消火装置については、 <u>グローブ</u>	放射性物質の一次閉じ込め境界を損なわないこ
	ボックス排風機の運転を継続しながら消火を行うという特徴を踏まえ,消防法施行	とが重要であり、MOX燃料加工施設特有の対
	規則第十九条に要求される,単位体積あたりに必要な容量以上の消火剤を配備する	応として記載するため。
	設計とする。	
_	火災区域 <u>又は</u> 火災区画に設置する消火器については、消防法施行規則第六条から第	_
	八条に基づき延床面積又は床面積から算出 <u>した</u> 必要量の消火剤を配備する設計とす	
	る。	
-	消火剤に水を使用する消火用水の容量は,「(10)消火用水の最大放水量の確保」に	_
	- <u>示す。</u>	
(3)消火栓の配置		

再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
「1.5.1.3.2(3) 消火栓の配置」の基本方針を適用する。	火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓は、放水に伴う臨界発生防止等を考慮	MOX燃料加工施設では屋内消火栓からの放水
	し、重大事故等対処施設を設置する火災区域と臨界の発生防止及び溢水の発生防止	により消火を行う際には臨界及び溢水への影響
	を考慮する火災区域又は火災区画を除く区域を消火できるよう、消防法施行令第十	を考慮する必要があるため。
	一条 (屋内消火栓設備に関する基準)及び第十九条 (屋外消火栓設備に関する基	
	<u>準)に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火</u>	
	災区域又は火災区画(固定式のガス消火装置による消火対象室を除く)における消	
	<u>火活動に対処できるように配置する設計と</u> する。屋内消火栓の使用に当たっては,	
	安全上重要な施設の安全機能及び核燃料物質の臨界への影響を考慮する。	
	また、重大事故等対処施設を設置する火災区域と臨界の発生防止及び溢水の発生防	MOX燃料加工施設では臨界の発生防止及び溢
	<u>止を考慮する火災区域又は火災区画については、消火活動が困難となる区域とし</u>	水の発生防止の観点から固定式のガス消火装置
	て,固定式のガスによる消火装置を設置することで,すべての火災区域に対して消	により消火を行うため。
(4)移動式消火設備の配備	(4) 移動式消火設備の配備	_
「1.5.1.3.2(4) 移動式消火設備の配備」の基本方針を適用する。	大災時の消火活動のため、 <u>「</u> 核燃料物質の加工の事業に関する規則 <u>」</u> 第七条の四の三	
	一	
	するものとする。	
	また、航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配	
	備するものとする。	
(5)消火設備の電源確保	(5) 消火を行う設備の電源確保	用語の差異。
消火設備のうち、消火用水供給系の電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受	消火を行う設備のうち、再処理施設と共用する消火用水供給系の電動機駆動消火ポ	用語の差異。
電する設計とするが、ディーゼル駆動消火ポンプは、外部電源喪失時でもディーゼル	ンプは運転予備用母線から受電する設計とするが、ディーゼル駆動消火ポンプは、	MOX燃料加工施設は,再処理施設と消火水供
機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。	外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源	給系を共用するため。
	を確保する設計とする。	
また,重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火活動が困難な箇	また、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火活動が困難な箇	用語の差異。
所に設置する固定式消火設備は,全交流動力電源喪失時においても消火が可能とな	所に設置する固定式のガス消火設備は、全交流動力電源喪失時においても消火が可	
るよう,各建屋の可搬型発電機等,非常用母線又は緊急時対策建屋用発電機から給電	能となるよう、各建屋の可搬型発電機等、非常用母線又は緊急時対策建屋用発電機	
するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計と	
	する。	
なお、地震時において固定式消火設備による消火活動を想定する必要の無い火災区	なお、地震時において固定式のガス消火設備による消火活動を想定する必要の無い	用語の差異。
域又は火災区画に係る消火設備については運転予備用母線から給電する設計とする	火災区域又は火災区画に係る消火を行う設備については常用所内電源設備から給電	7,444
こととし、作動に電源が不要となる消火設備については上記の限りではない。	する設計とし、作動に電源が不要となる消火設備については上記の限りではない。	
(6)消火設備の故障警報	(6) 消火を行う設備の故障警報	_
国定式消火設備(全域),電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプは,	各消火を行う設備の電源断等の故障警報を中央監視室に発報する設計とする。	用語の差異。
電源断等の故障警報を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、中央制御室	再処理施設と共用する緊急時対策建屋に設置する消火設備の故障警報は緊急時対策	/ N HL - / /L/N 0
電源 関 等の 政 障 音報 を 使 用 荷 旅 科 の 支 八	建屋の建屋管理室において吹鳴する設計とする。	
(7) 重大事故等対処施設を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火設備	(7) 重大事故等対処施設を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火を行う	用語の差異。
		L /IIIIII V / 左手。

再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙又は放射線の影響	重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち,煙又は放射線の影響	消火にあたり考慮すべき事項の差異。
により消火困難となる箇所については以下のとおり自動又は制御室等からの手動操	<u>により消火困難となる箇所については、</u> 固定式のガス消火装置を設置することによ	放射性物質の一次閉じ込め境界を損なわないこ
作による固定式消火設備を設置することにより、消火活動を可能とする。	り、消火を可能とする設計とする。	とが重要であり、MOX特有の対応として記載
	グローブボックス内については、臨界の発生防止を考慮すると、消火困難となる可	するため。
	能性があることから、自動消火が可能なグローブボックス消火装置を設置すること	
	で、グローブボックス内で発生した火災に対して消火が可能な設計とする。	
なお, 重大事故等対処施設を設置するセルは, 人の立ち入りが困難であることから可	_	MOX燃料加工施設には、セルが無いため。
燃性物質がある場合は、消火困難となる可能性があるが、「1.5.1.3.1(1)b. 通常		
作業時に人の立入りがなく,少量の可燃性物質の取扱いはあるが,取扱いの状況を踏		
まえると火災のおそれがない区域」に示すとおり、少量の可燃性物質はあるがその環		
境条件から火災に至るおそれはない。		
なお,上記以外の火災区域又は火災区画については,取り扱う可燃性物質の量が小さ	なお,上記以外の火災区域又は火災区画については,取り扱う可燃性物質の量が小	MOX燃料加工施設では、有機溶媒等による大
いこと, 部屋面積が小さく消火に当たり室内への入域が不要なこと, 再処理施設は動	さいこと、部屋面積が小さく消火に当たり室内への入域が不要なこと、MOX燃料	規模な火災は想定されず、換気設備による排煙
的閉じ込め設計としており, 換気設備による排煙が可能であるため, 有効に煙の除去	加工施設は換気設備により負圧にして閉じ込める設計としており、換気設備による	で十分に消火活動が可能となるため。
又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火困難とならないため、消	排煙が可能であるため、有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できる	
防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。消火活動においては、	ことにより消火困難とならないため,消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消	
煙の影響をより軽減するため、可搬式排煙機及びサーモグラフィを配備する。	火する設計とする。	
a. 多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画	_	MOX燃料加工施設には対象となる消火装置が
危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所		無いため。
は、引火性液体を取り扱うことから火災時の燃焼速度も速く、煙の発生により人が立		
ち入り消火活動を実施することが困難な区域となることから,固定式消火設備 (全		
域)を設置し、早期消火が可能となるよう制御室等から消火設備を起動できる設計と		
する。		
b. 可燃性物質を取扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画	a. 可燃性物質を取扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画	_
制御室等の床下は、制御室内の火災感知器及び人による感知並びに消火が困難とな	中央監視室の床下及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室の床下	消火装置の起動方式の差異。
るおそれを考慮し、火災感知器に加え、床下に固定式消火設備(全域)を設置する。	は、多量のケーブルが存在するが、フリーアクセス構造としており消火が困難とな	
消火に当たっては, 固有の信号を発する異なる種類の火災感知設備 (煙感知器と熱感	るおそれを考慮し、固定式消火設備を設置する。なお、再処理施設と共用する緊急	
知器) により火災を感知した後,制御室等からの手動起動により早期に消火ができる	時対策建屋の対策本部室には当直(運転員)又は非常時組織対策要員が駐在するこ	
設計とする。	とを考慮し,人体に影響を与えない消火剤を選択する。	
制御室等には常時当直(運転員)が駐在することを考慮し、人体に影響を与えない消	中央監視室等には常時運転員が駐在することを考慮し、人体に影響を与えないよう	
火剤を使用する設計とする。	な消火剤を使用する設計とする。	
	万一、誤動作又は誤操作に伴い、床下から消火剤が漏えいした場合でも、中央監視	
	室等内の空気により希釈され、人体に影響を与えることは無い。	
c. 等価火災時間が3 時間を超える火災区域又は火災区画	<u> </u>	MOX燃料加工施設には対象となう消火装置が
等価火災時間が3時間を超える場合においては、火災感知器に加え、固定式消火設備		無いため。
を設置し、早期消火が可能となるよう制御室等から消火設備を起動できる設計とす		
る。		
固定式消火設備は原則全域消火方式とするが、消火対象がケーブルのみ等局所的な 場合は設置状況を踏まえ局所消火方式を選定する設計とする。		

再処理整理資料本文 (R16)	はる損傷の防止 整埋資料(本文) 再処埋(補止案)・MOX 比較表 MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
電気品室は電気ケーブルが密集しており、万一の火災による煙の影響を考慮し、固定		MOX燃料加工施設と再処理施設では、固定式
式消火設備(全域)を設置することにより、早期消火が可能となるよう制御室等から	定式のガス消火設備を設置することにより、早期消火が可能となるよう火災感知器	のガス消火装置の起動方式が異なるため。
消火設備を起動できる設計とする。	と連動して自動で消火可能な設計とする。	
(8) 消火活動のための電源を内蔵した照明器具	(8) 消火活動のための電源を内蔵した照明器具	MOX燃料加工施設は1施設であり、移動距離
「1.5.1.3.2(10) 消火活動のための電源を内蔵した照明器具」の基本方針を適用す		が短く再処理よりも短時間で移動が可能なた
る。	等に必要な照明器具として、移動経路及び現場盤周辺に、現場への移動時間約5分	め。
	から 10 分及び消防法の消火継続時間 20 分を考慮し、1 時間以上の容量の蓄電池を	
	内蔵する照明器具を設置する設計とする。	
(9) 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮	(9) 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮	_
消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、火災防護審査基準に基づく消火活動 2	再処理施設と共有する消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、火災防護審査基	再処理施設で設置する消火用水供給設備をMO
時間に対し十分な容量を有するろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し、双方からの	準に基づく消火活動時間2時間に対し十分な容量を有するろ過水貯槽及び消火用水	X燃料加工施設でも使用するため。
消火水の供給を可能とすることで、多重性を有する設計とする。	貯槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで、多重性を有する設計	
	とする。	
また、消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え、同等の能力を有する異なる駆動方	また、消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え、同等の能力を有する異なる駆動	_
式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで、多様性を有する設計とする。	方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで、多様性を有する設計とす	
	る。	
緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は,同建屋に消火水槽,建	再処理施設と共用する緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系	_
屋近傍に防火水槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を	は、同建屋に消火水槽、建屋近傍に防火水槽を設置し、双方からの消火水の供給を	
有する設計とする。また、消火ポンプは電動駆動消火ポンプを2台設置することで、	可能とすることで多重性を有する設計とする。また、消火ポンプは電動駆動消火ポ	
多重性を有する設計とする。	ンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。	
水源の容量は, 再処理施設は危険物取扱所に該当する施設であるため, 消火活動に必	水源の容量については、MOX燃料加工施設は、消防法に基づき、消火活動に必要	MOX燃料加工施設では危険物取扱所への消火
要な水量を考慮したものとし、その根拠は「(10) 消火用水の最大放水量の確保」に	な水量を考慮するものとし、その根拠は(10)項「消火用水の最大放水量の確保」に	については、固定式のガス消火装置を用いるた
示す。	示す。	め。
(10) 消火用水の最大放水量の確保	(10) 消火用水の最大放水量の確保	-
「1.5.1.3.2(12) 消火用水の最大放水量の確保」の基本方針を適用する。	消火剤に水を使用する消火を行う設備(屋内消火栓、屋外消火栓)の必要水量を考	用語の差異。
	慮し、水源は消防法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量 <u>(116m³)</u> を確	MOX燃料加工施設における危険物取扱所への
	保する設計とする。	消火については、固定式のガス消火装置を用い
		るため。
		最大放水量の記載については、消防法施行令に
		基づく値を記載しているため。
	また、消火用水供給系の消火ポンプは、必要量を送水可能な電動機駆動ポンプ、デ	
	ィーゼル駆動ポンプ(定格流量 450 m³/h)を1台ずつ設置する設計とし、消火配	
	管内を加圧状態に保持するため、機器の単一故障を想定し、圧力調整用消火ポンプ	
(11) 小冰小河伊尔厚丹州外	を2系統設ける設計とする。	
(11) 水消火設備の優先供給	(11) 水消火設備の優先供給	_
消火用水は他の系統と兼用する場合には、他の系統から隔離できる弁を設置し、遮断する排票により、消火水供給を優先する記載とする		
断する措置により、消火水供給を優先する設計とする。	断する措置により、消火水供給を優先する設計とする。	
また、緊急時対策建屋消火用水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しない設計とすることから、消火用水の供給な優先する	また、緊急時対策建屋の消火用水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しない設計と	
ることから、消火用水の供給を優先する。 (19) 第四区はからのたりには、	することから、消火用水の供給を優先する。	
(12) 管理区域からの放出消火剤の流出防止	(12) 管理区域内からの放出消火剤の流出防止	_

再処理整理資料本文 (R16)	よる損傷の防止 整埋資料 (本文) 再処埋 (補止案)・MOX 比較表 MO X 燃料加工施設整理資料本文 (R 8 : 20200618)	差異の理由
「1.5.1.3.2(14) 管理区域からの放出消火剤の流出防止」の基本方針を適用する。	管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と 管理区域外の境界に堰等を設置 <u>するとともに</u> 、各室の排水系統から低レベル廃液処 理設備に回収し、処理する設計とする。	用語の差異。
	また、管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合において <u>も</u> 、燃料加工建屋内の換気設備の排気フィルタ <u>により</u> 放射性物質を低減したのち、排気筒から放出する設計とする。	用語の差異。
(13) 固定式ガス消火設備等の従事者退避警報	(13) 窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置の従事者退避警報	用語の差異。
「1.5.1.3.2(15) 固定式ガス消火設備等の従事者退避警報」の基本方針を適用する。	窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴 <u>する設計とする。</u> また、二酸化炭素消火装置の作動に当たっては20秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計とする。 なお、固定式ガス消火設備のうち、防火シート、金属製の筐体等による被覆内に局所的に放出する場合においては、消火剤が内部に留まり、外部に有意な影響を及ぼさないため、消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。	用語の差異。 MOX燃料加工施設で使用する消火剤が再処理 施設と異なるため。
(14) 他施設との共用	(14) 他施設との共用	_
「1.5.1.3.2(16) 他施設との共用」の基本方針を適用する。	消火用水貯槽に貯留している消火用水を供給する消火水供給設備は,再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。再処理施設及び廃棄物管理施設と供用する消火水供給設備は,再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火水を供給した場合においてもMO X燃料加工施設で必要な容量を確保できる設計とする。また,消火水供給設備においては,故障その他の異常が発生した場合でも,弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し,故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止することで,共用によってMO X燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	用語の差異。
(15) 火災防護設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る設備		MOX燃料加工施設には、対象が無いため。
「1.5.1.3.2(17) 火災防護設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る設備」の 基本方針を適用する。		MOX燃料加工施設には、対象が無いため。
(16) 試験・検査	(15) 試験・検査	_
「1.5.1.3.2(18) 試験・検査」の基本方針を適用する。	消火を行う設備は、その機能を確認するため定期的な試験及び検査を行う。	用語の差異。
1.5.2.3.3 自然現象の考慮	2.1.1.3.3 自然現象の考慮	_
び塩害である。 これらの自然現象のうち、落雷については、「1.5.2.2.4(1)落雷による火災及び爆発の発生防止」に示す対策により、機能を維持する設計とする。 風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等対処施設の機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災及び爆発の発生を防止する。 凍結に対しては、以下「(1) 凍結防止対策」に示す対策により機能を維持する設計	波,落雷,風(台風),竜巻,凍結,高温,降水,積雪,火山の影響,生物学的事象,森林火災及び塩害である。 これらの自然現象のうち,落雷については,「2.1.1.2.3(1)落雷による火災 <u>及び爆発</u> の発生防止」に示す対策により,機能を維持する設計とする。	

再処理整理資料本文 (R16)	よる損傷の防止 整理資料 (本义)	差異の理由
	維持する設計とする。地震については、「(3)想定すべき地震に対する対応」に示	
「(4)想定すべき地震に対する対応」に示す対策により機能を維持する設計とする。		
上記以外の津波、高温、降水、積雪、火山の影響、物学的事象、森林火災、塩害につ		
	については、「(5)想定すべきその他の自然現象に対する対策について」に示す対	
を維持する設計とする。	策により機能を維持する設計とする。	
(1) 凍結防止対策	(1) 凍結防止対策	_
「1.5.1.3.3(1) 凍結防止対策」の基本方針を適用する。	屋外に設置する消火を行う設備は、設計上考慮する冬期最低気温-15.7℃を踏ま	用語の差異。
	え、当該環境条件を満足する設計とする。	
	屋外に設置する消火を行う設備のうち、消火用水の供給配管は凍結を考慮し、凍結	
	深度(GL-60cm)を確保した埋設配管とするとともに,地上部に配置する場合には	
	保温材を設置する設計とすることにより、凍結を防止する設計とする。	
	また、屋外消火栓は、消火栓内部に水が溜まらないような構造とし、水抜きが可能	
	な設計により通常は排水弁を通水状態、消火栓使用時は排水弁を閉にして放水する	
	設計とする。	
(2) 風水害対策	(2) 風水害対策	_
「1.5.1.3.3(2) 風水害対策」の基本方針を適用する。	再処理施設と共有する消火ポンプは建屋内に設置する設計とし、風水害によって性	MOX燃料加工施設では、ハロゲン化物消火設
	能を阻害されないように設置する設計とする。その他の窒素消火装置及び二酸化炭	備、粉末消火設備及び水噴霧消火設備を設置し
	素消火装置についても、風水害に対してその性能が著しく阻害されることが無いよ	ないため。
	う,各建屋内に設置する設計とする。	
	屋外消火栓は風水害に対してその機能が著しく阻害されることが無いよう、雨水の	
	浸入等により動作機構が影響を受けない構造とする。	
(3) 地震時における地盤変位対策	(3) 地震時における地盤変位対策	_
「1.5.1.3.3(3) 地震時における地盤変位対策」の基本方針を適用する。	屋内消火栓設備は、地震時における地盤変位により、消火水を建物へ供給する消火	_
	配管が破断した場合においても、消火活動を可能とするよう、大型化学高所放水車	
	又は消防ポンプ付水槽車から消火水を供給できるよう建屋内に送水口を設置し, ま	
	た、破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。	
	建屋内に設置する送水口は、迅速な消火活動が可能となるよう、外部からのアクセ	
	<u>ス性が良い箇所に設置する設計とする。</u>	
(4) 想定すべき地震に対する対応	($\underline{4}$) 想定すべき地震に対する対応	_
重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備	重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知を行う設備及び消	用語の差異。
は、地震時に火災を考慮する場合においては、重大事故等対処施設が維持すべき耐震	火を行う設備は、地震時に火災を考慮する場合は、 <u>重大事故等対処施設が</u> 維持すべ	
設計上の重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。	き耐震重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。	
また、重大事故等対処施設のうち、基準地震動Ss に対しても機能を維持すべき機	また、 <u>重大事故等対処施設のうち、</u> 基準地震動 Ss に対しても機能を維持すべき系	_
器等に対し影響を及ぼす可能性がある火災区域又は火災区画に設置する、油を内包	統及び機器に対し影響を及ぼす可能性がある油を内包する耐震Bクラス及び耐震C	
する耐震Bクラス及び耐震C クラスの設備は、以下のいずれかの設計とすること	クラスの設備は、以下のいずれかの設計とすることで、地震によってMOX燃料加	
で、地震によって機能喪失を防止する設計とする。	工施設の重大事故等に対処するために必要な機能の喪失を防止する設計とする。	
a. 基準地震動S s により油が漏えいしない。	① 基準地震動 Ss により油が漏えいしない。	_
b. 基準地震動 Ss によって火災が発生しても, 重大事故等に対処するために必要	② 基準地震動 Ss によって火災が発生しても、MOX燃料加工施設の重大事故等	
な機能に影響を及ぼすことがないよう, 基準地震動 Ssによって火災が発生しても機	に対処するために必要な機能能に影響を及ぼすことが無いよう,基準地震動 Ss に	
能を維持する固定式消火設備によって速やかに消火する。		

再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
c. 基準地震動Ssによって火災が発生しても,重大事故等に対処するために必要	よって火災が発生しても機能を維持する固定式のガス消火装置によって速やかに消	
な機能に影響を及ぼすことがないよう隔壁等により分離する又は適切な離隔距離を	火する。	
確保する。	③ 基準地震動 Ss によって火災が発生しても、MOX燃料加工施設の重大事故等	
	に対処するために必要な機能に影響を及ぼすことが無いよう隔壁等により分離す	
	る,又は適切な離隔距離を講 <u>ず</u> る設計とする。	
(5) 想定すべきその他の自然現象に対する対策	(<u>5</u>) 想定すべきその他の自然現象に対する対策について	用語の差異。
「1.5.1.3.3(5) 想定すべきその他の自然現象に対する対策」の基本方針を適用す	想定すべきその他の自然現象として, 凍結, 風水害, 地震以外に考慮すべき自然現	
る。	象により火災感知を行う設備及び消火を行う設備の性能が阻害された場合は、原因	
	の除去又は早期の取替え、復旧を図る設計とするが、必要に応じて監視の強化、代	
	替の消火を行う設備の配備等を行い、必要な性能を維持する設計とする。	
1.5.2.3.4 消火設備の破損, 誤動作又は誤操作による重大事故等対処施設への影響	2. 1. 1. 3. 4 消火を行う設備の破損、誤動作又は誤操作による重大事故等	_
	対処施設への影響	
「1.5.1.3.4 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響」の基本	消火を行う設備の破損、誤作動又は誤操作が発生した場合のほか、早期に火災を感	用語の差異。
方針を適用する。	知する設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火を行う設備が作動し	
	た場合においても、重大事故等対処施設の安全機能を損なわないよう以下の設計と	
	する。	
	(1) 安全上重要な施設のグローブボックス内で発生する火災に対しては、消火に	MOX燃料加工施設に対しての要求事項である
	より臨界が発生しないよう、消火剤として水を使用せず、ガス系又は粉末系の消火	ため。
	剤を使用する設計とする。	
	また、グローブボックス内への消火剤放出に伴う圧力上昇により、グローブボック	
	スの閉じ込め機能を損なわない設計とする。	
	(2) 安全上重要な施設のグローブボックス外で発生する火災に対しては、消火剤	MOX燃料加工施設に対しての要求事項である
	放出によるグローブボックス内との圧力差により、グローブボックスの閉じ込め機	ため。
	能を損なわない設計とする。	
	(3) 消火水の放水により安全上重要な施設の安全機能を損なうおそれがある場合	MOX燃料加工施設に対しての要求事項である
	は、消火剤として水を使用せず、電気絶縁性を有するガス系の消火剤を使用する設	ため。
	計とする。	
	(4) 非常用発電機は、二酸化炭素消火装置の破損、誤作動又は誤操作により流出	用語の差異。
	する二酸化炭素の影響で,運転中の非常用発電機が給気不足を引き起こさないよう	
	に、外気より給気を行う設計とする。	
1.5.2.4 個別の火災区域又は火災区画における留意事項	2.1.1.4 個別の火災区域及び火災区画における留意事項	_
重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画は以下のとおりそれぞれの特	MOX燃料加工施設における重大事故等対処施設を設置する火災区域は、以下のと	用語の差異。
徴を考慮した火災防護対策を実施する。	おりそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を実施する。	
(1) ケーブル処理室		MOX燃料加工施設にはケーブル処理室に該当
		する工程室が無いため。
再処理施設において、発電炉のケーブル処理室に該当する箇所は無いが、異なる系統		MOX燃料加工施設にはケーブル処理室に該当
(安全系回路の各系統,安全系回路と関連回路,生産系回路)のケーブルは, I E E		する工程室が無いため。
E384S t d 1992 に準じて,異なる系統のケーブルトレイ間の分離距離を水平900m		
m以上又は垂直 1,500mm以上,ソリッドトレイ (ふた付き)の場合は,水平 25mm		

再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
以上又は垂直 25mm以上とすることにより, 互いに相違する系統間で影響を及ぼさ		
ない設計とする。		
また、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急	_	MOX燃料加工施設にはケーブル処理室に該当
時対策建屋の対策本部室の床下コンクリートピットは、異なる感知方式の感知器を		する工程室が無いため。
組み合わせて設置するとともに、当直(運転員)又は非常時組織対策要員による消火		
活動を行うことが困難であることから、手動操作により起動する固定式消火設備を		
設置する設計とする。		
(2) 電気室	(1) 電気室	_
「1.5.1.5(2) 電気室」の基本方針を適用する。	電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。	_
(3) 蓄電池室	(2) 蓄電池室	_
「1.5.1.5(3) 蓄電池室」の基本方針を適用する。	蓄電池室は、以下のとおりの設計とする。	用語の差異。
	① 通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室	MOX燃料加工施設で参考とする指針の適用年
	には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。	版の差異。
	ただし、常用蓄電池は、無停電電源装置等を設置している部屋に収納する設計とす	指針における板厚の既定対象(屋内・屋外)の
	るが, 当該蓄電池自体は厚さ 1.6mm 以上の鋼板製筐体に収納し, 当該室に設置する	差異。
	安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等への火災又は爆発による影	
	響を防止する設計とする。	
	本方式は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603-2012)	
	「4.1 蓄電池室」の種類のうち、キュービクル式(蓄電池をキュービクルに収納	
	した蓄電池設備)に該当し、指針に適合させることで安全性を確保する設計とする。	
	② 蓄電池室の蓄電池は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G	
	0603-20 <u>12</u>) に基づき、蓄電池室 <u>の換気を行う</u> 排風機を水素ガスの排気に必要な換気	
	量以上となるよう設計することによって、蓄電池室内及び蓄電池内の水素濃度を2	
	vol%以下に維持する設計とする。	
	③ 蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室の監視制御盤に警報を発	
	する設計とする。	
	④ 常用系の蓄電池と非常用系の蓄電池は、常用の蓄電池が非常用の蓄電池に影響	
	を及ぼすことが無いように位置的分散を図る設計とする。	
(4) ポンプ室	(3) ポンプ室	_
「1.5.1.5(4) ポンプ室」の基本方針を適用する。	重大事故等対処施設のポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充満により消火	_
	困難な場所には、固定式消火設備を設置する設計とする。	
(5) 中央制御室等	(4) 中央監視室等	用語の差異。
中央制御室,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋	中央監視室及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室は以下のとおり	用語の差異。
の対策本部室は,以下のとおり設計する。	の設計とする。	
a. 中央制御室, 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建	① 中央監視室及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室と他の火災	
屋の対策本部室と他の火災区域の換気設備の貫通部には、防火ダンパを設置する設	区域及び火災区画の換気設備の貫通部には、防火ダンパを設置する設計とする。	
計とする。	② 中央監視室及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室のカーペッ	
b. 中央制御室, 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建	トは、消防法に基づく防炎物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験によ	
屋の対策本部室のカーペットは、消防法に基づく防炎物品若しくはこれと同等の性	り確認した材料を使用する設計とする。	
能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。		

再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
(6) 使用済燃料貯蔵設備,新燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式貯蔵設備		MOX燃料加工施設では、対象設備が無いた
		め。
「1.5.1.5(6) 使用済燃料貯蔵設備,新燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式貯蔵設備」		MOX燃料加工施設では、対象設備が無いた
の基本方針を適用する。		め。
(7) 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備	(5) 低レベル廃液処理設備並びに固体廃棄物保管第1室及び第2室	用語の差異。
「1.5.1.5(7) 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備」の基本方針を適	低レベル廃液処理設備並びに固体廃棄物保管第1室及び第2室は,以下のとおり設	用語の差異。
用する。	計する。	
	① 管理区域での消火活動により放水した消火水が管理区域外に流出しないよう	
	に、各室の床ドレン等から低レベル廃液処理設備に回収し、処理を行う設計とす	
	る。	
	② 放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、	
	金属製容器に封入し、保管する設計とする。	
1.5.2.5 体制	2.1.1.5 体制	_
「1.5.1.6 体制」の基本方針を適用する。	火災 <u>及び爆発の</u> 発生時においてMOX燃料加工施設の消火活動を行うため、通報連	_
	絡者及び消火専門隊による消火活動要員が常駐 <u>するとともに</u> ,火災 <u>及び爆発の</u> 発生	
	時には <u>自衛</u> 消防隊を編成できる体制を整備する。MOX燃料加工施設の火災 <u>及び爆</u>	
	<u>発</u> における消火活動においては、敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班が対応す	
	る。	
1.5.2.6 手順	2. 1. 1. 6 手順	_
再処理施設を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火	MOX燃料加工施設を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策	用語の差異。
	定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権	
	に必要な手順について定める <u>とともに、</u> 火災防護対象とする重大事故等対処施設 <u>に</u>	
止、火災の早期感知及び消火の火災防護対策等について定める。	ついては、火災 <u>及び爆発の</u> 発生防止、火災の早期感知 <u>及び消火の</u> 火災防護対策 <u>等</u> に	
このうち、火災防護計画を実施するために必要な手順の主なものを以下に示す。	ついて定める。	
	<u>この</u> うち、火災防護計画を実施するために必要な手順の主なものを以下に示す。	
(1) 火災が発生していない平常時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を		用語の差異。
行う。	備する。	
a.中央制御室,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策建屋	① MOX燃料加工施設の中央監視室に設置する受信機又は緊急時対策建屋の建屋	
の建屋管理室に設置する火災受信器盤によって、施設内で火災が発生していないこ		
と及び火災感知設備に異常がないことを確認する。	火災感知を行う設備に異常がないことを確認する。	
b. 消火設備の故障警報が発報した場合には、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設		
及び貯蔵施設の制御室、緊急時対策建屋の建屋管理室並びに必要な現場の制御盤の	<u> </u>	
警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を行 	少安な16世を行う。 	
う。		田芸の光田
(2)消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災		用語の差異。
発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。	災区域, 火災区画又はグローブボックス内における火災発生時の対応においては,	MOX燃料加工施設では、グローブボックス内の火災を消火するために、グローブボックス消
	以下の手順を整備し、操作を行う。	
		火装置を設置するため。

再処理整理資料本文 (R16)	MOX燃料加工施設整理資料本文(R8:20200618)	差異の理由
a. 火災感知器が作動した場合は,火災区域又は火災区画からの退避警報及び自動消火設備の作動状況を確認する。b. 自動消火設備の作動後は,消火状況の確認,運転状況の確認等を行う。 (3) 消火設備のうち, 手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域又は火	① 火災感知器が作動した場合は、火災区域又は火災区画からの退避警報及び窒素消火装置、二酸化炭素消火装置又はグローブボックス消火装置の作動状況を中央監視室で確認する。 ② 窒素消火装置、二酸化炭素消火装置又はグローブボックス消火装置の作動後は、消火状況の確認、運転状況の確認等を行う。	用語の差異。 MOX燃料加工施設では、グローブボックス内の火災を消火するために、グローブボックス消火装置を設置するため。 用語の差異。
(3) 有欠設備のうち、 手動操作による固定式有欠設備を設置する欠灰区域又は欠災区画における火災発生時の対応においては、以下の手順をあらかじめ整備し、的確に操作を行う。 a. 火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、消火活動を行う。 b. 消火活動が困難な場合は、当直(運転員)の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。	(3) <u>消火を行う設備のうち,</u> 窒素消火装置又は二酸化炭素消火装置を設置する火災区域又は火災区画に運転員が在室する場合は,装置を手動操作に切り替える運用とするとともに,以下の手順をあらかじめ整備 <u>し</u> ,的確に操作を行う。 ① 火災感知器が作動し,現場で火災を確認した場合は,消火器による消火活動を行う。 ② 消火活動が困難な場合は,運転員の退避を確認後,窒素消火装置又は二酸化炭素消火装置を手動操作により起動させ, <u>消火装置の</u> 動作状況,消火状況の確認 <u>及び</u> 運転状況の確認	用譜の差異。
(4) 中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策 建屋における火災及び爆発の発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を 行う。 a. 火災感知器及び高感度煙感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常 駐する当直(運転員)により制御盤内では二酸化炭素消火器、それ以外では粉末消火 器を用いた消火活動、運転状況の確認等を行う。 b. 煙の充満により運転操作に支障がある場合は、火災及び爆発の発生時の煙を排気 するため、排煙設備を起動する。	(4) 中央監視室における火災 <u>及び爆発</u> 発生時の対応においては、火災感知器 <u>及び高感度煙感知器</u> により火災を感知し、火災を確認した場合は、 <u>常駐する運転員により</u> 消火器を用いた消火活動、運転状況の確認等を行う。	MOX燃料加工施設の中央監視室については、可能な限り可燃物を排除していること及び運転員が常駐していることをふまえ、火災を初期段階で消火可能であることから、二酸化炭素消火器ではなく、粉末消火器にて対応することが可能であるため。
(5) 水素漏えい検知器を設置する火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時の対応として、換気設備の運転状態の確認を実施する手順を整備する。	(5) 水素漏えい検知器を設置する火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時 の対応として、換気設備の運転状態の確認を実施する手順を整備する。	_
(6) 火災感知設備の故障その他の異常により監視ができない状況となった場合は, 現場確認を行い,火災の有無を確認する。	(6) 火災感知を行う設備の故障その他の異常により監視ができない状況となった場合は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。また、異常状態が長期に及ぶ場合には、運転を停止する。	MOX燃料加工施設では、火災発生防止の担保 として感知器の異常が長期化する場合は、工程 を停止するため。
(7) 消火活動においては、あらかじめ手順を整備し、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。	(7) 消火活動においては、あらかじめ手順を整備し、火災発生現場の確認、通報 連絡及び消火活動を実施するとともに消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。	_
(8) 可燃性物質の持込み状況,防火戸の状態,火災及び爆発の原因となり得る加熱及び引火性液体の漏えい等を監視するための監視手順を定め,防火監視を実施する。	(8) 可燃物の持込み状況,防火 <u>戸</u> の状態,火災 <u>及び爆発</u> の原因となり得る加熱 <u>及</u> <u>び</u> 引火性液体の漏えい等を監視するための監視手順を定め,防火監視を実施する。	
(9) 火災及び爆発の発生の可能性を低減するために、再処理施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃性物質に対する持込みと保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。	(9) 火災 <u>及び爆発</u> の発生の可能性を低減するため <u>に</u> , MOX燃料加工施設における <u>試験,検査,保守又は修理で使用する資機材のうち</u> 可燃性物質に対する持込みと保管に係る手順をあらかじめ整備 <u>し</u> ,的確に実施する。	
(10) 再処理施設において可燃性又は難燃性の雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合,火災及び爆発の発生並びに延焼を防止するため,金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生及び保管に係る手順をあらかじめ整備し,的確に実施する。	(10) MOX燃料加工施設において可燃性又は難燃性の雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合、火災及び爆発の発生並びに延焼を防止するため、金属製の容器へ収納又は不燃性材料による養生及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。	
(11) 火災及び爆発の発生を防止するために、再処理施設における火気作業に対する 以下の手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。	(11) 火災 <u>及び爆発</u> の発生を防止するために,MOX燃料加工施設における <u>作業</u> に 対する以下の手順をあらかじめ整備 <u>し</u> ,的確に実施する。	用語の差異。

第23条 火災等による損傷の防止 整理資料 (本文) 再処理 (補正案)・MOX 比較表

第 23 条 火災寺による損傷の防止 整理資料 (本义) 再処理 (補止系)・MOX 比較表 再処理整理資料本文 (R16) MO X 燃料加工施設整理資料本文 (R 8 : 20200618) 差異の理由				
a. 火気作業前の計画策定	① 火気作業前の計画策定	——————————————————————————————————————		
b. 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置	② 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置			
c. 火気作業後の確認事項 (残り火の確認等)	③ 火気作業後の確認事項(残り火の確認等)			
d. 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理	④ 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理			
e. 火気作業養生材に関する事項 (不燃シートの使用等)	⑤ 火気作業養生材に関する事項(不燃シートの使用等)			
f. 仮設ケーブル(電工ドラム含む)の使用制限	⑥ 仮設ケーブル(電エドラム含む)の使用制限			
g. 火気作業に関する教育	⑦ 火気作業に関する教育			
9	(12) 火災及び爆発の発生を防止するために、化学薬品の取扱い及び保管に係る手	_		
をあらかじめ整備し、的確に実施する。	「12/ 一人及 <u>及り</u> 塚光の光生を防止するために、 <u>に子来品</u> の取扱い及り休食に除る子 順をあらかじめ整備し、的確に実施する。			
	(13) 火災防護に必要な設備は、機能を維持するため、適切な保守管理、点検及び			
	(13)			
施するとともに、必要に応じ修理を行う。				
(14) 火災時の消火活動に必要となる防火服, 空気呼吸器の資機材の点検及び配備	(14) 火災時の消火活動に必要となる防火服、空気呼吸器の資機材の点検及び配備	_		
に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。	に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。			
(15) 火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学	(15) 火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化	_		
粉末消防車を配備する。	学粉末消防車を配備する。			
(16) 当直(運転員)に対して、再処理施設内に設置する重大事故等対処施設を火災		_		
及び爆発から防護することを目的として,火災及び爆発から防護すべき機器,火災及	を火災 <u>及び爆発</u> から防護することを目的として、火災 <u>及び爆発</u> から防護すべき系統			
び爆発の発生防止、火災の感知及び消火に関する教育を定期的に実施する。	及び機器,火災 <u>及び爆発</u> の発生防止,火災の感知及び消火に関する教育を定期的に			
	実施する。			
a. 火災区域及び火災区画の設定	① 火災区域及び火災区画の設定	用語の差異。		
b. 火災及び爆発から防護すべき重大事故等対処施設	② 火災防護対象とする重大事故等対処施設			
c. 火災及び爆発の発生防止対策	③ 火災 <u>及び爆発</u> の発生防止対策			
d. 火災感知設備	④ 火災感知を行う設備			
e. 消火設備	⑤ 消火を行う設備			
(17) 再処理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護する	(17) MOX燃料加工施設を火災 <u>及び爆発</u> から防護することを目的として,消火器	_		
ことを目的として,消火器及び水による消火活動について,要員による消防訓練,消	及び水による消火活動について、要員による消防訓練、消火班による総合的な訓練			
火班による総合的な訓練及び当直(運転員)による消火活動の訓練を定期的に実施す	及び <u>当直(</u> 運転員 <u>)</u> による消火活動の訓練を定期的に実施する。			
る。				

補足説明資料1-3 (23条)

補足説明資料 1 - 3 (23条) 添付資料 1

MOX燃料加工施設における 火災感知器の型式ごとの特徴等について

1. はじめに

MOX燃料加工施設において重大事故等対処施設を設置する室の火災感知器について示す。

2. 火災感知器の型式毎の特徴

第1表 火災感知器ごとの特徴

F		
型式	特徴	適用箇所
	・感知器内に煙を取り込む ことで感知 ・炎が発生する前の発煙段階	適切な場所 ・大空間(通路等) ・小空間(室内)
煙感知器	からの早期感知が可能 【適用高さ例】 第1種及び第2種:20m 未満 【設置範囲例 ^(注1) 】 第1種及び第2種:75m ²	不適切な場所 ・ガス,蒸気が恒常的に発生 する場所 ・湿気,結露が多い場所
熱感知器 (耐酸型を 含む)	又は150m²あたり1個・感知器周辺の雰囲気温度を感知・炎が生じ,感知器周辺の温度が上昇した場合に感知温度が上昇した場合に感知適用高さ例】特種,第1種及び第2種:8m以下設置範囲例(註1)】特種:25m²~70m²あたり1個第1種:15m²~90m²あたり1個第2種:15m²~70m²あたり	適切な場所 ・小空間(天井高さ8m 未満) 不適切な場所 ・腐食性ガスが多量に滞留する場所(耐酸型を使用する場合を除く) ・常時高温な場所 ・火災源と感知器の距離が離れ、温度上昇が遅い場所
熱感知器 (差動式分 布型)	1個 ・熱電対周辺の雰囲気温度を 測定し、温度上昇した場合 に感知 【適用高さ例】 8 m以上~15m未満 【設置範囲例 (注1)】 88m²あたり4本の熱電対部	適切な場所 ・小空間 (天井高さ15m未満) 不適切な場所 ・常時高温な場所 ・火災源からの距離が離れ,温度上昇が遅い場所

型式	特徴	適用箇所
	・炎の赤外線 (3波長)を	適切な場所
	感 知	・大空間(広範囲)
	・炎が生じた時点で感知	• 小 空 間
赤外線式炎	・屋外でも使用可能	
感知器	【適用高さ例】	不適切な場所
(別紙1)	20m以上	・構築物が多く、死角が多い
(),1,1,1,1		場所
		・天井が低く、監視空間が小
		さい場所
	・熱電対周辺の雰囲気温度	適切な場所
	を測定し、温度上昇した	・小空間(天井高さ8 m
	場合に感知	未満)
	・-200℃から使用できるた	
熱電対	め屋外環境に適用	不適切な場所
(別紙2)	【適用高さ例】	・ガスが多量に滞留する場所
(/34/164 = /	8m以下(熱アナログ式感	・常時高温な場所
	知器相当)	・ 火災源からの距離が離れ,
	【設置範囲例 (注1)】	温度上昇が遅い場所
	35 m ² あたり1個	

(注1) 消防法施行規則第23条で定める設置範囲

3. 火災感知器の組合せ

第2表 各室における火災感知器の組合せ

火災感知器の設置場所	火災感知	器の型式
一般区域	煙感知器	熱感知器
「異なる2種類の火災 感知器」の設置要求を満 足するため,火災感知器 を設置	火災時に炎が生じる前の 発煙段階から感知できる 煙感知器を設置(アナロ グ式)	火災時に生じる熱を感 知できる熱感知器を設 置 (アナログ式)
・一般区域のうち天井高 さ8m以上の区域 天井高さを考慮した火 災感知器を設置	煙感知器 上記同様	熱感知器 (差動式分布型) 火災時に生じる熱を広 範囲に感知できる熱感 知器を設置(非アナログ 式 ^(注1))
・蓄電池室 蓄電池室は水素による 感知器の誤動作を考慮 した火災感知器を設置	煙感知器 上記同様	熱感知器(耐酸型) 耐酸機能を有する火災 感知器として熱感知器 を設置(非アナログ式 ^{(注}
・放射線の影響を考慮する区域 放射線の影響を考慮した火災感知器を設置	煙感知器 放射線の影響を受けに くい非アナログ式 (注2) の煙感知器を設置	熱感知器 放射線の影響を受けに くい非アナログ式 (注1) の熱感知器を設置
・軽油,重油タンク室 (屋外埋設) 万一の燃料気化による 引火性又は発火性の雰 囲気を形成する可能性 を考慮	防爆型赤外線式 炎感知器 防爆機能を有する火災 感知るようの波としかがある。 生するが変をを 感知なる赤炎の知器を を が変をを で が、 が、 が、 が、 が、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	防爆型熱電対 防爆機能を有する火災 感知器として,火災時 に生じる熱を感知でき る熱電対を設置(アナ ログ式)

火災感知器の設置場所	火災感知器の型式	
・グローブボックス内 放射線の影響を考慮し た感知器を設置	熱感知器 (白金測温抵抗体) 火災時に生じる熱を広 範囲に感知できる熱感	熱感知器 (差動式分布型) 火災時に生じる熱を広 範囲に感知できる熱感
	知器を設置する(非ア ナログ式 ^(注3))	知器を設置する(非アナログ式)

- (注1) 非アナログ式の熱感知器は,作動温度を周囲温度 より高い温度に設定する設計とすることにより,誤 作動を防止する設計とする。
- (注2) 非アナログ式の煙感知器は、蒸気等が充満する場所に設置しない設計とすることにより、誤作動を防止する設計とする。
- (注3)潤滑油を内包する機器近傍に設置する場合は,当該機器のプロセス温度監視及び異常時の工程停止の措置を講じることで,機器発熱による誤作動(非火災報)を防止する。

補足説明資料 1 - 3 (23条) 添付資料 3

MOX燃料加工施設における

火災を想定するグローブボックス内の感知方法について

1. 概要

MOX燃料加工施設のグローブボックス内は、火災発生時に消火ガスを自動で放出できる設計とするため、早期感知及び火災の誤感知に伴う誤作動による消火ガスの放出を防止する観点から、以下<u>を考慮した</u>設計とする。

- 2. 想定火災及びグローブボックス内の状況
- 2. 1 想定火災

グローブボックス内は,以下の機器等により構成することから,火災の発生が否定できない。したがって,火災感知にあたっては,実用上使用可能な火災感知器の中から火災を早期に感知できるものを使用する。

- (a)ケーブル(動力系,制御系,計装系),計器類, 照明及び電磁弁
- (b)潤滑油を内包する機器
- (c)清掃,メンテナンス等で使用するウエスやアルコール (使用時以外は不燃性容器に収納する)
- (d)遮蔽の観点でグローブボックス内で使用するポリ エチレン (不燃性材料で覆う設計)

上記のうち, (a)については, 火災発生時の火災規模 は小さく核燃料物質に対して駆動力を与えないが, グロ

- <u>ーブボックス内に点在することから、グローブボックス</u> 内全体として早期に火災を感知する必要がある。
- 一方,(b)については、火災発生時の火災規模は大きく、核燃料物質に対して駆動力を与えるおそれがあるが、設置される場所を特定できることから、より火災を 感知しやすい対策を講ずるために以下を考慮した設計とする。

なお,(c)については使用状況が制限されることから,運転員が早期に火災を感知できることに加え,使用時以外は運転管理により火災発生を防止できること,(d)については,静的機器で可燃物が露出しないことから火災の発生を防止できる。

2. 2 グローブボックスの状態

グローブボックス内の製造運転を考慮すると,通常状 態は以下の通りとなる。

- ・核燃料物質を非密封 (蓋がない状態での容器の移送 等による)で取り扱う。(放射線の影響,粒子の影響を考慮)
- ・負圧を維持することで閉じ込め機能を維持するため、通常時は換気を行う。(グローブボックス全体でみると、通常時の温度は一定)
- ・燃料製造を行うことから、混合機等の機器及びそれ を支える架台が存在する。(感知器の配置、測定や 読み取りのためのレーザ光を考慮、作業性を考慮)
- ・混合機等の核燃料物質が集中する場所、機器発熱が

生じる箇所は局所的に熱を持つ。 (通常時,局所的 に温度が高い場所があることを考慮)

3. グローブボックス内の火災感知方法 グローブボックス内の火災感知のために達成すべき事項 を「早期感知」及び「誤作動(非火災報発報)防止」と位 置づけ、グローブボックスの状態を考慮した最適な火災感 知器の配置条件、火災感知器の種類を選定する。

3. 1 配置条件

火災感知器の最適な配置条件を考慮するにあたり、火災 の特徴、グローブボックス内の状況を踏まえ、以下を考慮 する。

(a) 火災規模の大小にかかわらず、火災発生時の影響は 上に移行するという特徴を踏まえると、グローブボッ クス内の上部に火災感知器を設置するのが有効。

なお、MOX粉末を取り扱うグローブボックスの 換気はダウンフロー方式とし、排気口をグローブボックスの下部に設置する必要があるが、火災による 熱の上昇を考慮し、上部の排気口に火災感知器を設置するのが有効。

- (b) グローブボックスは、換気設備(排気系統)でグローブボックス内を負圧に維持するという特徴を踏まえ、排気口側に気体の流れがあることを考慮し、排気口付近に火災感知器を設置することが有効。
- (c) 潤滑油の火災は,火災発生時に火災規模が拡大しや

すく,核燃料物質に対して駆動力を与える事象となる ため,潤滑油を内包する機器近傍に火災感知器を設置 することが有効。

なお、火災感知にあたっては、直接火災を見通せる (遮蔽物がない)所に火災感知器を設置するのが望ま しいが、機器や架台により遮蔽物となるため、グロー ブボックス内において直接火災を見通すことで有効な 感知ができる火災感知器の設置は有効ではない。ま た、グローブボックス自体がパネルや缶体で構成され ていることから、グローブボックス外に火災感知器を 設置することも有効ではない。

3.2 感知器の選定

感知器の選定にあたっては,発電所での新規制基準適合に係る検討内容も踏まえて行うとともに,可能な限り早期に火災を感知すること及び誤作動(火災でないにもかかわらず火災信号を発すること)を防止することを念頭に置き検討した。

火災の感知方法については、大きく分けると、煙感知、熱感知及び炎感知があるが、グローブボックス内に適切な感知器を設置する<u>にあたって、グローブボックス内の状況を考慮し3.2.1以降</u>の通り選定した。<u>(表</u>1)

なお, グローブボックスの状態を踏まえて火災感知器 の種類を選定するにあたって考慮すべき事項は以下の通 り。

- (a) 火災感知器に対する放射線影響を考慮する。
- (b) MOX粉末を取り扱うため、粉末粒子による 影響を考慮する。
- (c)測定や番号読み取りで使用するレーザ光による影響を考慮する。
- (d) グローブボックス内の環境温度を考慮する。
- (e) 機器の性能維持における作業性を考慮する。

3. 2. 1 煙による感知

煙による感知(煙感知器)は、空気中の煙の濃度を 測定し火災を感知するものである。

煙感知器は、発煙段階から感知が可能なため、火災の早期感知に対して優位性はあるが、半導体回路を有しており、放射線影響による故障が考えられること及びグローブボックス内では核燃料物質を非密封で取り扱うことを踏まえると、グローブボックス内で浮遊する粒子に反応することで、火災感知信号を誤発信することが考えられることから、グローブボックス内の火災感知として使用しない。

3. 2. 2 炎による感知

炎による感知(炎感知器)は、火災発生時の炎から 照射される赤外線や紫外線の変化を測定し、火災を感 知するものである。

炎感知器は、半導体回路を有しており、放射線影響 による故障が考えられること。また、グローブボック ス内は、番号(ID) 読取又は機器の位置決めセンサ等でレーザ光を使用するため、その光に反応し、火災感知信号を誤発信する可能性があることから、グローブボックス内の火災感知として使用しない(図1)。

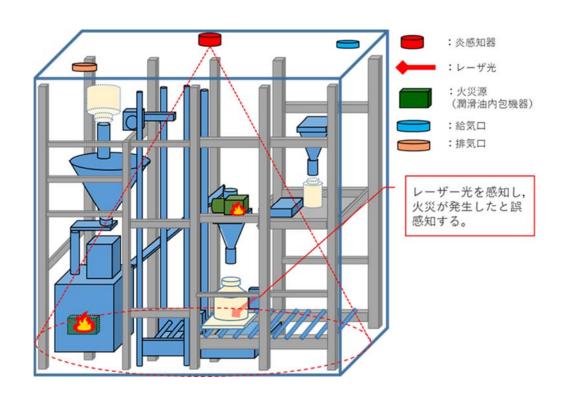


図1 炎感知器による火災感知の例

3. 2. 3 熱による感知

熱による感知(熱感知器)は,空気の温度変化を測 定し火災を感知するものである。

熱感知器は、半導体を有しない構造の感知器を選定することで、放射線環境下でも火災感知が可能である。また、グローブボックス内で浮遊する粒子やレー

<u>ザ光</u>に反応することもなく, グローブボックス内の火災 感知に適するものと考える。

熱感知器は、差動分布式、定温式及び熱複合式に分類される。熱複合式は差動式と定温式を組み合わせたものであること、また単一故障で複数の動作原理を有する感知器が同時に機能を喪失する可能性があることを踏まえて、熱感知器のうち、動作原理が独立しているものとして、差動式の熱感知器、定温式の熱感知器及び同等の火災感知機能を有するサーモカメラ及び自金測温抵抗体の中から、早期の火災感知のために優勢性を有するものを選定する。

① 定温式

定温式の熱感知器は、空間温度を測定し、バイメタルにより一定温度を感知するものである。定温式の熱感知器は、点検に当たって検出端に熱源を当てる必要があるが、点検用治具の持ち込みができず性能維持ができないため火災感知器として使用しない。

② 差動分布式

差動式の種類はスポット型と分布型に分類されるが, グローブボックス内で発生した火災による熱が上部に溜まることを考慮し, グローブボックス上部を網羅的に感知できるよう分布型を使用する。

また、分布型は空気管式、熱電対式、熱半導体式に分類されるが、半導体式は放射線による影響を受

ける可能性があることから,動作原理が異なり放射線影響を受けにくい熱空気管式又は熱電対式のうち,同じ感知範囲でも検出器の数が少なく合理的な設計が可能と考えられる熱電対式を使用する。

<u>差動分布型熱感知器としては,</u>温度上昇異常 (15℃/min以上)を感知するものを使用する。

<u>差動分布型熱感知器</u>は故障検知回路を有することで、断線等による故障を検知できる設計とする。

③ サーモカメラ

熱感知器と同等の機能を有する機器であるサーモカメラは、測定対象物からの赤外線放射を熱線として、温度上昇を電気的な変化に変えて火災を検知するものである。グローブボックス内に設置した場合、放射線影響により故障するため火災感知ができなくなること。グローブボックス外に設置した場合、グローブボックス缶体部や周囲の機器、架台等が障壁となり、火災の特定ができないため、火災感知として使用しない(図2)。

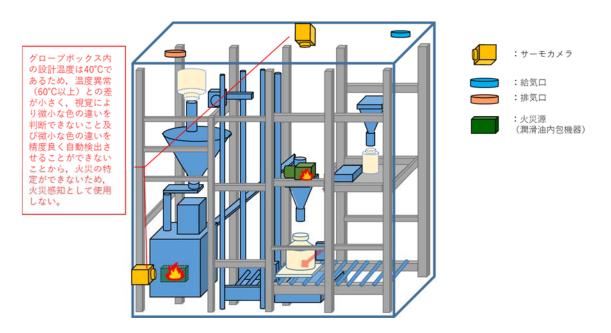


図2 サーモカメラによる火災感知の例

④ 白金測温抵抗体

白金測温抵抗体は,温度変化に伴う金属の電気抵抗値の変化を測定するものである。

白金測温抵抗体は、半導体回路を有しない構造で あるため放射線影響を受けないことから使用に適す る。さらに、通常時の機器の運転温度を考慮して、 60℃以上で温度異常を検出できる白金測温抵抗体を 使用する。

また,白金測温抵抗体を有する火災感知を行う設備は故障検知回路を有することで,断線等による故障を検知できる設計とする。

表1 火災感知器の選定に係る検討

種類	検討内容	<u>選定</u> 結果
<u>煙</u> <u>感 知 器</u>	 放射線影響を考慮すると、半導体を有する構造のため放射線影響で故障し感知できなくなる。 粉末粒子による影響を考慮すると、通常時、粒子 (MOX粉末)が存在するグローブボックスでは誤作動する。 レーザ光による影響を考慮しても、測定原理が煙を感知するものであるため、レーザ光により煙感知器が誤作動することはない。 グローブボックス内の環境温度を考慮しても、測定原理が煙を感知するものであるため、環境温度により誤作動することはない。 機器の性能維持における作業性を考慮すると、グローブボックス内又はグローブボックス外から点検できる方法を考慮する必要がある。 	×
<u>炎</u> 感知器	 放射線影響を考慮すると、半導体を有する構造のため放射線影響で故障し感知できなくなる。 粉末粒子による影響を考慮しても、動作原理が炎を感知するものであるため、粉末により誤作動することはない。 レーザ光による影響を考慮すると、レーザ光により誤作動する。 グローブボックス内の環境温度を考慮しても、測定原理が煙を感知するものであるため、環境温度により誤作動することはない。 機器の性能維持における作業性を考慮すると、グローブボックス内又はグローブボックス外から点検できる方法を考慮する必要がある。 	<u>×</u>

表1 火災感知器の選定に係る検討

	種類_	<u>検討内容</u>	<u>選定</u> 結果
	<u>熱</u> 感知器	 火災感知器に対する放射線影響を考慮しても、半導体を有しない構造の感知器を選定することで、放射線環境下でも感知可能。 粉末粒子による影響を考慮しても、動作原理が熱を感知するものであるため、粉末により誤作動することはない。 レーザ光による影響を考慮しても、動作原理が熱を感知するものであるため、レーザ光により誤作動することはない。 グローブボックス内の環境温度を考慮すると、動作原理が熱を感知するものであるため、環境温度を考慮した措置を講ずる必要がある。 機器の性能維持における作業性を考慮すると、グローブボックス内又はグローブボ 	<u>O</u>
	定 温 式_	<u>ックス外から点検できる方法を考慮する必要がある。</u> ・半導体を有しない構造のため、放射線影響受けない。 ・環境温度が異常な高温にならないよう対策を講ずることで、誤作動防止が可能。 ・火災感知器の点検にあたり、検出端には熱源を当てる必要があるが点検用治具の持ち 込みができない。	<u>×</u>
3 2	差動式	・半導体を有しない構造のため、放射線影響受けない。 ・環境温度が異常な高温にならないよう対策を講ずることで、誤作動防止が可能。 ・検出端の抵抗値を測定する必要があるが、グローブボックス外で抵抗値の測定が可能 である。	<u>O</u>
	<u>サーモ</u> カメラ	 グローブボックス内に設置した場合、半導体を有する構造のため、放射線影響により 故障するため感知ができなくなる。 グローブボックス外に設置した場合、グローブボックスのパネル材や周囲の機器、架 台等が障壁となって火災源を直視できない。 	×

表1 火災感知器の選定に係る検討

種類	<u>検 討 内 容</u>	<u>選定</u> 結果
<u>白金測</u> 温抵抗 体	・半導体を有しない構造のため、放射線影響受けない。・環境温度が異常な高温にならないよう対策を講ずることで、誤作動防止が可能。・検出端の抵抗値を測定する必要があるが、グローブボックス外で抵抗値の測定が可能である。	<u>O</u>

- 3.3 グローブボックス内の火災感知器の配置例
- a. 安全上重要な施設以外のグローブボックス及び安全 上重要な施設のグローブボックス

安全上重要な施設以外のグローブボックス及び安全 上重要な施設のグローブボックスにおける火災感知器 の設置例を図3に示す。

安全上重要な施設以外のグローブボックス及び安全 上重要な施設のグローブボックスは、火災による熱が 滞留しやすいグローブボックス内の排気口付近に白金 測温抵抗体を設置し、グローブボックスの天井に差動 分布型<u>熱感知</u>器を設置することにより、早期に火災を 感知できる設計とする。

b. 潤滑油を内包する機器を有する安全上重要な施設の グローブボックス

潤滑油を内包する機器を有する安全上重要な施設の グローブボックスにおける火災感知器の設置例を図 4 に示す。

潤滑油を内包する機器を有する安全上重要な施設のグローブボックスは「a.安全上重要な施設以外のグローブボックス及び安全上重要な施設のグローブボックス」で示した設計に加え、火災発生時に公衆に与える影響が大きくなることから、潤滑油を内包する機器の近傍に白金測温抵抗体を設置し、早期に火災を感知する設計とする。

- c. MOX粉末を取り扱う安全上重要な施設以外のグロ ーブボックス及び安全上重要な施設のグローブボック ス
 - MOX粉末を取り扱うグローブボックスにおける火災 感知の設置例を図5に示す。
 - MOX粉末を取り扱う安全上重要な施設以外のグローブボックス及び安全上重要な施設のグローブボックス は、換気による粉末粒子の舞い上がりを防止する観点から、ダウンフロー方式とし、排気口をグローブボックス の下部に設置する必要がある。

しかし、MOX粉末を取り扱う安全上重要な施設以外 のグローブボックス及び安全上重要な施設のグローブボックスは、火災による熱が集中しやすいグローブボック ス内の排気口付近に白金測温抵抗体を設置し、グローブボックスの天井に差動分布型熱感知器を設置することに より、早期に火災を感知できる設計とする。

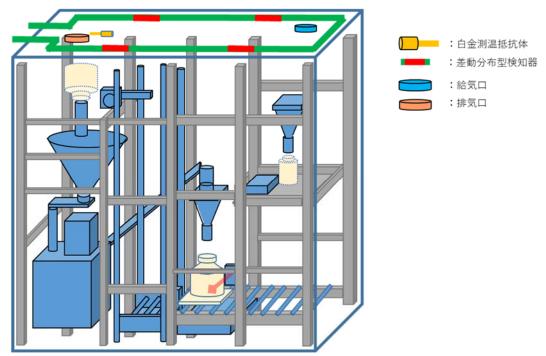


図3 安全上重要な施設以外のグローブボックス及び安全上重要な施設のグローブボックスにおける火災感知器の設置例

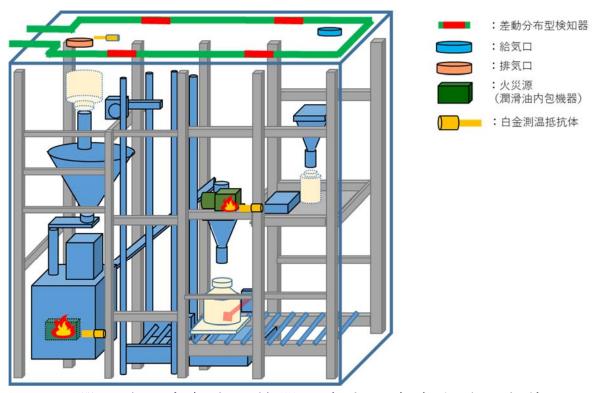


図4 潤滑油を内包する機器を有する安全上重要な施設の グローブボックスにおける火災感知器の設置例

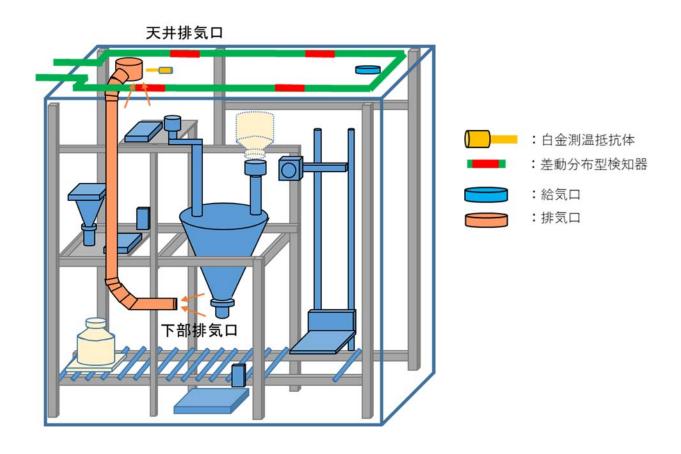


図 5M O X 粉末を取り扱うグローブボックスにおける火災感知器の設置例

3. 4 火災感知器の誤作動防止及び信頼性の確保

グローブボックス内に設置する火災感知器(白金測温抵 抗体及び差動分布型熱感知器)はアナログ式ではないた め、誤作動防止対策を講ずるとともに、単一故障を考慮し た信頼性を確保する設計とする。

グローブボックス内に設置する火災感知器は構造が単純 であることから、故障誤作動(非火災報)の要因が以下の 通り想定できる。

(a) 火災感知器の故障が想定されるが,火災感知器 は差動分布型熱感知器,白金測温抵抗体ともに検 出端は静的なものであり、故障は検出器と温度異常(火災信号)を発信する回路の故障。

(b) 内装機器の故障やモータ等への電動機類の過電 流による温度上昇による誤作動。

これらの要因に対して,以下の対策を講ずる。

- (a) 白金測温抵抗体及び差動分布型熱感知器は、検出端が静的機器であることに加え、構造が単純であるため考えられる故障は断線である。したがって、回路が単純となることに加え、故障検知回路を有することで、早期に断線等による故障を検知する設計とするとともに、故障発生時は速やかに修理することで、火災発生時には機能を発揮できる状態とする。
- (b) グローブボックス内装機器の異常高温について は、プロセス温度の監視、故障警報により工程を 停止できることで、装置の異常高温防止すること で火災感知器の誤作動を防止する。
- (c) グローブボックス内の火災を早期に感知及び消火するため、白金測温抵抗体及び差動分布型検出器のいずれか1つが異常を感知した場合に、火災感知信号を発信することで、1つの火災感知器が故障しても火災の感知機能が維持できる設計とする。(図6)

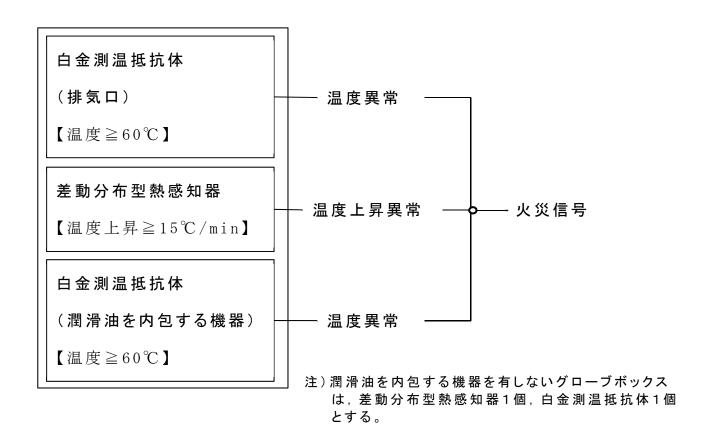


図6 グローブボックス内火災感知回路の考え方

補足説明資料 1 - 3 (23条) 添付資料 3 別紙 1

グローブボックス内火災の模擬試験について

1. 概要

MOX燃料加工施設のグローブボックス内では核燃料物質を非密封で取り扱うことから、一次閉じ込め機能が喪失しないよう、グローブボックス内で想定される火災を感知するために、熱感知器を設置する設計とする。また、核燃料物質に対して駆動力を与えるような火災が発生した場合、核燃料物質の過度な放出につながるおそれがある。

したがって, グローブボックス内で想定される, 核燃料物質に対して駆動力を与えるような火災を模擬した消火試験を実施した。

- 2. グローブボックス内の火災源を模擬した消火試験
- 2. 1 試験概要

グローブボックスの模擬体、模擬火災源を用いて、グローブボックス内での火災を模擬し、グローブボックス内温 度変化を確認し、火災を消火する。

2. 2 試験条件

第1図に試験イメージを示す。

(1) グローブボックス模擬体
グローブボックスの模擬体として
約W2,000mm×約D1,000mm×約H2,000mm
 (約4m³) のボックスを使用した。

(2) 換気条件

換気条件は、換気が行われる状態を模擬した。 換気風量は、グローブボックスの主な換気回数で ある 6 回/h $(24 \,\mathrm{m}^3/h)$ とした。

(3) 模擬火災源の設定

潤滑油を内包する機器(グローブボックス内外)のうち、最もオイルパンのサイズが大きく、 燃焼による発熱量が大きくなる「研削紛回収装置 ブロア」(ただし、当該装置は本試験実施後の設 計変更により、潤滑油を有さない設計とし、火災 源ではなくなった。)を代表として選定した。スポンジに潤滑油を浸み込ませ、ガスバーナーによって強制的に着火させ、研削紛回収装置ブロアのオイルパンで潤滑油を燃焼した場合と同等の発熱 量を模擬した。

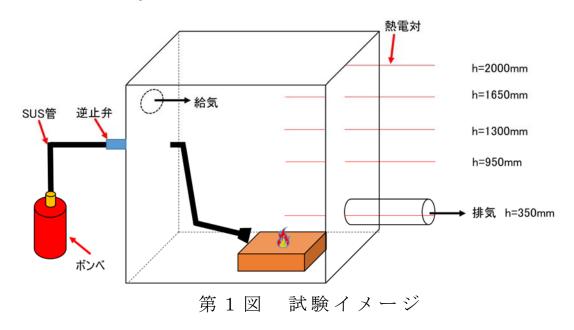
(4) 熱電対の設置位置

熱は火災源近傍及び上部に滞留しやすいという 特性を考慮して、火災源の直上に熱電対を設置す る。

- ・底面から350mm(排気口高さ)
- ・ 底面から950mm
- ・ 底面から1350mm
- ・ 底面から1650mm
- ・底面から2000mm (天井)熱電対は、シース熱電対 Kタイプ (JIS:クラス2)とする。

(5) 火災の消火

火災によるグローブボックス内の温度変化が安 定したことを確認し、消火剤を放出し火災を消火 する。



2. 3 試験結果

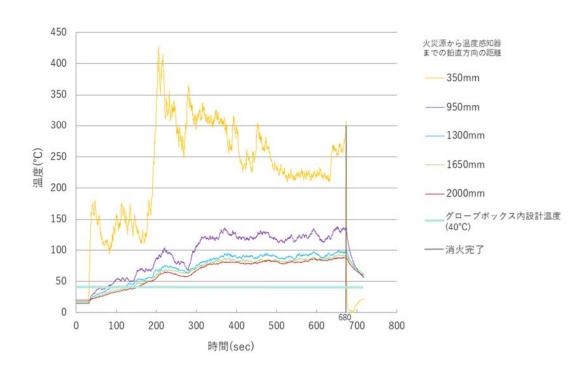
火災による温度変化が安定したため,消火剤を放出し, 火災を消火した。

試験実施時の温度変化を第2図に示す。

本試験の結果よりグローブボックス内で火災が発生した際の、火災源からの距離の違いによる温度変化の挙動を確認した。

火災源近傍に設置した熱電対では、着火数秒後で急速な 温度上昇が確認された。

試験開始後,約680秒で消火剤を放出したが,数秒で急速に温度は低下し消火した。その際,再燃は確認されなかった。



第2図 潤滑油火災を模擬した場合における温度変化